

令和 8 年第 3 回（6 月）大潟村議会定例会会議録

1. 開議日時 令和 8 年 6 月 10 日（水）午前 10 時 00 分～午後 3 時 27 分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1 番：松本 正明	2 番：菅原アキ子	3 番：川渕 文雄
4 番：黒瀬 友基	5 番：松橋 拓郎	6 番：菅原 史夫
7 番：齋藤 牧人	8 番：松雪 照美	9 番：三村 敏子
10 番：大井 圭吾	11 番：工藤 勝	12 番：丹野 敏彦

計 12 名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略）なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 小澤菜穂子
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤綾子
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 近藤比成
産業振興課長 伊東 寛	教育次長 宮田雅人
農業委員会事務局長 小林 豊	

6. 議会事務局の職員 事務局長 澤井公子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第 1 号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第 29 号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第 30 号 工事請負契約の締結について

議案第 31 号 財産の取得について

議案第 32 号 令和 8 年度大潟村一般会計補正予算案

議案第 33 号 令和 8 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案

議案第 34 号 教育長の任命について

報告第 4 号 令和 7 年度大潟村一般会計繰越明許費及び事故繰越し繰越計算書報告

報告第 5 号 令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計繰越計算書報告

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、12名で定足数に達しております。

これより、令和8年第3回大潟村議会定例会を開会いたします。

日程第1、「会議録署名議員」の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、齋藤牧人さんと、8番、松雪照美さんを指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、4番、黒瀬友基さん。

【議会運営委員長：黒瀬友基】

4番、黒瀬友基です。

私から、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

去る6月2日、午前9時より委員会室において、村当局より石川総務企画課長、遠藤総務企画課課長補佐出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

今定例会の一般質問は6名で、提出案件は8件であります。提出案件の内訳は、条例関係1件、契約関係1件、財産関係1件、補正予算2件、人事案件1件、報告2件でありました。

委員会では、総務企画課長及び議会事務局長より各議案等について概要説明を受けた後、それぞれの内容等について質疑を行っております。その後、一般質問等の内容を確認し、会期や議事日程について、協議を行ったところであります。

その結果、会期は、本日6月10日から6月16日までの7日間といたしました。

なお、付託案件、会期日程、一般質問等については、皆さんに配付した資料のとおりであります。

以上、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

【議長：丹野敏彦】

お諮りいたします。

ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月16日までの7日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、会期は、6月10日から6月16日までの7日間と決定いたしました。

次に、日程第3、「諸般の報告」を行います。

はじめに、議会に対して提出された報告書について、報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和8年2月分から令和8年4月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

次に、南秋田郡町村議会議長連絡協議会について報告いたします。

去る5月8日、井川町役場会議室において同協議会の定期総会が開催され、令和7年度の

事業報告及び決算認定並びに令和 8 年度の事業計画及び予算について審議を行い、全会一致で承認されました。

なお、今年度の南秋田郡町村議会議員大会は、10 月 30 日に大潟村で実施する予定で、準備をしております。

次に、全国町村議会議長会について、報告いたします。

去る 5 月 26 日、町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、参加して参りました。

研修では、一般財団法人地域活性化センター理事長、林崎理氏による「地方創生と地域未来戦略」と題しての講義のほか、東海大学教養学部教授、万城目正雄氏、京都女子大学学長、竹安栄子氏による講義が行われました。

私からの報告は、以上であります。

なお、関係資料は事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

次に、男鹿地区消防一部事務組合議会について、報告があります。

4 番、黒瀬友基さん。

【4 番：黒瀬友基議員】

4 番、黒瀬友基です。

私より、男鹿地区消防一部事務組合議会について報告いたします。

令和 8 年男鹿地区消防一部事務組合議会第 1 回定例会は、令和 8 年 3 月 27 日に消防本部講堂において開催されました。

はじめに、潟上市議会議員の改選に伴う副議長の選挙を指名推選により行いました。その後、同じく潟上市議会議員の改正に伴っての議席の指定を行った後、管理者である菅原広二男鹿市長より、諸般の報告が行われました。昨年 1 月から 12 月の火災は、発生件数が 27 件で、前年と比較し 3 件の増、火災による死者は 1 名とのこと。救急出場件数は 2,595 件で、前年と比較し 46 件の増。ドクターヘリは 132 件の出動要請を行ったとのこと。

引き続き、菅原管理者より、昭和 48 年の創設以来、地域住民の生命と財産を守るため消防救急業務を行ってきた男鹿地区消防一部事務組合の解散に際しての、最後の挨拶が行われ、令和 8 年男鹿地区消防一部事務組合議会第 1 回定例会は終了いたしました。

以上、男鹿地区消防一部事務組合議会についての報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

次に、男鹿潟上南秋消防組合議会について、報告があります。

6 番、菅原史夫さん。

【6 番：菅原史夫議員】

6 番、菅原史夫です。

私から、令和 8 年 3 月 27 日に開催されました男鹿潟上南秋消防組合議会第 1 回定例会及び 6 月 2 日に行われた第 3 回臨時会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに、第 1 回定例会の報告をいたします。

本年 2 月に行われた潟上市議会選挙により、本消防組合議会への選出議員も改選され、新たに選出された 4 名の議員の紹介がありました。また副議長選挙が行われ、潟上市議会の堀井克見氏が選出されました。

その後、議案が上程され、議案第 22 号「男鹿潟上南秋消防組合情報公開条例について」、議案第 23 号「男鹿潟上南秋消防組合個人情報保護に関する法律施行条例について」、議案第 24 号「男鹿潟上南秋消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例について」が一括議題で審査に入りました。管理者から提案理由、消防長から補足説明がありました。

質疑・討論はなく、採決に入り、議案第 22 号から第 24 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号「男鹿潟上南秋消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例について」、議案第 26 号「男鹿潟上南秋消防組合職員の服務の宣誓に関する条例について」、議案第 27 号「男鹿潟上南秋消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例について」、議案第 28 号「男鹿潟上南秋消防組合職員の分限に関する条例について」、議案第 29 号「男鹿潟上南秋消防組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例について」が一括議題として上程されました。管理者から提案理由、消防長から補足説明がありました。これら議案はすべて地方公務員法に基づき必要な事項を整備するものであります。

質疑・討論はなく、採決に入り、議案第 25 号から第 29 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号「男鹿潟上南秋消防組合長期継続契約に関する条例について」、議案第 31 号「男鹿潟上南秋消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例について」が一括議題として上程され、管理者から提案理由、消防長から補足説明がありました。議案第 30 号は、地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるもので、対象としては事務機器等の賃貸借契約や保守管理契約等で、期間は 5 年以内とするものです。議案第 31 号は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び 8 号の規定に基づき定めるもので、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とし、財産の取得または処分については予定価格 2,000 万円以上の不動産もしくは動産の買い入れ、売り払い、不動産の信託の受益権の買い入れもしくは売り払いとするものです。

質疑・討論はなく、採決に入り、議案第 30 号、第 31 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号「男鹿潟上南秋消防組合手数料条例について」、議案第 33 号「男鹿潟上南秋消防組合火災予防条例について」、議案第 34 号「男鹿潟上南秋消防組合行政手続条例について」が一括議題として上程され、管理者から提案理由、消防長から補足説明がありました。議案第 32 号は、地方自治法第 227 条の規定に基づき、手数料を徴収すべき事項および金額、その他必要な事項を定めるものです。議案第 33 号は、消防法第 9 条等の規定に基づき、火災予防上必要な事項について定めるものです。議案第 34 号は、行政手続法第 46 条の規定の趣旨に基づき必要な事項を定めるものです。質疑・討論はなく、採決に入り、議案第 32 号

から第 34 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号「令和 8 年度男鹿潟上南秋消防組合一般会計予算について」が上程され、管理者から提案理由、消防長から補足説明が行われました。

本年度の主な施策としては

1. 通信指令設備の更新整備と広域化に伴うシステム運用の一元化
2. 人材育成として消防大学校へ職員派遣
3. 消防車両の更新として泡原液搬送車、高規格救急車 2 台を予定で、財源は緊急防災・減災事業債を活用

とのことでした。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 31 億 3,316 万 5,000 円であり、歳入の主なものは構成市町村の負担金 22 億 5,583 万 9,000 円で、歳入総額の 72%です。歳出の主なものは消防費が 27 億 5,754 万 3,000 円であり、消防職員の人件費および消防施設等の維持管理費です。また公債費は 1 億 6,674 万 1,000 円であり、起債の償還金であるとのことでした。

質疑に入り、デジタル無線及び高機能消防指令システム改修工事の期間と完成までの運用についての質問がありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

次に令和 8 年 6 月 2 日に開催された第 3 回男鹿潟上南秋消防組合議会臨時会の審査の経過と結果について報告いたします。

はじめに、本年 4 月に行われた男鹿市議会議員選挙により、新たな当消防議会への選出議員の紹介があり、その後、議長選挙が行われました。選挙は指名推薦で行われ、男鹿市議会の船木正博氏が当選されました。

議案審査に入り、報告第 1 号「令和 7 年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計繰越明許繰越計算書について」と、議案第 36 号「消防救急デジタル無線及び高機能消防指令システム改修工事請負契約の締結について」が上程されました。

管理者から、議案説明に先立ち、諸般の報告として、不適切な事務処理事案についての報告がありました。旧湖東地区行政一部事務組合において職員への時間外勤務手当等の算定の誤りがあり、過大支給が判明。現在関係資料を精査し再算定を進めている状況であり、正確な返還額が確定したのち議会へ報告するとのことでした。また、消防広域化後の活動状況の報告があり、4 月 1 日の広域化業務開始後は、現場の混乱や出動の遅延など一切発生しておらず、湖東消防署管内で起きた火災では男鹿消防署からも出動し圧倒的な消火・救助体制で現場対応にあたれたことは、広域化によるメリットが実証された事案であったとのことでした。また本年 4 月、岩手県大槌町で発生した林野火災では消防庁長官より緊急消防援助隊の出動要請があり、秋田県大隊として約 10 日間、延べ 44 名の隊員を本消防本部から派遣したとのことでした。

その後、提案理由、消防長から補足説明がありました。消防救急デジタル無線及び高機能

消防指令システム改修工事請負契約については、随意契約により 2 億 9,727 万 5,000 円で、日本電気株式会社東北支社との本契約の締結案件です。質疑に入り、当初予算との金額の差の理由、システム改修内容についての質問がありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号「財産の取得」が上程され、管理者から提案理由、消防長から補足説明がありました。本議案は石油コンビナート火災や林野火災等に対処するため、泡原液搬送車を更新するもので、本年 5 月 19 日、指名競争入札で、猿田工業株式会社が 7,392 万円で落札したため本契約を締結するものです。

質疑・討論はなく、採決に入り、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 38 号「財産の取得」が上程され、管理者から提案理由、消防長から補足説明がありました。本議案は救急業務の高度化を図るため、高度救命用資機材を装備した高規格救急自動車 2 台を更新するもので、本年 5 月 19 日に指名競争入札を行った結果、秋田トヨタ自動車株式会社が 7,722 万円で落札したので、本契約を締結するものです。

質疑・討論はなく、採決に入り、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

以上で、男鹿潟上南秋消防組合議会の報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

次に、八郎湖周辺清掃事務組合議会について、報告があります。

2 番、菅原アキ子さん。

【2 番：菅原アキ子議員】

2 番、菅原アキ子です。

令和 8 年第 1 回八郎湖周辺清掃事務組合議会定例会及び全員協議会が、去る 3 月 24 日に開催されましたので、私からその審議経過と結果についてご報告申し上げます。

今回は、定例会の前に、職員による案内で、全員でクリーンセンターの施設見学を行いました。家庭から出たごみを受け入れホッパーに入れてから大まかに破碎し、コンベアで運ばれた危険物を目視で除去したり、資源ごみは手作業で異物を取り除き、缶やガラス瓶を色ごとに分けたり、ペットボトルは圧縮し梱包しています。その機器の状態や処理状況をテレビモニターなどで監視しているのが中央制御室でした。市町村長をはじめ議員全員で、ばい煙や臭い、汚水などの公害防止にも細心の注意を払った処理システムをつぶさに見学させていただいたのは初めてでしたので、資源循環型社会を目指して日頃から清掃作業に携わる方々の姿勢に改めて感謝しながら、ごみの減量化にみんなでお互いに協力していかなければという思いでした。

その後、男鹿市八郎湖周辺クリーンセンター研修室におきまして、令和 8 年第 1 回八郎湖周辺清掃事務組合議会定例会が開会されました。

会期の決定、会議録署名議員を指名した後、菅原管理者より諸般の報告がございました。はじめに、令和 7 年度のゴミ搬入見込みは 1 万 2,600 トンで、人口減少やごみの減量化の啓

発により、前年度に比較して、520 トン、4%の減になるものと見込んでいる。また、施設の稼働日数については、熱回収施設の 1 号炉が前年度より 26 日少ない 229 日程度、2 号炉が前年度より 9 日多い 265 日程度、リサイクル施設が前年度より 2 日少ない 253 日程度になるものと見込んでいるとのことでした。

また、ごみ処理広域化については、現在、秋田市、潟上市、本組合構成市町村と、昨年 11 月に加わった由利本荘市の 8 自治体で広域化を進めているが、2 月 9 日に開催された協議会において、枠組みが変わったことを機に、協議会の名称を「秋田中央地域ごみ処理広域化協議会」に改めるとともに、昨年 3 月に締結した基本協定書を改定し、3 月 19 日に再締結しているとのことでした。

また、秋田市に建設予定の新施設にごみを効率的に収集運搬するための中継施設の建設候補地については、潟上市クリーンセンターと男鹿地区衛生センターの 2 か所を候補地として、潟上市および本組合構成市町村で比較検討した結果、既存施設の解体費や各市町村の収集運搬費の増減など全体最適の観点から、潟上市クリーンセンター敷地内を適地として選定し、同協議会で承認したところである。この協議内容については、定例会終了後に予定している議会全員協議会において報告させていただきたいとのことでした。

次に、議案第 1 号「令和 8 年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計予算について」が上程されました。菅原管理者より、本予算は組合市町村から搬入されるごみの処理に係る施設の維持管理費等を措置したもので、歳入歳出予算の総額を 7 億 1,820 万 7,000 円とするものでありますとの提案理由の説明があり、事務局長より補足説明を受けた後、審議に入りました。

委員より、人件費アップの具体的な内容やごみに対応するコストの捉え方、イラン、アメリカ、イスラエルの関係で不安視される新年度の燃料費についての質疑がありました。当局より、「技術者等の雇用確保を図るため、給料月額を 3%引き上げ、パートタイマーの時給も 951 円から 1031 円の最低賃金まで引き上げを行っている。燃料費の A 重油については、現段階では不安なところもあるが、この後の状況によっては必要に応じた対応をしなければならないと考えている。」とのことでした。また、広域化が具体的に出てきている中で、施設の捉え方についての質疑があり、当局より、「この施設は平成 20 年に稼働しており、この後 10 年もたせるとなると、30 年近くになる。一般的には大規模改修が必要になり、広域化のコンサルで作った基礎資料の中でも 20 億とされている。今は、大規模改修はしないで、広域化を前提として中身を大きく見直して、令和 7 年、8 年は 3 億円、9 年は 4 億円の修繕費を計上し、広域化の実現まで施設を維持する考えのもとに見込みを立てている。事前の点検をしっかりと進めながら対応していきたい。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第 1 号は全会一致で原案のとおり可決されました。

議会定例会を閉会した後、続いて、八郎湖周辺清掃事務組合議会全員協議会が開会されました。協議案件は、ごみ処理広域化の進捗状況についてです。男鹿市生活環境課の岩谷課長

から説明があり、佐藤副管理者の補足説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、中継施設の建設に係る整備負担についての質疑があり、当局より「由利本荘市は由利本荘市の分だけ負担し、当地域は潟上市と当組合構成市町村において負担し、秋田市はどちらにも関係していない。当地域の中継施設整備費は、令和6年度の調査では、二十数億円となっている。」とのことでした。委員より、「広域化の新しい施設が整備されることに伴っての中継施設であるため、広域化の観点から考えると秋田市からも中継施設整備の負担に少しでも加わっていただくことはできないか。秋田市にもメリットがあると思うが、一縷の望みを持つことはできないのか。」との質疑があり、当局より、「広域化の方針で、大都市受け入れ方式として、秋田市が処理の大半を占めることを考えれば、中継施設については我々の方で整備負担することで諦めざるを得ないという思いである。残るは中継施設から秋田市までの運搬経費負担部分について検討することになるが、議員の意見も心に残して、引き続き対応していきたい。」とのことでした。委員より、「男鹿市と大潟村は運搬距離が遠くなるため、ランニングコストが増加となるが、話し合いはあったのか。」との質疑に、「秋田市とは今後の話し合いになると思われる。ランニングコストは増となるが、車両台数が抑えられ、全体から見たトータル面ではメリットがある。」とのことでした。委員より、「潟上市クリーンセンターで津波浸水想定区域3メートル未満となっているが、整備するときは3メートル以上、盛り土を行う考えか。」との質疑があり、「盛り土を行う予定となっていない。現状の地盤に整備することになると思う。」とのことでした。委員より、運搬時間や渋滞への影響、ルートや運転人員、中継施設の管理運営についての質疑があり、「まだ決まっておらず、建設地が潟上市となったため、潟上市が主体となって進めることになる。」とのことでした。委員より、「秋田市の他市町村が関わる枠組み等をどのように考えているか。」との質疑があり、「これからまだ10年かかる広域化の協議なので、様々な利害関係等を含めて合意形成に向けて全体で協議されることになる。そこに至る話し合いとしては、お互いに意見を出し合いながら進めている。」とのことでした。委員より、「周辺道路の工事費について、走行しているのは収集車だけではなく、地元や一般車も通行している道路なので、菅原管理者から鈴木市長に、潟上市の道路は自前で整備するようにきちっとお話をしたい。過去にこの八郎湖の施設をつくる前の構成市町村の枠組みの中で、あまりにも無理難題な環境整備費を要求した地区の人たちが多かったことが原因で、後日の市町村合併の枠組みも崩れた経緯があるので、その部分は強く申し入れていただきたい。」との質疑もありました。

以上、八郎湖周辺清掃事務組合議会及び全員協議会のご報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、「村政報告」を行います。

村長より、村政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、令和 8 年 6 月定例会の開会にあたり、提出案件の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、こども家庭センターの設置について申し上げます。

こども家庭センターは、母子保健及び児童福祉双方の機能の一体的な運営を行い、妊産婦や子育て世帯に対し、早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を実施することを目的としております。本村におきましては、これまで子育て世代包括支援センター（おおがたネウボラ）で担当してきた母子保健機能と、福祉保健課で担当してきた児童福祉機能を統合し、一体的な運営を行ってまいります。これにより、すべての妊産婦、子育て世帯、そしてこどもが抱える様々な困りごとや相談に対し、関係機関と連携・協力しながら、より切れ目のない支援を行っていくものです。

こども家庭センターにつきましては、本年 10 月 1 日の開設に向けて、現在、保健センター内への設置準備を進めております。今定例会において、これに関連する補正予算を計上しましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、各種連携協定の締結について申し上げます。

去る 3 月 23 日、本村と明治安田生命保険相互会社は、緊密な連携と協働による活動を推進し、村民の健康増進や村民サービスの向上を図ることを目的に、包括連携協定を締結いたしました。本協定に基づき、それぞれの資源やノウハウを有効に活用した協働によるむらづくりを推進し、地域の一層の発展を目指してまいります。

次に、3 月 24 日、本村と株式会社大潟村カントリーエレベーター公社及び東洋ライス株式会社の三者で、村産米の高付加価値化、循環型農業の推進、食育・健康増進など、地域住民の健やかな暮らしと持続可能な農業、地域社会の発展を目指し、包括連携協定を締結いたしました。

これらの協定を通じ、様々な分野において、民間事業者の皆様と本村が連携・協働し、それぞれの特性や資源を最大限に生かしながら、相互の発展に繋げてまいりたいと考えております。

次に、西 1 丁目 3 番地の宅地分譲の進捗状況について申し上げます。

当該地区の宅地分譲につきましては、昨年 9 月に全 26 区画の分譲を開始いたしました。本年 5 月末現在で 21 区画が売却済みで、うち 9 区画の購入者は村外在住の方となっており、本村への移住に対する関心の高さが伺えると感じております。引き続き、本村の住まいづくり支援をはじめ、充実した子育て環境や良好な生活環境といった魅力をパッケージ化して発信するなど、移住・定住施策の推進を図ってまいります。

次に、ボート合宿の誘致について申し上げます。

このたび、公益社団法人日本ローイング協会のトップチームであるシニア日本代表の強化合宿が 8 月に大潟漕艇場で実施されることとなりました。今回の合宿は、5 月 11 日から 12 日

にかけて実施いたしました「ボート合宿実証実験（モニターツアー）」がきっかけとなったものです。ツアーには日本代表チームのヘッドコーチをはじめ、4チームの関係者が参加されました。その際、本村の練習環境を高く評価いただき、正式に合宿実施の申し入れをいただいた次第です。

この合宿は国際大会であるアジア競技大会の直前合宿として行われます。国を代表するトップアスリートの練習を間近で見られる機会は、令和3年のデンマーク代表チームの合宿以来、5年ぶりとなります。村民の皆様におかれましては、ぜひ漕艇場へ足をお運びいただき、選手たちに温かいご声援を賜りますようお願い申し上げます。なお、合宿の詳細につきましては決まり次第、改めてお知らせしてまいります。

次に、押尾川部屋の大潟村合宿について申し上げます。

今年で3回目を迎え、本村に定着してまいりましたこの合宿は、明日11日から14日までの4日間、応援大使の押尾川親方をはじめ所属力士など総勢15名の皆様をお迎えして実施されます。今回は、秋田魁新報社の特別協賛もいただき、これまで以上に充実した内容となっております。力士とのふれあいを通じ、子どもたちや村民の皆様に元気を届けるとともに、村外からも多くの方々を誘客し、大潟村を代表するイベントの1つとして育てていきたいと考えております。

親方、そして力士の皆様が実りある合宿が送れるよう、力強い応援をよろしく願いいたします。

次に、クマの出没状況について申し上げます。

本年4月以降、村内においてクマの目撃に関する情報が延べ9件寄せられております。これに対し、村ではその都度、防災行政無線や公式LINEを通じて、村民の皆様へ迅速な情報提供と注意喚起を行ってまいりました。

現在、鳥獣被害対策実施隊員によるパトロールに加え、職員による総中内の巡回を実施し、警戒にあたっております。

村民の皆様におかれましても、収穫した農作物の適正な処理やクマが食べるものを放置しないといった対策に、引き続きご協力をお願いいたします。また、屋外での作業や外出の際にも、特段のご注意をお願い申し上げます。

次に、八郎湖クリーンアップについて申し上げます。

本年の八郎湖クリーンアップにつきましては、6月7日の実施に向け準備を進めてまいりましたが、5月以降、村内におけるクマの目撃情報が相次いで寄せられていることを受け、参加される皆様の安全を最優先に考慮し、やむなく中止とすることといたしました。

これまで、八郎湖周辺市町と連携した本活動などを通じ、村の景観は良好に保たれておりますが、残念ながら不法投棄は継続的な課題となっております。引き続き環境美化への取り組みにご協力をいただけますようお願い申し上げます。

次に、交通死亡事故抑止継続1,500日の達成について申し上げます。

本村におきましては、令和4年4月10日以降、交通死亡事故ゼロの記録が続いています。去る5月19日に「交通死亡事故抑止継続1,500日」を達成したことから、5月25日に、秋田県知事より表彰状を、秋田県警察本部長より顕彰をそれぞれ伝達されたところであります。

この記録は、大潟村交通安全協会、大潟村交通指導隊、五城目警察署など、関係団体の皆様のご協力と村民一人ひとりの交通安全意識の継続によるものと考えております。

引き続き関係機関と連携し、交通安全活動に取り組んでまいりますので、村民の皆様におかれましても、より一層の交通安全意識の向上と安全運転の実践を心よりお願い申し上げます。

次に、農作物の生育概況について申し上げます。

はじめに水稻ですが、育苗作業は平年並みに開始されたものの、播種直後の4月20日の高温による影響で発芽のバラつきや不良が目立ち、管理に苦慮された農家も多く見受けられました。しかし、5月以降は天候が安定し、苗の生育が早まったことで、田植えは平年より2日程度早く始まりました。田植え時期の天候にも恵まれ、活着も早く順調な生育で推移しております。

乾田直播におきましては、好天により圃場準備や播種作業は順調に進み、本年は16経営体、面積は約110ヘクタールでの取り組みとなりました。また、前年の秋に代かきを行い、翌春に土壤の乾燥具合を見定め、播種する取組みも一部圃場で試験的に実施しましたが、圃場によって乾燥具合に差が見られ、播種作業に苦慮した圃場もあり、今後の課題となりました。

次にたまねぎですが、一部でべと病の一次感染が見られたものの、降雨日が少なかったことや防除の徹底により、二次感染への拡大は抑えられております。

次に小麦ですが、昨年秋の天候不良により初期生育にばらつきが見られ、越冬後の茎数も平年を下回りましたが、出穂期はほぼ平年並みとなりました。その後の生育については目立った病害等は見られておらず、概ね順調に推移しております。

次に、桜と菜の花まつりについて申し上げます。

本年のまつりは、4月18日から5月5日までの日程で開催いたしました。前半は、産直センター潟の店、干拓博物館を主会場に、観光めぐりバスツアーやキッチンカーの出店、後半は、ホテルサンルーラル大潟周辺においてミニ電車の運行や菜の花摘み取り体験など、多彩なイベントを展開いたしました。

本年は、桜が昨年より5日早い4月16日に開花したこともあり、4月18日、19日の週末には、桜と菜の花ロードや産直センター潟の店は多くの観光客で賑わいました。一方、大型連休中は雨や強風などの天候不良が重なったことや、桜や菜の花の見頃が過ぎてしまったことが影響し、期間中の観光入り込み客数は、前年比の87%、約9万7,000人にとどまりました。

この桜と菜の花を、今後も耕心会をはじめとする関係機関・団体と連携しながら、後世に受け継がれる観光資源として魅力の向上に努めてまいります。

次に、令和 7 年度一般会計の決算見込みについて申し上げます。

令和 7 年度においては、引き続き自然エネルギー100%の村づくりを推進する中で、小中学校をはじめとした公共施設の照明 LED 化を進めたほか、基幹業務システムの標準化など行政のデジタル化を推進し、業務の効率化と住民サービスのさらなる向上に努めました。

子育て支援では、こども園の 3～5 歳児の給食費の無償化や子育て応援手当の支給など、支援の充実を図り、また、新たな宅地分譲など移住、定住施策の取り組みのほか、物価高騰の影響を受けた村民への支援などを行ってまいりました。

歳入面では、村税や地方交付税等が当初見込みより増収となっており、現在、計数整理中ではありますが令和 7 年度の剰余金は、約 2 億 2,000 万円程度になる見込みであります。

以上、諸般の報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

次に、日程第 5、議案第 29 号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」から、日程第 9、議案第 33 号「令和 8 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」までと、日程第 11、報告第 4 号「令和 7 年度大潟村一般会計繰越明渠費及び事故繰越し繰越計算書報告」及び日程第 12、報告第 5 号「令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計繰越計算書報告」を、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、提出しております議案について、順次申し上げます。

議案第 29 号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」については、子ども・子育て支援金制度の創設及び地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するとともに、国民健康保険税率等の改正を行うものであります。

次に、議案第 30 号「工事請負契約の締結について」は、令和 8 年 4 月 7 日に公募型プロポーザルに付した防災行政無線更新工事について、随意契約により、

2 億 3,903 万円で

仙台市青葉区一番町三丁目 1 番 1 号

沖電気工業株式会社 東北支社

支社長 郡嶋 由香里

と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を経るものです。

次に、議案第 31 号「財産の取得について」は、小中学校教育用タブレットパソコン 217 台を、

1,460 万 8,440 円で

湯沢市横堀字旭町 1 番地

秋田県 GIGA2.0R8C 調達共同企業体

代表者 株式会社たなか

代表取締役 高橋 昭尚

から、県及び県内市町村の共同調達により、随意契約で買入れするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を経るものです。

次に、議案第 32 号「令和 8 年度大潟村一般会計補正予算案」について、主な内容を申し上げます。

はじめに歳出についてですが、総務企画課関係では、OA 管理費におけるタブレット購入において、製品価格の高騰により予算に不足が生じたため、109 万 3,000 円を増額するものです。

税務会計課関係では、財産管理費において、旧物産公社事務所の修繕料として 82 万 8,000 円を計上しております。

福祉保健課関係では、こども家庭センターの 10 月開設に向けて、保健センターの必要な建物改修を行うため、592 万 9,000 円を計上し、また、配置する保健師及び統括支援員等の人件費に対しては、国、県からの交付金等を歳入科目に計上しております。

生活環境課関係では、村民センター費において、レースカーテンレール修繕及び取付け工事として 26 万 4,000 円を計上しております。

教育委員会関係では、保健体育総務費において、ボート合宿誘致事業に日本代表チーム受け入れに向け、コース・ブイ設置撤去業務委託料として 520 万円を、体育施設費には、ローイング競技の振興や合宿誘致を推進するため、スポーツ振興くじ助成金を活用して、舵手付きクォドルプル 1 艇の購入費 501 万 4,000 円を、学校給食費においては、食器洗浄機が故障したことから、その修繕工事として 132 万円を計上しております。

さらに、全般的事項として、人事異動等に伴う人件費関連での増減額分を計上しております。

これにより、補正総額は 1,533 万 9,000 円となり、補正後の予算現額は 65 億 6,576 万 8,000 円となっております。

なお、補正の財源は、国、県支出金、繰越金及び諸収入に求めたところであります。

次に、議案第 33 号「令和 8 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」においては、ひだまり苑給湯設備修繕工事として 396 万円を計上しております。

次に、報告第 4 号「令和 7 年度大潟村一般会計繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書」及び、報告第 5 号「令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計繰越計算書」については、令和 7 年度予算のうち、令和 8 年度に繰り越した事業費について議会に報告するものであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきまして

は、提出しております議案書、補正予算書、その他関係書類に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただ今の村政報告並びに提出議案の説明に対する質疑は、明日、11日を予定しておりますので、よろしくお願いします。

次に、日程第10、議案第34号「教育長の任命について」を議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、提出しております人事案件についてご説明申し上げます。

議案第34号「教育長の任命について」であります。教育長においては、令和8年7月31日をもって任期が満了となりますので、引き続き、

住所 南秋田郡大潟村字北2丁目

氏名 三浦 智

を教育長として任命したく、ご審議のうえ、ご同意くださるようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

それでは、所信表明を求めます。

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

本日、提出されました人事案件に対して、私の考えを述べる機会をいただき、感謝申し上げます。

私の一期目の任期中、議会の皆様そして村民の皆様から多大なるご理解とご協力、またご指導をいただきましたことに、まずは深く御礼申し上げます。

この度、村長より、もう一期という過分な要請をいただき、一期目で培った経験と皆様との絆を糧に、この重い職責を全うすべく、新たな挑戦への決意を固くしております。

私達の大潟村はご存知のとおり、かつて広大な湖の底であった場所から生まれた、日本に類を見ない独特の村です。先人たちが文字どおり、湖の底の大地を豊かな緑の大地へと変えてきた開拓者の歴史があります。

この何もない無から有を生み出し、未来を切り開いてきた大潟村の歩みを支えてきたもの、そしてこれからの未来を切り開く原動力となるものは、人そのものと、人の知恵に他なりません。入植された方々の強い意識、熱い思い、そして不断の努力と創造する力、それこそが大潟村の教育の根底にあるものと強く思っています。

議会の皆様のご承認をいただけるのであれば、この尊い精神を継承し、さらに発展できるよう、もう一期頑張る覚悟でございます。

次に、私の基本姿勢について述べさせていただきます。

村長が前から話している、「村づくりは人づくり」という言葉を私は胸に刻んでまいりました。どのような時代が来ようとも、村の未来をつくるのは人です。そしてその人を育てるのは、やはり人であり環境であると私は考えています。

子どもたちを導く先生方や地域の方々という人、そして子どもたちが健やかに学び合える環境、これらを何よりも大切に、私自身も学校や地域、子どもたちが学ぶ現場へと足を運び、そこにいる人の声を耳に傾けることにより、大潟村に最適な教育環境をつくり出してまいります。現場の声を丁寧な形にしなが、温かい人と豊かな環境で子どもたちを包み、家庭や地域から信頼される教育委員会であり続けたいと考えております。

次に、もしご承認いただけた場合、次の任期において私が特に注力したい2つのことについて述べさせていただきます。

第一に、学びの充実とそれを支える教育環境を、時代に応じて刷新することです。

私達は今、「VUCAの時代」と呼ばれる激しく変化し、予測困難な時代に生きています。その中で、子どもたちの知の力を育むためには、それを導く教員を含めた教育環境の充実が不可欠です。先生方が情熱とゆとりを持って子どもたちと向き合える環境を整えること、これこそが子どもたちの豊かな学びへと直結いたします。

また、ICTの活用やグローバルな体験、そして想像力やコミュニケーション力、忍耐力、挑戦する気概などといった非認知能力、テストでは表すことのできない力を育める学びの場を、こども園そして学校とともに整えてまいります。

特に、急速に普及する生成AIの活用につきましては、これからの時代を生きる子どもたちにとって避けては通れない極めて重要な要素であると考えております。義務教育段階から、その利便性とリスクを正しく理解し、自ら主体的に使いこなす力を育むため、学習活動における効果的な活用について、現場とともに一歩踏み込んで挑戦したいと考えています。

第二に、地域の絆の強化とコミュニティの創出です。

今まさに村民体育館の増改築工事が始まります。この新しくなる体育館を単なる村民皆様の健康増進施設にとどめるのではなく、新たなコミュニティ創出の場としたいと考えております。そのための利用規則の整備や、条例の改正をも視野に入れた条件整備を進め、村民皆様の社会体育の充実、そして生涯学習の維持発展へと繋げてまいります。

また、部活動の地域展開もまだ道半ばです。学校を地域に開き、地域全体で子どもたちを育むという理念のもと、子どもたちのスポーツ・文化活動の環境を整えるには、新たな仕組みが必要です。学校、家庭、地域がひとつとなり、地域全体で支え合う大潟村ならではの部活動地域展開の確立を目指してまいります。

最後に、かつて先人たちが誰も見たことのない緑の大地をこの地につくり上げたように、私達は今、子どもたちとともに、誰も見たことのない未来の大地をつくり上げようとしています。教育の成果は一朝一夕に表れるものではありません。しかし、今ここで私達がどのような環境を整えるかが20年後30年後の大潟の子どもたちの未来に大きな影響を与えます。

子どもたちがこの広大な大地のように豊かな心を持ち、変化の激しい世界へと力強く羽ばたいていけるよう、大潟村の目指すまちの姿である「継承と挑戦で未来を拓く 希望の大地～グリーン フロンティア おおがた～」の実現に向け、お集まりの議員の皆様、そして村民の皆様からご指導いただき、大潟村の教育をさらに前へと進めてまいる所存です。

議会の皆様、そして村民の皆様の変わらぬご理解とご協力を心よりお願い申し上げ、私の所信表明といたします。

何卒よろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 07 分)

《休憩中に、三浦教育長退場》

(午前 11 時 07 分)

再開いたします。

ただいまの提出議案の村長説明に対して、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。

9 番、三村敏子さん。

【9 番：三村敏子議員】

9 番、三村敏子です。

議案第 34 号に反対討論をいたします。

令和 8 年度のこども園入園手続き時に広がった保護者からの不安の声は、教育長、教育委員会の考え方が影響しているのではないかと私は思います。

配布された「教育委員会とこども園からのお願い わたしたちの思い」に書かれているのは、「社会性は 3 歳からの 1 号認定でも十分身につけることができます。まずは家庭での家族と過ごす時間を増やしてほしいのです。」「パパママと過ごす時間が、生活習慣の基礎を培う時間、心の安定をもたらす時間、家庭教育の時間という観点で、とても重要な唯一無二の時間と考えています。」等々とあります。子どもは 3 歳までは家庭で過ごすのが一番良いと思えるような内容となっているように思います。

近年の研究では、子どもが 3 歳未満のときに母親が就労し、保育園等に預けても子どもの発達には影響を及ぼさないという結果が得られています。また 3 歳までの子どもを預けた場合のメリットとしては、社会性が高まる、自分でできることが増える等々言われています。

また、村の現状として、令和 7 年度に行われた大潟村総合教育会議で、村長からの質問で、

「乳幼児を育てるのに最も良いのはどういう方法か、というのを考えると、やはり家族と一緒になのかなと思います。3歳まで在宅で育った子は、3歳で入園しますが、のびのび育った分対応力があり、すぐに馴染む、そういう良さがあるという話を聞いたことがあります。」、実際、保育現場ではどういう感触かという質問に主査が答えていますが、「乳幼児については、なかなか目を合わせられなかったりすると、家庭で親との愛着があるのかなと思うことがあります。在宅育児であっても、親がスマホばかりになっていたりすると、一概に在宅だから良いとはいえず、むしろ入園して良かったと思われるケースもあります。」と答弁されています。

そして国の厚労省では保護者が子育てについての第一義的責任を有するとあり、子どもを育てるのは家庭が一番良いとはなっていません。子育てと仕事が両立でき、誰もが楽しく子育てができる村であってほしいと思います。

これからもこのような教育長、教育委員会の考えでこども園が運営されるのであれば、保護者が「どうしたらいいのだろうか」、「3歳までは家で育てた方がいいのだろうか」、「こども園に預かってもらえるのだろうか」と不安になりかねません。

考え方は人それぞれであります。私の考え方が変わらないのと同じように教育長の考え方も変わらないのではないかと思いますので、議案第34号「教育長の任命について」、反対いたします。

【議長：丹野敏彦】

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

他に討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

議案第34号「教育長の任命について」、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第34号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前11時13分)

《休憩中に、三浦教育長入場》

(午前11時13分)

再開いたします。

暫時休憩いたします。再開は午後1時30分からといたします。

(午前11時13分)

(午後1時30分)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を進めてまいります。

日程第 13、「一般質問」を行います。

会議規則第 61 条の規定に基づき、通告のあった順に質問を許します。

菅原アキ子さん。

【2 番：菅原アキ子議員】

2 番、菅原アキ子です。

2 点のことについて質問させていただきたいと思いますが、はじめに、「市民後見人」の養成について、村長のお考えをお伺いいたします。

高齢者などで判断能力が十分でない人に代わって財産管理や契約行為などを行う成年後見制度があります。成年後見人には、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職の人がなる場合が多いですが、近年、認知症高齢者などの判断能力が十分でない人が増加しているにも関わらず、家庭環境の変化などの理由により、親族が後見人となることが難しくなってきました。そのため、親族以外の弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職に加えて、成年後見人などを担ってもらえる市民後見人の養成や活動支援に取り組んでいる自治体も増えてきております。

市民後見人は、研修で一定の知識や接し方を身につけた市民が、家庭裁判所から選ばれて活動します。社会福祉協議会が監督することで、家庭裁判所も信頼して任せてくれることから、自治体では、社会福祉協議会がその活動を全面的に支援しております。

これまで後見の利用は原則終身で、利用のきっかけとなった問題が解決してもやめられず、権利が必要以上に制限されると指摘されておりましたが、政府はその仕組みを見直し、後見制度を途中で終了・交代できるようにする改正案を閣議決定しております。遺産分割や不動産売却など大きな課題が解決した後も、生活費の管理や見守りなど日常的な支援は引き続き必要になります。サポートを引き受けてくれる身寄りがいない人もいます。利用する人の必要に応じてサポートする範囲の期間を個別に選べるようになり、利用しやすくなります。そのためには、制度の利用を終えた後、その人の暮らしを支える体制が地域に整っていることが大切です。

弁護士など専門職の後見人が法的な問題解決のプロなのに対し、市民後見人は、地域に暮らす同じ村民の目線からその人に寄り添い、気持ちを尊重して見守れる強みがあります。

今年度は、社会福祉協議会でも成年後見制度の相談や利用促進を図る体制を整えていこうとしており、とても心強く思っております。村も地域包括ケアシステムの構築を積極的に進めており、民生委員の方たちも一生懸命頑張ってくださっていることは十分理解しておりますが、住民同士が支え合う社会を実現するための有効な施策と言えるのではないかと思います。

市民後見人の養成は、市区町村の努力義務でもあります。高齢化が進んでも安心して暮らせるように、担い手の養成に取り組んでいただきたいと思います。村長のお考えを伺いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原アキ子議員のご質問についてお答えします。

成年後見制度は、認知機能の低下や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分なため、財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を、家庭裁判所から選任された成年後見人等が支える制度ですが、成年後見人のうち親族や専門職以外の方が担い手となる市民後見人には、地域に根ざした日常的な見守りや権利擁護のパートナーとしての役割も期待されております。

村では、今年度から「大潟村成年後見制度利用促進事業」を実施しており、今後は成年後見制度中核機関として、社会福祉協議会内に「大潟村成年後見支援センター」を設置する予定です。業務内容については、現在、社会福祉協議会と協議を進めておりますが、初年度は制度の啓発や広報、相談支援、利用促進などを行う予定としております。

現在のところ、村の成年後見制度の利用実績は少ない状況であります。全国的には高齢化や社会環境の変化により利用者数が増加傾向にあります。今後は市民後見人の育成、支援も視野に、社会福祉協議会と協働で制度の利用促進を進めていきたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

村でも今年度から進めていくということを伺い、大変嬉しく思います。

村でも後見人制度を利用されている方がいらっしやると伺っております。比較的自立した高齢者でも、生活の不安を抱えている方もおられます。後見人に大きな権限を与える仕組みが生涯続くことから、利用をためらう家族は多いように聞いておりますが、本人に必要な部分だけを手助けしてもらえる仕組みになれば、利用したい人は多いと思います。

村も見守り事業を行っており、困りごとや今後の暮らしへの希望をお聞きする中で、消費者被害を防いだり、認知機能の低下に気付けることもあると思います。

意思決定に支援が必要な人がいたときに、研修を受けた村民が後見人として活動していただけたらどんなに安心できることかと思えます。地域に暮らす同じ村民の目線から思いをくみ取っていただけるのではないかという思いがあるからです。

これからは村でもそういう仕組みを整えていくということで大変嬉しく思っていますが、例えばこのサポーターの養成講座みたいなそういう事業も、村が考えているものとまた同じかもしれませんが、こういう養成講座みたいなものは一般の村民にも広く受け入れられるのではないかという思いがあるのですが、どういうふうにお考えでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原アキ子議員の再質にお答えいたします。

今、社会福祉協議会とは具体的な事業内容について協議しているところでありますが、そうした村民への周知や、また支援をしてくれる村民を増やす、そうしたことについては取り組んでいくこととしております。その具体的な内容は今後詰めることにしておりますが、できるだけ多くの村民がこの事業を理解し、またはこれに関わる村民が1人でも多く支援してくれるというか、関わってくれる方が増えることを期待していますし、そうすることで、村全体で高齢になっても安心して暮らせる、そうした状況をつくっていけるといいますので、社会福祉協議会とともに取り組んでまいります。村民の協力も今後お願いしてまいりますので、その折には研修等を含め取り組んでまいりますから、どうかよろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

社会福祉協議会とともにこれから取り組んでいくということなのですが、このことに関して大体何年くらいを想定して、理解を深めることができるように感じておられるでしょうか。ある程度の期間というのは、やはり必要なことではないかと思うのですが。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原アキ子議員の再々質にお答えします。

まず今年度から事業に取り組むことにしていまして、今年度は内容について社会福祉協議会と整理して、次年度から具体的な研修や周知等を含め取り組んでいくこととしております。

また、期間ということは特に設けていませんので、まず今後、事業がスタートすれば長く、みんなとともに作り上げていくようなイメージで取り組んでいければなと思っております。

どうかよろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

次に、活力がみなぎる村であるためのお考えを伺いたしたいと思います。

村では、平成26年度に、様々なイベントや施設を対象とした経済波及効果を調査した結果

が報告されております。最近はさらに新しい事業も展開されており、その特性や実態について把握することは必要不可欠であり、大変意義深いものと思っております。今後の村の更なる活性化を図るためにも、あらゆる方向でぜひ有効に生かしていただきたいと思っております。

経済波及効果調査報告書では、様々なイベントが開催されている中で、とりわけ桜と菜の花まつりの入村者が全体の 82%、消費額で 84%を占めており、新米まつり in おおがた、産直まつり in おおがたと続いています。「村のイベントは、固定的、継続的イベントが中心であり、それに関与する主体が限定され、マニュアル化されつつあり、開催することが目的化しつつある。広域的観点から捉えると、通過型の流動特性を持っており、宿泊地点としての役割を担っておらず、周辺地域に対しては、雇用の場の提供先として機能している」と指摘されてもいます。

近年は地域おこし協力隊の皆さんがとても頑張ってくださって、職員とともに、3年目となった押尾川部屋大潟村夏合宿開催の準備や、ボート競技やスポーツチームのルールでの合宿の誘致、また生態系公園で皆さんと色とりどりの花壇を作り、年々賑わいを見せているカタマルシェの開催、あるいは産直センター潟の店での SNS での村の発信、また私達も知らない村内を飛び交っているかわいい鳥たちの様子をわかりやすく絵で紹介してくれたり、起業された方もおります。それぞれの方たちが一生懸命、村のために貢献されている姿はとても嬉しいです。

村もいろいろな対応策を講じながら努力されていることは十分理解しております。

ただ、桜と菜の花まつり、ひまわりまつりにも共通している現象であると思うのですが、村内に入っていただいての経済効果が薄いのではないかと感じております。新米まつり in おおがたでも新米を買っていただくだけではなく、村内や施設などへの誘導など、村内事業者との連携をもっと深めていくことで効果が高まるのではないかと思います。

いろいろなイベントは多く行われておりますが、それが必ずしも経済波及効果を高めることに結びついていないように感じますが、いかがでしょうか。

観光振興や地域活性化を図るためにそれぞれの視点で検討されていると思いますが、大潟村が魅力ある交流地域として、経済効果も勘案しつつ発展していくために、どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原アキ子議員のご質問にお答えします。

村内のイベントが定型化し、経済的な実利に十分結びついていないという現状は、村としても重要な課題であると認識しております。

一方で、桜と菜の花まつりに代表されるイベントは、大潟村の知名度を全国的に高め、大

潟村というブランドのイメージアップに大きく貢献しています。多くの人々が訪れ、村の魅力を直接体感していただくことは、農産物の付加価値向上や将来的な関係人口の創出にもつながる、目に見えない大きな経済効果を生み出していると考えております。今後は、これらの高い発信力を、いかに村内での直接的な消費や滞在型観光へと繋げていくかが鍵となると考えています。

現状では、観光効果が開花時期に集中していること、また、新米まつりにおいては、コロナ禍を経て定着したドライブスルー方式は、利便性が高い一方で、来場者が他には寄らずに帰宅してしまうという新たな課題も出ております。これまでも、産直センターに立ち寄るようなイベント企画や呼び込みを行っているものの、成果としては十分と言えない状況です。会場内だけで完結させないためにも、行政主導のイベントではなく、村内の商工事業者や各種団体と企画段階から連携し、例えば村内店舗で利用できる特典をイベント会場で配布するなど、来場者が村内を「巡る理由」を意図的に創出する工夫を検討してまいります。

また、近年進めているボート合宿や生態系公園でのイベントは、特定のファン層を呼び込む目的型観光のひとつであります。従来のイベントにない、特定の目的を持って「過ごす」観光も引き続き強化してまいりたいと思います。

開催することを目的にせず、地域経済の活性化と賑わいの創出という本来の目的に立ち返り、村内の商工事業者や地域おこし協力隊、各種団体との連携を一層深め、推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

私の家の圃場はHにありますので、田んぼに行くときは必ず桜と菜の花ロードの十字路で止まらなければなりません。今年もきれいに咲いてくれたなと思いながら、満開の桜や菜の花を左右に見ながら通っていますが、毎年たくさんの車で渋滞になるほど訪れてくださる人たちには感謝しておりますが、中には桜を見て、それで満足して通り過ぎていくだけの人もいらっしゃるかもしれません。もっと村内に入ってきてくださればありがたいのになという思いをいつも抱いています。キャンプができるだけではなく、近くの南の池公園まで来ていただければ、桜も見られますし、入植者たちの名前が刻まれた石碑もあります。干拓するときに使われた機械の一部も展示されています。桜と菜の花を楽しんでいただきながら、少しでも大潟村の歴史に触れていただければありがたいなと思いますし、それに触発されて、中には博物館に行ってもう少し詳しく見てみようかなと思ってくださる方がいらっしゃるかもしれません。隣の道の駅で買い物を楽しんでもいただけるかもしれません。そういうきっかけが、交流人口の増加に繋がっていくのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原アキ子議員の再質にお答えします。

まさに議員今おっしゃられたように、桜と菜の花まつり期間においても大潟村に来ることで、桜と菜の花以外の様々な村の観光巡りというか、または体験することというのは非常に大事でありますし、そうした PR には引き続き力を入れていきたいなと思っています。実際、桜と菜の花まつりの前半においては、博物館を拠点に村内のバスツアーというのもやっていまして、かなりの応募者がいる状況で、だいぶ認知されてきたのかなと思っています。

ただ今年、後半ですね、ホテルの方でやったイベントは、村政報告でも述べさせていただきましたが天候が思わしくなく、また菜の花がもう既に咲ききってしまったような状況で、例年よりも入り客がちょっと少ない状況で残念でしたが、毎年少しずつ工夫をしながら取り組んでいまして、今回議員のご指摘も含めさらにレベルアップというか、より多くの人が大潟村に来て、また巡って歩けるようなそうしたことは一緒に取り組んでいければなと思っています。

本当に、桜と菜の花まつりがしっかり定着して、秋田県のいろいろな観光パンフレットにも写真が載るようになってきました。そうしたことを大事にしながらも、より良い観光というか、大潟村に来る機会を増やしながら取り組んでいければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2 番：菅原アキ子議員】

村がいくら努力しても、やはり天候には左右されるというのも、これまた致し方のないことだと思います。

村では、平成 26 年度から令和元年度までの 6 年間、毎年、東京女子学院中学校の修学旅行の一環としての農業体験を受け入れたことがありました。中学生 150 名を博物館前で出迎え、協力した方たちの車に 4 名ずつ乗っていただいて、それぞれの田んぼで農業体験をしていたというものでした。

私の家でも、初年度から最後の年まで協力させていただきました。本当は田植えの体験をさせてあげたかったのですが、5 月 10 日前後ですとまだその準備段階でしたので、叶えてあげられなかったことがとても残念でした。それでも、ハウスの中の苗を見せてあげたり、準備しておいた長靴に履き替えてもらい、トラクターに乗せてあげて、作業中の田んぼを体験したときは大喜びでした。代かきを終えた田んぼのごみ上げを手伝ってもらったり、あぜ道を歩いていて、カエルを見つけたときや四つ葉のクローバーを見つけたときは、大はしゃぎ

でした。

そんな生徒さんたちの笑顔を見て、私達も嬉しかったです。「こんなに間近に菜の花が見られるなんて嬉しい」、「途中で萎れないように気をつけなきゃ」と言いながら、菜の花を愛おしそうに摘んで持ち帰る純真さがとてもかわいらしかったです。大潟富士やルーラルの屋上から村の風景を見せてあげたり、カントリーエレベーター公社の前を通過して説明したとき、「空気が美味しい」と車の窓を開けているほどでした。

お昼は手作りのおかずにあきたこまちのご飯を用意し、食べていただきましたが、「いつも食べているご飯よりもすごく美味しい」と言ってくれて、ほとんどの生徒さんがおかわりしてくれて嬉しかったです。

和やかにお話した後、皆さんで博物館前から生徒さんたちを見送ったのですが、帰京してから、生徒さんたちから必ずお礼のお便りをいただきました。「これからは大潟村のお米を買いたい」と書いてくださる生徒さんもいて嬉しくて、こういう交流が本当は一番大切なことなのではないかと思っています。

生徒さんに限らず、体験交流は村の良さを知っていただくことができます。専業農家の村としての魅力を十分に味わってもらえる体験交流は、とても大切なことだと思っています。村長は、今後、村の活性化にも生かせる体験交流を行う考えはお持ちでしょうか。その場合、どのようなときを考えておられるでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

今議員がおっしゃったように、東京の女子中学が修学旅行で、コロナ前まで続けて毎年のように来てくれて、多くの農家の方が協力して受け入れてくださいました。

それぞれ受け入れてくれた農家は本当に、議員おっしゃったような思いをみんな共通に持っていたと思いますし、その後も関係を持たれている農家もいるのかなとも思っているところです。本当に、そうしたことを通じて村のお米を両親が買うようになったとか、そうしたことに繋がっていると思っています。

こうした事業についてはやはり相手があることで、こちらでいつの時期どうだというのはなかなか難しいところがあるかと思いますが、やはりあまり農繁期の忙しすぎる時は逆に農家が受け入れづらいということもありますので、ほどよい期間というか、また実際に来る人数に応じてというところが大事になるのかなと思います。

村では東京農大の農業実習が毎年来ていまして、10人から6人ぐらいの間で来ているのですが、今年も来る予定になっています。またさらにはインターンシップで今年来たいということの話も今伺っているところでして、本当にいろいろな形で取り組んでいければと思います。

昨年は水上スキーで合宿している方々に農業体験ということも、ちょうど稲刈り期間中もいたので、稲刈りを、体験までいかず見学でしたが、来ていただきました。今年も合宿、ボートを始めいろいろな合宿があるので、そうした合間を見て、農業を体験なり見学する機会というのも作っていければなど、議員のお話を聞いて改めて思った次第です。

大潟村の農業はやはり基幹産業で、また外に誇れる産業でありますので、ぜひいろいろな機会をみて農業に触れるというようなこともひとつのプログラム化してやればなどと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

いずれ今後もそうした修学旅行含め、受け入れについては積極的に取り組んでいきたいと思っておりますから、どうかよろしく願いいたします。

【2 番：菅原アキ子議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、8 番、松雪照美さん。

【8 番：松雪照美議員】

8 番、松雪照美です。私からは 2 点質問させていただきます。

まず 1 点目です。

中東情勢等に起因する燃料・資材価格高騰への危機管理についてお尋ねしたいと思います。

本年春先、中東情勢の悪化等を背景として、燃料価格や農業資材価格の上昇、さらには供給不安が懸念される事態が発生し、本村においても、春作業が始まる時期にガソリン・軽油等の燃料供給への不安が広がり、農業生産、村民生活、地域経済に少なからず影響が及ぶ可能性があります。

幸い、田植え作業等に大きな混乱はなく進捗したものの、今後、秋の収穫期に向けて、燃料需要が再び高まると思われます。米袋、肥料、農薬、農業機械部品、輸送コストなど、農業経営を支える資材全般についても、価格高騰や供給不足が生じることが懸念されます。

大潟村は農業を基幹産業とする村であり、燃料や資材の供給不安は単に個々の農家問題にとどまらず、村全体の産業基盤、村民生活、地域経済に関わる重要な危機管理上の課題であると考えますが、この春の燃料供給不安や価格高騰について、村としてはどのように状況を把握していましたか。

また現在、村として、農業用燃料、農業資材、米袋等の価格高騰・供給不安に、JA や農業者、関係機関とどのような情報共有を行っていらっしゃいますか。

そして、今後、秋の収穫期に向けて、燃料資材の供給不安が生じた場合、どのような対応を考えておられますか。村民や農業者の不安を軽減するため、村として情報発信や相談体制の整備を行う考えはおありになるのでしょうか。仮に燃料資材価格の高騰が農業経営や村民生活に大きな影響を与え与えた場合、村独自の支援策または国・県への要望を行う考えはおありでしょうか。

お尋ねしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松雪議員の質問にお答えします。

村の燃料の供給不安については、田植え時期である 5 月末までの必要量を確保できたと、4 月中旬に JA 大潟村より報告を受け、一時限定的な供給となっていた燃料も、皆様ご存じのとおり通常営業での供給を再開していただいております。

JA 大潟村からは、春先の燃料事情及びその対応について、関係機関への調整や要望を行っていることを、随時情報を共有していただいております。

昨今の農業資材等の価格上昇や供給不安、そして秋の収穫期における燃料供給への対応と、村民への情報発信、相談体制については、実際の供給元である JA 大潟村が主体となっていくこととなると思いますが、村としても連携を取りながら、引き続き一体となって村民の不安を払拭してまいります。

また、ご質問のとおり農業経営や村民生活に大きな影響を与えた場合の支援策などについてですが、独自の支援は財源確保の観点から難しいと考えております。国からの交付金等を活用した対応になろうかと思っておりますので、今国会で成立した補正予算がどのような形で活用できるのかに注目していきたいと思っています。

国・県への要望活動については、状況を迅速に把握しつつ、JA 大潟村と連携して具体的にどういったことを要望するのかを整理し、必要に応じて実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松雪照美さん。

【8 番：松雪照美議員】

今村長が、春先の燃料不足について JA や関係機関と連携しているということで、情報収集にも努められたということでしたけれども、燃料や資材は JA とか民間業者の取り扱いであることは理解しておりますけれども、他の自治体のガソリンスタンドがそのときに営業していたにも関わらず、大潟村の供給はお粗末であったと言わざるを得ません。この件について村民の不安の声も把握しておられたと思いますけれども、今後同様の事態に陥った場合、村としてはどのような対応を考えていらっしゃるのでしょうか。

昨今、国の方からも補助金を供給するというようなお話もありましたけれども、これから秋の収穫期がやってきます。コンバインも使用します。乾燥機それから軽油・灯油・電気料金、こういうものの価格にも上昇が見られると思いますけれども、このことについて村独自

の対策を検討するお考えはおありになるでしょうか。お尋ねしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松雪議員の再質にお答えします。

まずガソリンスタンドは、他の自治体と言ってもそれぞれが民間企業として取り組んでいる、また仕入れ先がそれぞれ違う、いろいろなメーカーがありますので。また非常に石油のそうした取引ルートというのは複雑なようでして、燃料の。

JA 大潟村は今までできるだけ農家に安い燃料供給をしようということで、複数の事業者から仕入れをしていたようです。今回、逆にそうしたことが特定の事業者からの供給不安に繋がってしまったという、そういう側面がありますので、今までそうした、農家へまたは村民へ燃料を安く供給しようとしてきたことが、今回においては逆にちょっと不利な状況になって一時混乱したということですが、でも農協がいろいろな方面に働きかけたり、努力して改善し、現状の不安はまずなくなっている状況ですので、引き続き農協さんのそうした努力と一緒に、支援というところまではいきませんが、できるところは支えていければなと思っております。

またいろいろな燃料をはじめ資材の価格高騰に対してですが、先ほども答えたように、村独自でそれを支援または補填というか、そういったことは非常に現状では厳しいので、国の方で、今国会で成立した補正予算の中で、燃料等の価格高騰を抑えるような予算組みにもなっていると伺っています。ただ、具体的にまだ各自治体へ内容については示されていない状況ですので、今後それが具体的に示された折には何らかの形で活用できるのではないかなと期待もしております。

この春、昨年度ですね、村民への商品券という形で配布させていただきました。またそうしたこともできることを期待していますし、より効果的な活用ということでもさらに考えていければと思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松雪照美さん。

【8 番：松雪照美議員】

ガソリンが民間企業の仕入れであるということは重々承知しての質問でございました。

また JA とか関係業者と情報確認とか連携を行いまして秋作業に不備のないように、また全村民に不便がかからないように、万全の体制を望んでおります。

また民間企業であるとはいえ、村に住んでいる我々からすると、JA さんからだけではなくて村の方からもいろいろな発信があった方が、より安全性も考えられるし、気持ちとしても

落ち着くと思いますので、JA とは別に、それも含めて村の発信をお願いしたいと思いますが、今後村としてそのようなことはお考えでしょうか。お尋ねしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松雪議員の再々質にお答えしますが、まず村が直接そうした燃料の販売や資材の供給をできないわけですし、そこはやはり JA としてということになりますので、村が独自にそうした情報発信ということはまずできませんので、先ほども話をしましたように、JA と連携しながら不安のないようにしっかり取り組んでいきたいと思ひますし、先般、国への要望においても JA と一緒に行きまひりまして、具体的な要望以外にも様々な意見交換をすることができました。そうしたことも非常に今後も大事なことで思ひていますので、引き続き JA とはしっかり連携しながら村民の不安がないように、また国からのそうした価格高騰に対する財政支援が村にきた場合はしっかりそれを効果的に活用して、できるだけ価格高騰の影響が村民生活や農業経営にいかないように取り組んでいければと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

松雪照美さん。

【8 番：松雪照美議員】

では、次の質問に移ります。

地域行事における寄附金また会費のあり方と、持続可能な運営についてお尋ねいたします。

夏の盆踊りや秋の豊作を祝う村の例大祭、最近では押尾川部屋の合宿など、地域行事は村民の連帯感を高め、地域の活力を維持する上で大切な役割を果たしていることは理解しております。

一方で、これらの行事を支える寄附金や協賛金、会費について、近年、村民の間から戸惑いや負担感を訴える声が高まっていることをご存知でしょうか。これまでの慣例として、個人の意思というより、「1 軒あたりこの額で」と決まった金額になっている場合や、寄附や会費は遠慮したいが、近所や自治会の関係上断りにくいといった形で寄附金および会費が集められてきた経緯があります。しかし、物価高騰により、家庭生活も厳しくなっている中で、従来どおりの寄附や会費依頼が続いていることは、村民の生活感覚とずれが生じてきているのではないかと思われます。

本来、寄附金とは地域行事を応援したい、伝統を守りたいという自発的な善意に基づくものです。原則的に任意であり強制ではありません。金額の多寡や近所づきあいによって心理的な不安が生じるような集金方法、金額は、かえって地域行事への参加意欲を低下させ、地域コミュニティの維持に逆効果となる恐れがあるようにも思えてなりません。

もちろん、地域行事は自治会や実行委員会などが主体となって運営するものが多く、村が直接全てを管理するものではないということは理解しています。しかし、村としても、地域コミュニティの維持や伝統行事の継承を支援する立場から現状を把握し、必要に応じて助言や情報提供を行う役割があるのではないかと考えます。

そこで、村長にお尋ねいたします。

村は村内の地域行事における寄附金、協賛金、会費の集め方や、村民負担の実態について、どの程度把握していらっしゃいますか。物価高騰や世帯構成の変化により、従来型の寄附金、会費額に負担感が生じていることについての認識はおありでしょうか。過度な協力を求められるような形は望ましくないと考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、村として、自治会や実行委員会に対し、透明性の高い会計処理、任意性の明確化、無理のない寄付・会費依頼のあり方について、助言や情報提供を行ってこられましたか。

地域行事を持続可能なものにするため、寄附金・会費だけに頼らない運営、例えば村補助金を増やす、協賛金の透明化、予算規模の見直し、参加者負担の整理などについて、村として検討する考えはおありでしょうか。お尋ねします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松雪議員の質問にお答えします。

はじめに、村での寄附金等の把握と村の認識についてお答えします。

村民の皆さまに関わりの深い寄附金、募金並びに会費として、住区会費に含めて集められる各種会費や募金の他、盆踊り等の地域行事に関する寄附金などがあることを把握しております。

住区会費と併せて集められることが多い会費や募金については、社会福祉協議会会費、日本赤十字社社費、赤い羽根共同募金、緑の羽根募金、交通安全会費などがあります。これらは、役場担当課や社会福祉協議会から事前に趣旨や用途をお知らせし、任意での協力をお願いしているものです。

盆踊り寄附金については、青年会が主催し、会員が各ご家庭を訪問してお願いするのが従来の方法でしたが、近年は会員減少等の事情から、約 4 割の自治会においては青年会の依頼を踏まえて、住区会費と併せて集めていると伺っております。その他、村の高校生が入部している高校運動部が全国大会等に参加する場合の寄附については、保護者が中心となって寄附を募っているようです。また 2 年前からは、押尾川部屋大湊村合宿実行委員会がクラウドファンディングや事務局に来ていただいての寄附をお願いしているところです。

近年の物価高騰や社会情勢の変化により、議員ご指摘のとおり、こうした寄附や会費が負担と感じている村民がいらっしゃるのであれば、各団体より一定の配慮が必要であると考えております。

次に、寄附等を依頼する団体等への助言や情報提供についてですが、村から補助金を支出している団体からは決算書を提出いただいております。その内容を確認しております。各団体から会計処理等について相談があった場合には丁寧に対応するとともに、必要に応じて支援に努めております。

最後に、今後の村の取り組みについてお答えいたします。

地域行事は、地域の活性化やコミュニティの維持に欠かせないものであり、その活動を支える寄附や協賛金の重要性も認識しております。しかしながら、寄附だけに依存するのではなく、時代に合った運営方法を模索していただくことも重要です。

ご提案のありました、村の補助金増額、予算規模の見直し、参加者負担のあり方など、様々な観点から検討を進めることは意義があることだと思います。しかし、寄附金を村の補助金の増額で補完するということは、地域行事の個別具体的に照らし慎重に判断する必要があります。

村としましては、地域行事を主催する方々と参加する村民の皆様双方が、気持ちよく関われる環境を整えることが重要だと考えます。今後、各団体に対して無理のない協力依頼のあり方について情報提供を行うなど、持続可能な地域づくりに向けて皆様のご理解とご協力をいただきながら、必要な支援や助言に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松雪照美さん。

【8 番：松雪照美議員】

今日、私ここに寄附のお願いということで何枚か、ここ 2 週間くらいですか、来たものを全部持ってきたのですが、それなりにボリュームのあるものになっています。

これは強制ではなく任意ですので、そこについてはこちらからはどうすることもできない個人の自由ということになるのでしょうかけれども、例えば村の例大祭、これは政教分離が働くということを総務課の方からお尋ねして、例えば神事や玉串料を村の公費から直接支払うことは違憲にあたるかもしれないのですが、神事と地域のイベントに境界線を設けて明確に分けることで、政教分離の原則はクリアできるような気がします。また村民やイベントに関わる方々の負担を減らさないと、長く続いてきた伝統を継承する意味でも、本当に意味がなくなってしまうのですね。

自治会費にこの寄附金が入っているということが負担だという声も大変多くいただくのです。そのことも含めて、私、今回この質問を取り上げたのですが、村にもう少し、例えば丁寧な説明とか、そういうものをお願いすることはできないのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松雪議員の再質にお答えします。

まず、先ほどお話したように、大体村内で毎年のように寄附を集めている団体やその寄附内容については村としては把握してしまして、それが一部は自治会会費の一部にもなっていると。先ほど言ったように、社会福祉協議会会費、日赤の会費とか、あとは赤い羽根や緑の羽根、交通安全とか、そういったそんなに額も大きくないのもあれば、地域にとって必要な活動を支えるための寄附もありますので、それぞれの家庭の事情等あろうかと思いますが、決して過度な負担を求めているようなものではないかなとも感じているところです。そうした団体については事前に文書を配って寄附依頼ということで説明していますし、十分行われているのかなとも思います。

一方、議員がちょっと触れました神社祭り等については、それぞれの主催において活動されていて、その地区によって集め方も変わっているようですが、本当にそれぞれの役員の方も祭りを盛り上げようということで一生懸命頑張られていますし、その寄附内容については村がどうこうという言い方は変ですが、それぞれの判断の中で行われるものかなと感じています。

本当にいろいろな行事で寄附集めということが、今一般的にといえば変ですが、今回の押尾川部屋もクラウドファンディングというような形で、住民や、または村外からも協力いただくような形で取り組んでいて、それなりの成果も出していますし、協賛という形でも村内企業だけではなくて村外企業からも協賛もいただいている状況で、それぞれの実行委員会や役員の方々が頑張られて取り組んでいますので、あまり個人に負担がかかるということではなく、あまり個人に負担をかけないようにするためにいろいろな工夫もされているのも事実ですので、そうしたことも評価して見守っていただけらなと思います。

ただ、あまり過度な負担や、依頼が個人に向かうようなことだけはあまりよろしくないと思いますので、そうしたことについては十分情報を共有しながら対応していきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松雪照美さん。

【8 番：松雪照美議員】

私も家におりますと、もう領収書に 3,000 円とか記入されて持ってこられることが多々ありまして、それはどの団体とは言えないですけども、「何で最初から書いているの」と言ったら「大体みんなこんな感じなので」と、そういう団体の集金の方が多いわけです。

本当にひとつ申し訳ないのが、この押尾川で募集内容、これについても個人の方、法人の

方、文言ひとつで全然変わりますので、社協の方の会費納入のお願いの場合ですと、いろいろなことを書いてあるわけですよ。お願いしないとうなるので、何とかよろしく願いしますというような形で書いてあるにも関わらず、押尾川部屋の場合だけ、どこどこに、いつまでいくら振り込んでください、一口いくら以上とか、こういう書き方はちょっと私、良くないのではないかと感じておまして、その辺のことを含めて再度、村長のお考えはいかがかお話しください。お願いします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松雪議員の再々質にお答えします。

それぞれ寄附を集められた方が、担当によって対応の仕方がまちまちだったり、またはもしかすると住区内で担当を引き継いだとき、そうした慣習がずっと続いている場合もあるのかもしれませんが、いずれその寄附については個人の意思を尊重することが前提ですので、そうしたことで取り組んでいただければと思います。

押尾川部屋の寄附依頼について、いろいろな形で寄附依頼の文章というか、チラシであったり、広報であったり出ていると思いますが、内容についてもう少し丁寧に説明を加えていければということは伝えていきたいと思います。

いずれ明日から合宿練習が始まりますし、いろいろなイベントもあってだいぶ盛り上がることも期待されます。「赤ちゃん土俵入り」も40組ぐらいの応募があったと聞いていますので、ぜひ村民または村外からも多くの方が来て楽しんで、また相撲文化にも触れていただければと思いますし、また支援もできる方は支援していただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【8番：松雪照美議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、10番、大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

10番、大井圭吾です。私の方から通告に従い2点質問をさせていただきたいと思います。

まず農業での交流促進からの担い手対策をとということで、今回、これだけだとちょっとわかりづらい表題なのですが、言わんとしているのは、ホームページを有効に利用し、本村及び本村の農業に興味を持った人を村に呼び込んでいかがということで提案するとともに、村の考えを伺いたいと思います。

大湊村は稲作を始めるためにつくり出された村ですが、やはりこの村でもとといいますか、この村でさえも農家の担い手は減少傾向にあります。村としては、県の政策に参画して新規

就農を進めたいと考えられているようですが、それとは別に村独自に、お金をかけずにやれることから地道にどんどん取り組んでいくことがあるのではないかと考えます。

近年よく耳にする言葉で「アグリワーケーション」「アグリツアー」などがあります。これは農作業をすることをレジャーと捉え、休日のアクティビティとして、山登りやキャンプと同じようなカテゴリーとして見ている人が増えているといっても良いのではないかと思います。

私はスマートフォンの農業系求人バイトのアプリを利用しているのですが、土日の求人にはたくさんの応募者があり、誰に頼むかとかそういうことを決めるのも逆に困ってしまうこともあります。私の家にバイトに来られた方といろいろお話を伺ったりすると、休日は夫婦でこういう農業のバイトを見つけて遠方まで泊りがけで行って、バイト代をもらってもそれは温泉宿の宿泊費とか食事に使ってしまうとかそういう方もいます。

またその他、半農半Xという言葉が広まっていますが、今までの兼業農家への回帰の部分もありますし、土地を持たない人でも兼業農家となり得る新しい形も生まれているのではと感じています。メインの仕事が農業かそれ以外のXになるのか、どちらもメインなのかもしれません。また平日は勤め、休日は農業バイトに取り組んだり、企業・官庁側でも副業を認める、職種を農業などに限定している場合もあるようですが、そういったケースも増えているように感じています。

これらの社会環境の変化、元々は農業と全く関係がなかった人々の農業に対する関わり方も変化し、農業という職業といいますか、仕事に対する見方も様々に多様化し、ポジティブな傾向に進んでいると受け止めています。

繰り返しますが、この村は農業を営むために生まれた村です。農業をするためにここよりインフラが整っている地域はありません。これほど農業、稲作に興味のある人を惹きつける条件が整っている地域は他にはないのではないのでしょうか。

そこで村のホームページを上手に活用し、村で農業・農作業することに興味のある人に対する窓口を作ってみてはいかがかということを提案したいと思うのですが、そこで私、事前に提示しました一般質問通告書にはちょっと細かいことをいろいろ書いたのですが、それはほんの一例として提出しましたので、その分は省略して質問を続けたいと思うのですけれども、村のホームページで農業体験したい人、アルバイトをしてみたい人、新規就農を考えている人に対する窓口を設けてみて、そこからいろいろな展開を考えてみてはいかがか。併せてといいますか、さらには交流サイト、コミュニティサイトのようなものも構築してみることも考えられると思います。また農協とタイアップしてこのような計画を進めることも必要になってくると思います。

とにかく、農業したい、体験したいと興味を持つ人がインターネットで検索してみることを踏まえ、その検索した人がこの村のホームページに行きあたるということを考えて、村のホームページで受け皿があることをアピールし、村の交流人口をからそういった部分で増や

していくことを対策し、そういうことを村の喫緊の課題として取り組む必要があるのではないかと思います。このことはやってすぐ成果が出るとかそういうことではなく、時間がかかることであると思いますので、少しずつ何かできることを始めてみてはいかがかと思うのですが、村の方でホームページに受け皿となる窓口を設ける意向とか、そういった部分はないのか。伺いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員のご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、全国的な傾向と同様、本村においても担い手の減少や高齢化は喫緊の課題となっており、一方で、近年は議員おっしゃったようなアグリワーケーション、アグリツアーや、半農半Xという言葉に象徴されるように、都市部の方々を中心に、農業を単なる労働ではなく、自己実現やリフレッシュのためのアクティビティとして捉える新しい価値観が広がっているのも事実です。

担い手確保の対策を進めるにあたっては、村のみならず、JAや各企業、団体との連携が欠かせません。担い手確保に関する課題については、各方面からその重要性が指摘されておりますので、まずは関係団体との間でしっかりと課題を共有し、大潟村としての担い手対策の方向性について、足並みを揃えて検討してまいりたいと考えております。

また、村では現在、「地方応援隊」の制度を活用し、農水省と国交省の職員2名とともに「農業×観光」の可能性を探る取組みをスタートさせたところです。具体的には、将来的な担い手確保を見据え、農業バイトの受入態勢を整備するとともに、農作業と村内観光を組み合わせた関係人口の創出を検討しております。

特に、農業バイトに従事しながら、勤務時間外には村ならではの歴史や文化、豊かな自然に触れていただくことで、大潟村のファンとなっていただくことを目指しており、今年度は、その有効性を検証するためのタマネギ収穫アルバイトと観光のモニターツアーを実施する予定です。

そして、ご提案いただいた村ホームページにおける窓口設置は、こうした取組みを周知し、関心を持つ方々を誘導するための選択肢の1つになり得ると考えます。

しかしながら、いくら窓口を整えても、実際の現場での受入態勢が整っていなければ、一過性の交流で終わってしまいます。そのため、村としては、まずはその土台となる農家側のニーズ把握や宿泊場所の確保といった受入態勢のあり方について、地方応援隊の活動等を通じ、本村にとってどのような形が望ましいのか、その可能性を探っていく考えです。現在、実施している地方応援隊の成果を慎重に検証し、現場のニーズや受入の実態を見極める中で、議員ご提案のホームページの活用も含め、本村にとってどのような情報発信や窓口のあり方が最適か検討を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10 番：大井圭吾議員】

質問というか、まず 1 つ聞きたいことというか、村のホームページを作っていて、何か村への問い合わせ先は電話番号とメールがあって、メールで問い合わせするとかそういうものがあると思うのですが、そういった部分で年に何件か、村で就農できないかとかアルバイトできないかとか、そういう農業関係の問い合わせ等というのは来ているのかどうかということを知りたいのですが、まずそれは 1 つとして、それで今村長の話で体制が整ってから窓口をまた合わせて作りたいというお話で受け止めましたが、やはり窓口というのは窓口で、早く作らないと、作って問い合わせは受けていいと思うのですよ。大潟村でバイトしたいとか、大潟村で就農したいという問い合わせが来て、その問い合わせに対して今すぐはできないのですが、あなたのご希望は村の方で留意して、調節したらまた折り返し連絡するとか、そういう即答できない状態であっても窓口は窓口で設けても僕はいいのではないかなと思います。それで要望は要望で受け止めて、こういった要望があるからこういうことできないのではないかなとか、逆にそれに合わせた対応を考えたりとか、準備が逆になるかもしれないのですがそういった部分で、何でも準備してから始めるというとなかなか難しい部分と、どこまで準備したらスタートできるかというかそういう部分も、これでよしというのはなかなか判断のしようはないと思うのですが、そこは両輪で進めていっていいのではないかなと僕は思うのですが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員の再質にお答えします。

まず村への就農を含めた農業に関する問い合わせは、年に数件はあるそうです。

また窓口開設に関してですが、なかなか村で受け入れしますよというホームページを開設してしまって、実際開いたら何もないというのはちょっと相手もがっかりしますし、その上で問い合わせが来てもまだ整っていないのではということでは、かえってがっかりというか、大潟村に失望してしまうようなことにもなれば残念ですので、先ほど話をさせていただいたように、今年度も既にモニターツアーもやることで進んでいますし、そうした状況を見ながら、また実際村にも、長期間の農業の手伝いに来るので泊まる場所の確保がないとか、ホームページには出していないがいろいろな問い合わせが来ていますので、そういったことも整理しながら、次年度からしっかり取り組んでいけるようにできたらなと思っておりますので、どうかご理解の程よろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

最初にちょっと伺いましたが、窓口もなくて問い合わせが来るということですので、もし窓口があったらもっと来ると思うのですね、問い合わせは。ということで、そういう部分ではかなりポテンシャルは高いのではないかなと僕は思っていますし、そこら辺を今後は村の方や、先ほどおっしゃった農協とかとタイアップして、できることをどんどん進めてやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問にいきたいと思います。

桜と菜の花ロードの公共交通機関利用対策ということで伺いたいと思います。

まずその前にですけど、私の情報範囲内ではありますが、今年の桜開花時期では大きな交通渋滞があった等の苦情を耳にすることもなかったのもので、おおむね村の交通対策は円滑に実施されたものと受け止めており、一農家として感謝申し上げたいと思います。

本題に入りたいと思いますが、本年、花見の人で混雑していた桜と菜の花ロードを何回か通りました。育苗ハウスから田んぼに向かう際、というのは村から八郎潟方面に向かっていく状態になりますが、みゆき橋を渡り、大潟富士前を通過することが何回かあったのですが、二度ほどあったのが、ちょうど路線バスの通過時間の間近だったようで、大潟富士バス停から八郎潟方面に向かうバスに乗車するために、大潟富士の道路反対側で5、6名の人、しっかり数える余裕がなかったので、もっと多かったかもしれないし、少なかったかもしれませんが、その方々が列をなしてバスが来るのを待たれておりました。ご承知と思いますが、大潟富士の方はバス停を表示した看板があり、アスファルトが敷かれた駐車スペースもあって安全にバスを待機するスペースはあるのですが、道路の反対側は何も待機エリアは用意されておらず全く無配慮な状態で、バス停の看板や目印のあるものも置かれてなく、バス待ちをされている人は、バス運転手が気づかずに通り過ぎてしまうことのないように考えてか、車道ぎりぎりに寄って並ばれておりました。ですので、そこを私が車で通過する際、ちょっと危険ではないかとも思い、バスを利用する交通弱者に対して少し不親切ではないか、配慮が足りないのではないかと感じました。

そこで社会や時代のニーズを鑑みると、交通弱者、つまり車を持たない人に対する配慮、さらにはそういう方々を呼び込む等、これからは今までとは少し方向転換した取り組みが必要ではないかと考えます。

ここからは少し細かくなってしまいますが、例えばということで私の考える取組みとしてを述べたいと思うのですが、今年作られた村の桜と菜の花まつりのチラシを見ますと、バスの運行表は掲載されていましたが、バス時間は八郎潟駅と道の駅等の発着時間のみの掲載でした。そこに大潟富士の発着時間を乗せて、車を持たなくても公共交通機関でも村に来て桜

を見られることをもっとアピールしても良いかと思いました。合わせて大潟富士の道路反対側にも、臨時的なものでもバス停の看板や目印を設置したり、待機できるスペースや座って休めるベンチを置くのも、村外から村に訪れていただいた方に親切ではないかと考えます。

さらにこの機会に、ついでというわけでもありませんが併せて提案させていただきますと、現状の大潟富士駐車スペースは狭いように見受けられます。大型観光バスが1台駐車するともう駐車スペースは埋まってしまい、他に車が駐車できなくなります。山の周りに駐車スペースを拡張できない状態であれば、道路の反対側に駐車スペースを設けたり、少し飛躍しすぎた考えかもしれませんが、そこに東屋を設けたり、テーブルやベンチを並べたり、路線バスで来た人が休むエリアを設けることも考えられると思います。また状況次第では、混雑ピーク時には簡易トイレを設置することも考えてもよいかと思いました。

また桜のシーズン以外でも、大潟富士バス停を起点にして、車を持たない人を村に呼び込める可能性もいろいろあるのではないかと私も少し考えてみましたが、大潟富士前で下車してみゆき橋を渡り、右折して木に挟まれた砂利道を少し歩くと、左手に田んぼの光景が広がってくる感じになります。この広い田んぼの景色を間近で見ながら農道を進んで行くと経緯度交会点表示塔まで歩くことができます。表示塔までは大潟富士から3.9キロになります。さらにそこからカントリーエレベーター公社までは3.6キロ、ホテルサンルールまで歩くと大体10キロの道のりになります。車道はなるべく避けてほぼ砂利道を歩きながら田んぼを眺め、農作業を見たり、野鳥を楽しんだりする2時間ぐらいの大潟村体験散歩コースになるのではないかと思います。

そしてホテルに宿泊される方には、バス代をサービスしたり、今はやりの御朱印のような完歩証明書なるものを大潟富士登頂証明書とともに発行するのも、観光客を呼び込むには面白いのではないかなと思いました。

以上、車を持たない交通弱者への対応から、さらには観光客を呼び込み、村の知名度アップ、欲を言えば移住促進にも繋がるのではないかと、私の思いつきといいますかアイデアを述べさせていただきましたが、これはほんの一例として、他にもいろいろと面白いアイデアが考えられるのではないかと思います。

村としては桜開花時期の公共交通機関、電車とかは無いので路線バスということになると思いますが、利用する人への対応をどのように考えているのか。車を持たない人の村への呼び込みをどのように考えているのか。現状を踏まえた見解をお聞かせいただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員の質問にお答えします。

桜と菜の花ロードは、本村を象徴する観光資源であります。一方、幹線道路沿いの並木と

ということもあり、観光客の安全の確保は重要な課題であると認識しております。

大湊富士前のバス停につきまして、乗降調査の結果によると、年間を通しての利用者は極めて限定的であります。議員ご提案のテーブルやベンチ、東屋の設置につきましては、利用状況を踏まえると、現状、費用対効果の面から慎重にならざるを得ないと考えております。また、大型バスの待機場所につきましては、スペースの関係上、1か所のみを設置となっております。観光客の安全確保は重要でありますので、桜と菜の花の開花時期に限定し、簡易バス停の設置が可能かどうか、また、駐車スペースの拡充が可能かどうかを県及びバス会社と協議したいと考えております。

近年、観光面では、その地で楽しめるアクティビティの人气が高まってきており、議員ご提案のものを含め、公共交通の利用促進につながる方法を多方面から検討してみたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10 番：大井圭吾議員】

バス停の利用者というか、大湊富士の利用者というのは極めて限定的ということで僕もそれはわかっているのですが、だからこそ年中というと冬はちょっと厳しいと思いますけれども、桜が開花していない時期でも利用できるような何かアクティビティを考えたり、大湊富士の反対側はまたスペースがいろいろあったりするふうにも見えたりしますのでそういった部分で、今は少ないですけど、もっとバスで人を呼び込めるような部分を考えられるのではないかなと、僕もちょっと大した考えではないですけどそういうことで述べたのですが、そこら辺の方向性としてですね、限定的だからやらないのか、もっと利用する人を増やせるように考えてやっていきたいのか、どちらの方向でお考えなのか、もう1回確認して伺いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員の再質にお答えします。

まず先ほど回答いたしましたように、今ある大湊富士の駐車場の向かい側に駐車スペースとかバス停の拡充ができないかというのは、県及びバス会社と協議していきたいと思っております。

また今、海外の方も含めですが、そうした既存の公共交通を使って目的地まで来て、またいろいろなアクティビティを自分で行う、先ほど言ったように、村を歩きながら自然を感じたり、田園風景を感じたりする、そういったことなど、自分も田んぼに土日とか行くときに、

意外と走ったり歩いたりする人が自分の田んぼの方も増えてきているように感じていまして、ちょくちょく見るようにもなってきました。そうしたことから議員がおっしゃるようなことは、非常に今、日本国内で、外国人も含めて、アクティビティ、それぞれの趣味に応じた取組みが広がってきているのではないかなと感じていますので、大潟富士から歩いてホテルまでのそうしたコースを何らかの形で発信することで、それに関心を持つ人が出てくる可能性もないわけではないと思います。そうしたことを村では今、地域おこし協力隊の方々が情報発信ということでやっていますし、こうしたことを伝えながら何ができるかということも、何か楽しみなことでできるかということも一緒に考えていけたらなと思った次第です。

いずれバスは来ていますし、バス停も大潟富士にしっかりありますので、そこをうまく利用しながら、さらに村で楽しめることを増やしていくことは非常に大事なことだと思いますので、こうした状況を少し改善しながら、または情報発信することで、大潟村に来る人、また大潟村で楽しめることを増やしていければと思いますから、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10 番：大井圭吾議員】

ありがとうございます。最初の質問と同じなのですが、やはり何かしら始めないと、スタートすることが大事だと思いますので、地道にでもスタートしてどんどん広げていっていただくということで、村長の方も前向きに考えているというふうに私は受けとめましたので、積極的な展開を期待したいと思いますので、よろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

暫時休憩します。

(午後 2 時 57 分)

(午後 2 時 57 分)

再開いたします。

大井さん。

【10 番：大井圭吾議員】

繰り返しになりますけれど、そういうふうにスタートしないと始まらないと思いますし、地道に、村で協力隊の方もいるということですので、そこら辺を村長としても、そういう発想が実現するように励みになるような支援というか言葉がけとか、そういった部分も必要ではないかなと思うのですが、そういうふうな部分でどのようにお考えかを伺いたいです。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員の再々質にお答えします。

先ほどの農業体験だったり、農業のアクティビティとか農業に関するツアーとか、また今回のこのバスを利用して大潟富士を拠点にしながら巡る観光とか、いろいろな村の財産とかそういったものを活用して人を呼び込んだり、または大潟村を発信したりということは非常にますます重要だと思っていますので、ぜひせっかくある村のバスを利用した、バス停があって、実際に少ないとはいえそこで降りる人もいますので、それをさらに上手に利用しながら年間を通して活用できる拠点になればなとも思います。

いずれ、そのためにもバスの反対側に、バスが安全に停まれるスペースとか、そもそものバス停がなければいけませんので、そうしたことについては県やバス会社と協議していきたいと思いますし、いろいろな発信については地域おこし協力隊の協力を得ながらやっていければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

【10 番：大井圭吾議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

ここで休憩いたします。

再開を午後 3 時 10 分といたします。

(午後 3 時 00 分)

(午後 3 時 10 分)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を進めてまいります。

次に、7 番、齋藤牧人さん。

【7 番：齋藤牧人議員】

7 番、齋藤牧人です。通告に従い 1 点質問をさせていただきます。

会計年度任用職員の人事運用についてであります。

会計年度任用職員は 2020 年 4 月より運用が開始され、本村においても従前の非常勤職員制度を置き換える形で運用がなされていると承知しております。

原則的に会計年度任用職員が行うべき業務は臨時に発生した業務であり、会計年度ごとに新規の募集選考採用を行うべきものと規定をされておりますが、大潟村では雇用の継続を優先し、基本的に現行職員が任用更新の意向を示す限りは新規募集を行わない運用していると承知しております。

私としては、雇用の不安定さは働く者にとって最も避けたい事態でありますので、この運用は望ましいものと考えております。

しかしながら、以下の2点において運用にちょっと懸念があると考えております。

まず1つめでございますけれども、特に任用を継続する場合において、任用内定した後、業務についての説明が十分になされていないのではないかという懸念であります。

現行は任用を決定してから公平性を担保するために業務を明かさず、年度初めに業務を発令する運用になっておると承知しておりますが、会計年度任用職員がつける業務は事務職から上下水道の技師に至るまで13ほどに及んでおります。当然に受け入れるのは困難な組み合わせもあるものと推察をしております。特に長年勤めた方であれば、今までと同様の業務が継続する期待が生まれやすい状況にあるのは想像に難くありません。公平性を担保するためとはいえ、任用内定後に発令に至るまで業務の説明がないのは、いささか丁寧さに欠けるのではないかと考えております。

総務省の会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアルでは、同一の者を同一職務内容の職に再度任用する際にも、新たな職への任用として改めて職務内容を含めた勤務条件の提示を行い、平等取扱いの原則や成績就業も踏まえつつ、能力の実証等を経た上で本人の意思を確認し、辞令の交付や勤務条件の明示を行うべきです、としております。

確かに募集要項及び希望調書等には任用される業務については当局が一律に決定する旨が記載されているとしても、任用者の不安や疑問を払拭し、職務に精励してもらうためにも、方針決定時に面談を設け、説明するのが望ましいのではないかと考えております。

そして2つめですが、会計年度任用職員の状況把握の機会に不備があるのではないかと懸念しております。仄聞するところ、状況把握の機会である希望調書には、何らかの希望や事情を記載すると選考時に不利益が生じる、そのため多くを記載しないという理解が会計年度任用職員にはあるようであります。これは当然、状況について付けてしまうと、やはり忌避される可能性があるというふうな思いであると思います。人事側が各々の会計年度任用職員の状況を知る機会がないのは、適切な人事を行う上で望ましいと言えないのではないかと考えています。人事側が適切に配慮するとはいえ、本人の期待や家庭事情、健康面などの情報を把握する機会が必要であると考えております。

以上の2点を解決するため、会計年度任用職員の人事フローとして以下を設けてはどうかと考えております。

まず1つめですが、任用内定後の事情説明であります。配置計画が定まり、基本方針を決定後、これはおそらく12月、1月辺りだと思っておりますが、できるだけ早く本人へ説明をする。更新の場合でも任用期間、勤務日数・時間、報酬・手当等について説明し、確認をとる。業務内容を変更する場合や、更新しない場合は当然、業務量減少、組織改編、勤務成績など合理的な理由を事前説明として丁寧に伝える。そしてこの面談の記録を残すことで人事部門としてもトラブルを防止できるのではないかと考えております。

そして2つめですが、会計年度任用職員の状況確認の面談であります。事前の書類に記入することがあまり好ましいと思われていない以上ですね、やはり面談する必要があるかと考

えています。配置計画の前に会計年度任用職員の状況や希望を確認するための面談を設けるのが望ましいのではないかと考えています。併せて希望調査の役割、記入方法、取扱いについてもきちんと説明をし、運用のあるべき姿に戻すように取り計らうべきであると考えております。

本村のように小さな自治体では人事部門のリソースが限られていることは承知しておりますが、円滑な村政の運営のためには、丁寧な人材マネジメントが必要と私は信じております。丁寧とは、人事の必要性や意図を職員本人に納得せしめ、運用の方針や判断基準を明確に示すことと理解しております。

当局のお考えをお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齋藤議員のご質問にお答えします。

はじめに、本村における会計年度任用職員の任用プロセスについて申し上げます。

村では、地方公務員法に定める会計年度任用職員制度の趣旨に基づき、公正かつ適正な任用プロセスの運用に努めております。

再度の任用を行う際の具体的なプロセスといたしましては、例年12月に行う職員募集において、職種や任用期間、報酬や勤務条件等を示し、再度の任用を希望する職員には履歴書の提出を求めています。指定様式である履歴書には、職員の基本情報に加え、健康状態や扶養親族の状況、家庭事情等に応じて配慮を求める事項のほか、再度の任用にあたり希望する職種の記載を求めています。この履歴書は、職員一人ひとりの状況や希望を正確に把握し、適材適所の配置を検討するうえで欠かせない事項をまとめたものであり、職員自らが記載し提出することで、任用にあたってのミスマッチを防止するツールとして使用しております。

また、次年度の職員募集と並行して、当該年度の勤務状況に係る人事評価を実施しており、2月初旬には、とりまとめた希望や評価結果、能力の実証等を総合的に勘案し、再度の任用の採否を決定しております。

なお、職種や配属先については、3月中旬に他の一般職と併せ人事異動内示により、公表・通知しております。地方公務員制度における人事異動は、組織全体の公務能率を最大限に発揮させるための適材適所の配置と、多様な職務経験を通じた職員の能力向上を目的として行われるものであります。会計年度任用職員の配置におきましても、本人の意向を尊重しつつ、組織としての円滑な運営を両立させる観点から全庁的な調整を経て決定しており、内示に併せ、各所属長に対し年度内の事務引継ぎを適切に行うよう指示しているところです。

会計年度任用職員制度の開始以降、本村におきましても国の制度改正に併せた見直しを行いながら、履歴書による意向把握や人事評価を通じた能力の実証など、一定のルールに基づいた運用を行ってまいりました。適正な任用プロセスを通じて組織の活力を維持することは、

安定した住民サービスの提供に寄与するものと考えております。行政サービスの質は、それを担う職員一人ひとりの意欲に支えられており、職員が能力を最大限に発揮できる環境を整えることは、住民福祉の向上に繋がる重要な課題であると認識しております。

今後、議員からご提案いただきました内容や、他自治体での事例も参考としながら研究を深め、職員一人ひとりが働きがいや意欲をもって仕事ができる職場環境の構築に努めてまいります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齋藤牧人さん。

【7 番：齋藤牧人議員】

ただいまの村長のご答弁にありましたとおり、村長としても適切な人事を行い、適切な住民サービスを行うことが重要であるということを考えていらっしゃることは承知いたしました。

そしてやはり一番大きく問題というか、課題と思っておるところは、やはり直接説明をする機会が1回もないというのは、いささか乱暴ではないかという部分でございます。

私も長く労組におりましたので、基本的に不満が出たときのやはり解消法は、話し合いでしかない、たとえ結果が変わらないにしても、私のいた会社ですと3回までという制限は設けておりましたが、職場の上司と不満がある職員との間で話し合いを設けるという形の解消法がありましたが、やはりたとえ変わらないにしても、1回でも説明を受けて事情等、職員として説明をする機会があり、いろいろ疑念を晴らす機会があれば受け入れることも当然あるわけで、そこがないままに過ぎて発令が出てしまったりするとその疑問が解消されない。結果として、不満が出るだけのみならず、何といたしますか、不満、あるいはこういう不当な扱いを受けたのではないかとといったふうな事態が起こることはやはり想像に難くないのであります。なのでぜひこの点については、つまり発令前に説明をする機会を設けてほしいということが私の一番の思いでございますけれど、そちらについては実現度といたしますか、検討していく上でどれぐらい可能性があるかというところについて教えていただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齋藤議員の再質にお答えします。

まず先ほど来話をしているように、事前に希望調書を取って、またそれとは別に人事評価をしたことと併せて次年度の人事体制を整えているところで、それは職員、そして会計年度任用職員、ともに総合的に対応しているところです。

そうした中において、発令前に事前に全職員と面談した上で、再度人事を考えるということとは、現状、時間的な余裕含め、非常に厳しいところがあるかと思いますが、ただ不可能かどうかというのはちょっと具体的に検討しないとわかりませんので、その点については少し検討いたしますが、ただ事前の希望調書または人事評価を通じてそれぞれの職員が今年度は自分はということができた、またできなかったか、課題はどうか、またはどういった職種を希望するかというようなことを全部吸い上げた上で今行っていますので、そうしたことをより大事にしながら、また、そうした取り組みをしているということも職員にも十分理解していただいて、適正な希望聴取であったり、そうしたことの記載も含めて促していければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

答弁ありがとうございます。

確かに、おそらく2月でしたか、概ね固まったところで出た発令をですね、また再度その状況を聞いた上で調整するのは大変であることも重々承知しておりますので、その時点で発令はもう変えられないのだということにおそらくなるかと思います。ただそこはちゃんと説明をしてくださればよい部分かと思いますが、総じて会計年度任用職員の制度とかあるいは希望調査の書き方ですとか、どう判断してどう扱うのかとか、そういった部分の説明があまり徹底していないように正直感じられる面があります。いろいろな憶測が流れたりとか、書くと不利になるみたいな話はおそらく出ているかと思いますが、毎年やはりその説明はどこかですべきであると個人的には考えておりますけれども、その点についてちょっとお考えをお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齋藤議員の再々質にお答えします。

毎年行う、特に会計年度任用職員においては、再度の履歴書の提出という中で、今議員がおっしゃったようなことが求められることになります。しっかり細かく、例えば健康や家庭の状況を書かれている職員もいれば、希望を書かれている職員もいますし、逆に言えばそうでない職員もいるかもしれませんが、やはり個人の状況についてはできるだけ正確に記載していただくことで、当局もそれへの配慮がしっかりできますので、そのことについてはしっかり周知していきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【7 番：齋藤牧人議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

(午後 3 時 27 分)

令和 8 年第 3 回（6 月）大潟村議会定例会【第 2 日目】

1. 開議日時 令和 8 年 6 月 11 日（木）午前 10 時 00 分～午後 3 時 07 分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1 番：松本 正明	2 番：菅原アキ子	3 番：川渕 文雄
4 番：黒瀬 友基	5 番：松橋 拓郎	6 番：菅原 史夫
7 番：齋藤 牧人	8 番：松雪 照美	9 番：三村 敏子
10 番：大井 圭吾	11 番：工藤 勝	12 番：丹野 敏彦

計 12 名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略）なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 小澤菜穂子
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤綾子
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 近藤比成
産業振興課長 伊東 寛	教育次長 宮田雅人
農業委員会事務局長 小林 豊	

6. 議会事務局の職員 事務局長 澤井公子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第 2 号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第 29 号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第 30 号 工事請負契約の締結について

議案第 31 号 財産の取得について

議案第 32 号 令和 8 年度大潟村一般会計補正予算案

議案第 33 号 令和 8 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案

陳情第 3 号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

陳情第 5 号 mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書

陳情第 6 号 ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として、森林環境譲与税の積極的活用を検討することを求める陳情書

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただいまの出席議員数は、12名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

日程第1、「一般質問」を行います。

4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。おはようございます。

私事ですけど、今年、秋田市内に通う子どものPTAの役員をさせていただいてまして、昨日はですね、本会議前に、学校で挨拶運動するということで挨拶運動に参加してきました。

村でも横断歩道のところなどで挨拶運動していますけれども、行ってみて村の子の方が元気に挨拶してくれるなということで、ちょっと誇らしくなったりもしました。

一方で秋田市内、様々な学校のPTAの役員の方とお話していると、やはり大潟村と同じようになかなか役員のなり手不足なんかもありますけれども、逆に活発に活動しているところなんかもあってですね、先進的な取組みをされているところなんかもありまして、村外と比較してみるといろいろと新しい気付きがあったり、村の課題を感じたりですね、それを解決するヒントがあるのかなというふうに感じているところです。

ということで、今回は村外でもお仕事で活躍されていました副村長と、あとまた村の教育ということで2点質問させていただきたいと思います。

では1つめの質問に入らせていただきます。

副村長就任1年を経てということで、昨年4月に小澤副村長が就任し1年が経過しました。村外から就任され、長年村内に住む村長また私達議員、また長年住まれている村民の方とはまた違った視点で村の現状を感じられている部分もあるかと思います。

就任1年目であったということと、あとポジショ的な部分もあるのかなと思いますが、これまで議場内でなかなか答弁する機会というのがなくてですね、ネットなどを含めて傍聴されている方から、「これまで副村長の発言がないのだけど」、「答弁がないのだけど」という話も問われることもありました。そのような声もありましたし、また最初に述べさせていただいたとおり、村外から来られたという視点、そういう新たな視点もあるかと思いますので、就任から1年が経過したこのタイミングで質問させていただきたいと思います。

1点目はですね、当地域、大潟村の良さや課題をどのように捉えられているのでしょうかということが1点目です。

2点目は、行政、大潟村役場の現状をどのように認識されているのか。

そして3点目として、上記を踏まえ、今後副村長としての職務において、どのような点に注力されていかれるのか。

以上3点、質問させていただきます。

【議長：丹野敏彦】

小澤副村長。

【副村長：小澤菜穂子】

黒瀬議員のご質問にお答えします。

まず、大潟村の良さについて、3点挙げさせていただきます。

1点目は、住区や趣味のサークルなどの地域のコミュニティによる共助が存続していること。

2点目は、稼ぐ力の面と環境配慮の面、双方から持続可能な農業が行われていること。

3点目は、概ね健康な身体であれば徒歩と自転車でも十分に生活が可能なまちとなっていることです。3点目については、村としての診療所の維持や、公民館内の図書室の充実、商店街に歯医者もあるなど、干拓以来の総合中心地を中心としたまちづくりの成果であるとともに、診療所の指定管理を受けてくださっている正和会さん、「あぐり」を維持し薬局をあぐり内に誘致し、また村内にコンビニを維持してくださっている大潟村農業協同組合さん、並びに、同じく村内にコンビニを維持してくださっているルーラル大潟さんのご尽力の成果でもあると認識しております。

一方で、大潟村の課題についても、同じく3点挙げさせていただきます。

1点目は、住区などの地域のコミュニティによる共助に頼る部分が大きい反面、その共助の受けやすさというのが、コミュニティにおける人間関係、すなわち人と人との相性の良し悪しや個人的な好悪に左右される可能性を排除できず、日頃から地域のコミュニティに積極的に参画し良好な関係を築けていないと共助につながる事が難しいこと。

2点目は、農業及び農産物加工業以外の産業が弱いため、農業経営の大規模化の進行に伴い農家戸数が減少することが、村の人口減少につながる大きな要因の1つとなっていること。

3点目は、概ね健康な人にとっては徒歩と自転車で十分暮らしやすいまちづくりとなっているのですが、例えば車道の片側にしか歩道のない区間があったり、村役場から商店街をぬけて診療所、村民センターまでつながる遊歩道には段差や車止めなどの障害物があったりなど、車椅子やシルバーカーで村内を移動する際には困難があるのかなと想像できることが挙げられます。

次に、大潟村役場の現状については、年々増加する業務に対して、少ない人数で、村民生活に大きな不都合が出ないように、非常に尽力していると感じています。

それぞれ異なるニーズを持つ村民一人ひとりから見ましたら、ご自身の個別のニーズに対するサービスが不十分だと感じる点があるであろうことは認識しておりますが、現状の公共サービスをなるべく破綻させず、また新たなニーズにも優先順位をつけて取り組みながら、

村民生活に大きな不都合が出ないように、職員一同努めております。

これらを踏まえ、今後、副村長としての職務において注力する点としましては、職員が働きやすい職場を整えるということに尽きると思います。

業務プロセスにおいて省いても重大な影響の出ない書類や仕事を省くこともその一環であり、既に改善したものとしては、小さなものなのですが、入札予定価格の作成の際、今まで担当課が金額入り設計書を印刷して添付していただいていたのですが、こちらを予定価格の作成者が電子決裁システムから金額を確認するように変更いたしました。本当に些細な業務量ではあるのですが、機密書類の印刷及び機密書類の裁断・廃棄の手間が省けたものと思います。

引き続き、職場環境の改善と業務効率化を進めてまいりたいと思っております。

前述のとおり、役場では現状の公共サービスを破綻させないこと、また優先順位をつけて新たなニーズにも取り組みながら、村民生活に大きな不都合が出ないように努めておりますが、ニーズの把握が不十分で、役場の優先順位が村民のニーズの実態と合っていないという場合も生じると存じます。そのような場合には、村民に選ばれた代表である議会において、優先順位を修正していただきたく、今後ともよろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4 番：黒瀬友基議員】

ありがとうございました。

村の良さであったり、課題だったり、あとは役場の現状というところをお聞かせいただいて、すごい的確にわかりやすく教えていただいてありがとうございます。

村の、という点については一旦置いておきまして、役場の業務、また今後尽力していくところ、業務の効率化、働きやすい職場づくりというのはまさにそのとおりかなと思っておりまして、ぜひそこは力を入れていただきたいと思います。

先ほどの答弁にもありましたけれども、それが村民の考え方と乖離する部分というのもあると思うのですが、その前段階として、役場としてどこを目指していくのかという部分もきちんと説明していくことも必要ではないかなと思っていまして、そこはきちんと丁寧に、どういう意図を持ってこういうことをやっているというのがわかれば、村民の方も理解していただけるかなと思いますので、そこ辺りの説明というのが、これまでも何度も言っているのですが、たまにちょっと抜けてしまう部分があるので、ぜひそこはやっていただければなというふうに思います。

先ほど、村民の方からですね、副村長の発言が議会でないという話をされたりしたときには、私個人としては、「いやいや、強い思いを持っていますし、しっかりお話していただけるのではないかな」という話をさせていただいていましたので、しっかり今日、期待どお

りの回答をいただけてありがたいなというふうに思っています。

再質問に関してですけれども、先ほどのしっかりと説明をしていただきたいというのはこちらからのお願いになるのですが、先ほど副村長の職務としてということで働きやすい職場環境をつくっていきたいというお話をされていたのですが、ちょっと視点を変えてですね、同じ答えになるのかもしれないのですが、仮にですけれども、自分自身が行政のトップとしてここに立った場合として考えた場合に、いろいろと行政の継続性であったり、予算の制約だったり、現実性はともかくとしてですね、そういったことを一旦置いておいて、どのような事業を大湊村でやってみたいですか、こういったことがあると面白いかなということがですね、あればぜひお伺いしたいなというふうに思います。これに関しては特に何か大きい施設を作って大きい事業をやっていきましょうというのものもあるでしょうし、もしくはもっと規模が小さいけれども村にとって必要なことであったり、そういったことがいろいろあるかと思えますけれども、その点、お伺いできればと思います。

あと今回の答弁もでしたけれども、これまで副村長とお話させていただいていると、非常に何ですかね、こういう言い方で言うのも失礼かもしれないけれど、頭の回転が早いとか、その場でいろいろと新しいことを思いつかれたり、いろいろされていると思いますので、そういった点では、先ほど地域ですとか役場、行政の現状等お聞きしました。事前に通告させていただいて、しっかりとまとめて答弁いただいていたかと思えますけれども、今話してきた中で、何かまた付け加える点などあれば、改めてその点も再質問としてお伺いできればと思います。

以上、よろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

小澤副村長。

【副村長：小澤菜穂子】

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

まず村の目指す方向の説明が今までちょっと足りていなかったのではないかという件に関しては、今、高橋村長のもとでの第3期総合村づくり計画の冊子を作成中でして、今回はまだちょっと配布が間に合わなかったのですが、分厚いバージョンと、もう1つ概要版という少し短く要約してわかりやすくしたものを作っておりまして、概要版の方は配布予定となっております。その際にはまた広報等でも改めてご説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

2点目、もし自分が行政のトップになったらやりたいことですか、これはかなりちょっと難しいのですが、もしかしたら村の人たちのニーズとは違うのかなとも思うのですが、私の場合、やはりあまり車社会に慣れていない。先ほどの答弁で申しましたが、村に来てすごくいいなと思うのが、徒歩で生活しやすいまちだなというところでした。ただまだまだバリアフリーとかそういう点で足りていないところがあるなと思いますので、お金

のことを気にしなくていいのであれば、歩道をつけたりとか、公共施設、例えば村役場は、「農業委員会へご用の方で足の悪い方（階段が困難な方）などは、下の産業振興課にお声掛けください」となっていて、エレベーターがないので、そういった仕組みになっているところがあるので、そういったバリアフリー化を進めるとか、そういった徒歩と公共交通で歩きやすいまちになったら幸せだなと思いますが、車社会に慣れてらっしゃる皆様からすれば優先順位はちょっと違うかもしれないと思うので、これはあくまでも私がこうだったらいいなと思う話です。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

ありがとうございました。

今のバリアフリー化ですとか、徒歩、自転車というお話に関しては、今までは逆にそんなにニーズはあまりなかったのかもしれないですけど、それこそ今公共交通をどうしていくかという中においては、高齢化も進む中で、そういった視点も必要なのかなと思いますので、そこはどこまでやれるかというのはあると思いますけども、ぜひ今、新しくやる事業も含めて検討していただければと思います。

すみません。再々質問に関しては最後、村長にお伺いしたいと思うのですが、先ほど来、副村長の様々なお考えをご説明いただきましたけれども、ご本人もいる前ですけれども、1年を経てどのような評価というか、どのような職務をどのように行ってきたかというところを捉えているかという点と、これからまだ任期がある中においてどのような点で力を発揮してもらいたい、もしくは発揮してもらえと考えておられるのか。その辺りを最後お聞かせいただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再々質問にお答えします。

まず副村長の評価というか、これまでの取り組みですが、ほぼ、大事な会議には全て入ってもらっていて、その都度ご意見をいただいている、非常に的確な意見を出していただいている、それがいろいろな事業の中に反映されております。1つ、総合村づくり計画で村づくりの将来像ですね。それにおいても、副村長の意見が反映されたものになっていて、「継承と挑戦で未来を拓く希望の大地」という、そういったちょっと外には見えないようなところですが、内部としては非常によくやっています。

併せてやはり行政経験、立場は違いますが、それがしっかりありますので、そうした経験

のもとで、特に各種事業を進めるにあたっての契約や、いろいろな捉え方、そういった点でもいろいろアドバイスというかご意見をいただいていることが非常に役立っております。

併せて、出身が農水省ですので、農水省との関係においても直接アポ取りをしてもらったり確認をしてもらったりと、そういったことも日常的に行えるので、非常に心強い関係であります。

こうしたことをぜひ継続しながらも、1年経ってやっと慣れたと思いますので、これからはより良い村民の、先ほど言っていたようなニーズ等を踏まえながらもさらに一緒に取り組んでいければと思いますので、よろしくお願いします。

私から以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

では次の質問に移らせていただきます。

自治体を超えた小・中学校の統合はということでお伺いしたいと思います。

先日、文部科学省が有識者会議のまとめを踏まえ、近く公立小・中学校の適正規模・適正配置に関する手引きを改訂し、1小・1中学校しかない自治体について、近隣市町村と連携した統合協議を促すことなどを手引きに盛り込む見込みであるとの報道がありました。

これまでの手引きでは小規模校の統合の方針はありましたけれども、自治体を超えた方針というのは示されておらず、村は元々が1つの小学校、1つの中学校であることから、学校統合に関して具体的に検討されてはいなかったのではないかと思います。ただ今回の手引き改訂により、村でも今後、近隣市町村との統合を検討しなければならない段階に入ることが予想されます。

しかし、地域づくりという観点では、子どもたちが地域で学ぶこと、学校が地域に存続することの重要性は非常に高いと考えます。また、大潟村は周辺の地域とまたちょっと成り立ちが違いまして、特徴的な歴史から大潟村特有の歴史、文化が継承される教育を行ってほしいという思いを持つ村民も入植者世代を中心に多いと思われ、これまでもそのような取組みをしっかりといただいていると思います。

第3期の総合村づくり計画でも、「未来を切り拓き、郷土愛を育む学校教育の推進」とあり、連携教育、外国語教育の推進、郷土愛の醸成、地域食材を用いた食農教育といった村独自の特色ある取組みを掲げておりまして、現状ではおそらく村としても広域的な統合を積極的に進めたいという立場ではないのかなというふうに個人的には考えております。

実際に手引きが示されても、すぐに全国一律で統合が進むとは思いませんが、教職員のなり手不足などもある中で、自治体連携による統合に向けた様々な圧力というかですね、そういう方向にもならざるを得ないところも出てくるのかなというふうに思います。

ただ、そのように手引きが示されて統合への圧力が強まったとしてもですね、地域に学校を維持していくために重要となるのが、地域全体として大潟小学校、大潟中学校が地域に残ってほしいという総意であるのではないかなというふうに考えます。

ただ一方で、子どもたちの学ぶ環境を考えた場合に、多くの同級生がいて切磋琢磨しながら学べる環境の良さ、また部活動を始めた人数が多いことでできる活動などを考えると、統合することのメリットもあるのではないかなというふうに考えます。

先ほども述べましたが、今年度、秋田市内の PTA の役員を引き受けまして、先日、秋田市内小・中学校の PTA 役員と懇談する機会がありました。秋田市内はご存知のとおり複数ありまして統合がどんどん進んでいたり、これからされていくというところなのですが、そういった中で聞いているとですね、保護者、PTA、子どもたちは全員統合に賛成で大きいところに行きたがっていると、ただ一方でやはり地域としてはなくなっては困るので、というような話で、なかなか、その地域内の分断とまでは言えないですけど、意見の相違がある。また、統合した地域で統合した方に聞いてみると、結果的には子どもたちはすごい喜んでいるという話もあってですね、地域内においても立場によって何か考え方は大きく違ってくるのかなというふうに思います。

その中において、やはり地域のために、子どもたちに何か犠牲を強いるのではなくて、やはり大潟小学校・中学校残すためにはですね、その魅力を高めていただいて、保護者、本人、子ども自身がですね、ぜひ通いたい、通わせたいと思うような学校にして、地域の総意として学校を本当に残したいという状況にしていく必要があるのではないかと思います。また、そういう学校にしていくことによって、人口減少が進む中においてもですね、その学校に通わせるために村に移住したい、教育留学をしたいというように思ってもらえることも出てくるでしょうし、それも必要ではないかなと思います。

これまでも大潟小学校・中学校では、こども園含む連携教育ですとか、開拓者精神を育む教育、英語教育の推進、また学校だけの取組み、地域を含めた取組みですけども、海外との交流ですとかも行っています。そのような特色があり、教育に力を入れていることは理解しておりますけれども、現状は、通って見たら非常に良い学校だったというような認識はあるのかもしれないのですけれども、入る前からですね、ぜひこの学校に通いたい、通わせたいという状況には至っていないのではないかなというふうに感じています。

しかしこの先、自治体の枠を超えた統合も示される中では、ここに通いたい、通わせたいという学校を作っていくことが、村に学校を残していくために非常に必要ではないかと思っています。そしてそのような強い魅力・特色を打ち出していくためには、検討や準備、そして実現にある程度の時間が必要であると考えれば、早い段階で大潟村に学校を残すためにどうするのかということを考えるべきだと思います。

そこで、2点質問させていただきます。

有識者会議の議論のまとめ及び近く行われる見込みの公立小・中学校の適正規模・適正配

置に関する手引きの改訂における自治体を越えた小・中学校の学校統合について、村として、教育委員会として、どのように捉えているのでしょうか。

2点目として、村に小・中学校を残すために、ぜひここに通いたい、通わせたいと思ってもらえるという視点で学校の特色を打ち出していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上2点、よろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

黒瀬議員のご質問にお答えします。

今朝の読売新聞の中に、皆さんももしかするとお読みになった方もいらっしゃると思いますが、東成瀬村が出生ゼロの可能性もあるかもしれない。今年度から小・中学校の検討へ協議会を開くというような、こんな記事が載っていました。この中で、東成瀬村長さんが、村で維持が難しいとなれば、中学校をどこかの自治体に任せることになるかもしれないというような話も出ていました。

まさに今回の黒瀬議員の質問はこの時期を得た質問であるかなというふうに感じました。教育委員会としての考えを述べさせていただきたいと思います。

本村の教育の根幹をなす大湊小・中学校の在り方、そして将来を見据えた魅力ある学校づくりについて、教育委員会としての考えを述べさせていただきます。

はじめに、文部科学省の有識者会議のまとめ、及び「公立小中学校の適正規模・適正配置に関する手引」の改訂に関する受け止めについてであります。報道等にありましたが、文科省が「1小・1中」の自治体に対しても、隣接市町村との連携や統合の検討を促す方針を示したことは承知しております。これは全国的な児童生徒数の急激な減少を背景に、多様な考えに触れる機会の確保や、集団の中で切磋琢磨する教育環境の維持を主眼に置いたものと理解しております。

しかしながら、本村におきましては、学校は教育施設であるとともに、開拓の歴史を次世代につなぎ、保護者・地域の連帯感を醸成する場でもあります。議員がおっしゃるとおり、第3期大湊村総合村づくり計画において、「郷土愛を育む学校教育の推進」を掲げており、この地で学び地域の歴史や文化を継承することは、本村の持続可能性において極めて重要であると考えております。

広域的な統合につきましては、集団の中での切磋琢磨といったメリットが語られる一方で、通学時間の延長や地域活力の低下といった懸念が大きく、本村の歴史的背景や地理的条件を勘案いたしますと、安易に広域統合を選択することは馴染まないと考えております。国の方針においても、最終的な判断は地方自治体に委ねられております。学校のあり方は村の未来のあり方そのものであり、何よりも保護者や村民の皆様との丁寧な議論、そして地域ぐるみ

の合意形成が前提となるべきものです。

教育委員会といたしましては、現時点で広域統合を具体的に検討する段階にはないと考えており、まずは本村の子どもたちにとって何が最善の学びかという視点を堅持し、村内での教育環境の充実に注力してまいります。

一方、集団の規模が小さいことによるデメリット、すなわち多様な人間関係の構築や集団活動の機会確保といった課題については、学校の統合という形ではなく、周辺自治体との機能的な連携によって補っていくことが可能であると考えております。

その具体的な取り組みとして、現在、南秋田郡内の小・中学校と連携し、合同での修学旅行の実施に向けて検討を進めております。これにより、子どもたちにとっては村外の同世代と深く交流し、互いに刺激し合える貴重な機会となるだけでなく、スケールメリットを活かした保護者の皆様の経済的負担の軽減、具体的に言いますと旅行代金の削減にもつながるものと期待しております。

このように、大潟村の学校という拠点の軸は維持しながらも、広域的な連携を柔軟に取り入れることで、小規模校の強みを最大化し、弱みを補う教育環境を整えてまいります。

次に、学校を残すために魅力を高め、特色を打ち出していくべきとのご提案についてお答えいたします。

議員ご指摘の「ぜひここに通いたい、通わせたい」と思える学校づくりについては、将来にわたって本村に学校を維持していくために重要な事項の1つであると、私も認識しております。

本村では、これまでも、こども園から小・中学校に至る15年間の一貫した保育・教育体系による連携教育の推進や、地域と一体となったコミュニティスクールの展開、大規模農業や豊かな自然など、村全体を学びのフィールドと捉え、本村の原点である「開拓者精神」を育むふるさと教育の推進、更にはグローバルな視点を養う英語教育や、ALTの配置に加え、小学校外国語活動の業務委託による実践的な英語環境のみの学習の実践、台湾への海外派遣事業を実施するなど、本村ならではの独自の教育活動を多角的に展開してまいりました。特に、本村の伝統である開拓者精神は、これからの予測困難な時代を生き抜くために最も必要とされる非認知能力そのものであると考えております。何もない干拓地からすべてを創り上げてきた先人の歩みには、困難に立ち向かう挑戦力、ゼロから価値を生み出す創造力、そして仲間と支え合う協働の精神が詰まっています。このチャレンジャー魂を現代の教育に昇華させ、小規模校・ICT教育の強みを活かした個別最適な探究学習と掛け合わせることで、大潟村独自の教育モデルを構築できると確信しております。

黒瀬議員ご提案のとおり、この選ばれる学校づくりに向けた具体的な方向性について、早い段階から保護者や地域住民、行政が一体となった学校運営協議会などで議論を深め、村一丸となって推進してまいりたいと考えております。

子どもたちが誇りを持って、保護者が安心して任せられる、魅力ある大潟教育の実現に向

け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4 番：黒瀬友基議員】

ありがとうございました。

まずはすぐにこれを受けて統合という話の方に行かないという点で、そこが確認できてまず良かったなという点で、ぜひ何とか残せるような方向にみんなで考えられればなという点は考えております。

その中でちょっとすみません。先ほどの東成瀬の話はちょっと私も知らなくてですね、そういうのがあって、やはりそういう方向に向かわざるを得ない部分も人数が減ってくるとあるのかなと思います。ただ、これは学校に関してだけではないのですけれども、それを例えば、仮にですけれども統合、一緒にやっていくといった場合に、やり方としては事務組合をつくるですとか、あとは事務委託をするという形になると思うのですけれども、どちらにおいても正直これはなかなか特色を残しにくいというか、特色だけではなくて、なかなか事務組合のやり方というのは、いろいろな考え方の自治体が集まってきてまとめていく形になるので、なかなか尖ったというか、なりにくいのではないかなと、もっとストレートに言ってしまうと、非常に責任が曖昧になる傾向に、学校に限らずですけれども、なりがちな傾向があるのかなというふうに個人的には思っていますので、できる限りそれも避けたいというふうにも考えているところです。

その中で、先ほどこの学校に通いたい、通わせたいという中で大潟村のいろいろな取り組みをお話いただきました。それはいろいろやっていただいていることは重々承知しています。1つ、平成の大合併の時代にですね、周辺の自治体では大合併の議論が進んだ際に、当時の首長の方が、仮に合併が進んでもその地域に学校を残すと、人数が減って行政効率化を進めれば統合していく可能性がある中でですね、自分たちの地元に学校を残したいということも 1つの目的として、その当時は珍しかった小中一貫校の整備を進めた自治体もあるという話を聞いています。今となっては単純に小中一貫校を作ればそれで残るという話ではないと思うのですけれども、当時でいくと県内多分初だったと思いますので、そういった点でやはりそういった際立った特徴を出して残していこうという、それだけの意味ではなくて教育的な観点ももちろんあったと思うのですけれども、そういったことを考えられた自治体もありました。結果的には合併されませんでしたけれども、そういったことを合併が決まってからということではなく、そういう可能性も見据えて前の段階から考えられているのかなというふうに思います。

そういった中でですね、先ほど大潟村の様々なふるさと教育ですとか、こども園も含めた

連携教育、また英語教育、国際交流という点、いろいろ進めていただいているのですけれども、それ自体に全く何か問題があるとかではなくて、異論があるわけではないのですけれども、やはり通わせてよかったなというところに関してはこういった 1 つひとつの取組みを積み重ねていくことが必要ですけれども、一方で学校を残して学校に通わせたいというふうに考えた場合に、何か 1 つ、やはり県内初ではないですけれども、すごい尖った部分が必要になってくるのではないかなと思うのですね。それに関しては教育長の、教育者として考えた場合に、そういった話ではないのだよという意見はあるかもしれないですけれども、一方でいうとそういった、先ほどご説明いただいた連携教育も含めて、ふるさと教育、開拓者精神というのも含めて、そういうことを大潟村の小・中学校で続けていくための前提として、やはりそういった際立った特徴を持った形で皆さんに興味を持っていただいて、学校がまず残るという前提があって、その上でその中で今まで着実に積み重ねたものをやっていく必要があるのではないかなというふうに考えるのですね。ですので、今回のこの手引きが出たことで、今までやっていたことをやめろという話ではなくて、それを続けていくためには、例えば極端な話でそれが正しいと思わないですけれども、もうすごくとても立派な、もう皆さんが誰もが通いたくなるような校舎・設備を整備するでもあるかもしれないですし、例えば半年間海外に留学させるかもしれないですし、それはちょっと極端な例ですけど、それぐらい何か特色を強く出して、それで皆さんが素晴らしいねと言ってくれるものがあって、実際入ってきたらそういった浮ついた話だけではなくて、中で着実に村としてやるべき教育をやるという、そこの視点がやはり 1 つ、もう 1 つ付け加える必要が出てくるのが今回の手引きを受けての学校を残していくためにというところで、ぜひ考えていただきたい点ではないかなというふうに個人的には思っています。

その点も踏まえてですね、再度ちょっとその点をどうお考えかという点と、あと先ほども述べさせていただいてきましたけれども、やはりそういう特色を出す上では検討にも時間がかかりますし、実際実施するにも時間がかかる。実施した上でそれが評価されて、認知されて、そこに結果が出てくるというようにところにも時間がかかることを考えると、やはり早々にそういうことを考えていく必要があるのかなと思うのですけれども、繰り返しになる部分もありますけれども、その点、改めてお伺いできればと思います。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

黒瀬議員の再質問にお答えします。

黒瀬議員がこの村に学校を残したいという思いの一端の質問かと思って聞いておりました。私個人的な話も含めて、答弁させていただくのですが、まず、第一に考えたいのは、今ここに、村に住んでいる子どもたちが、やはりこの後、将来やはり厳しい社会になるであろうということは予想されますので、その社会に生きていけるような基礎的な力を十分にまずつけ

てあげてことを第一に考えたいと思います。それが子どもたちにとって、村にとって一番いい、最初に考えるべきことなのではないかなということは多分、黒瀬議員も同意していただけるのではないかなということで、これまで取り組んできたものは、先ほどの答弁の中にもありましたが、開拓者精神という言葉の中にはやはり子どもがこの後の社会に出て生きていくには大切な力が、要素があると。それを学びの中で、開拓者精神という言葉だけでなく、実際に自分が身につけることによって、それが開拓者精神と同じなのだよ、この村をつくってきたことと同じなのだよというふうに、中学校3年生、15歳のときに思えるようになって、外へ出て活躍してほしいというのがまず一番の願いです。その上で、これまでの教育が外からも認められ、大湊村の学校に通わせてみたいというふうに思えるような実践をできればというのは、私も行政に入ってからそのように考えるようになりました。

1つ、これまでの実践の中の紹介をさせていただきたいのですが、例えば小学校の外国語活動を早くから英語のみの環境でということがあります。既に村では、15年以上続けてこれられているかと思います。それでこの成果というか、なかなかその英語力がついたのかというところを見るのは難しいのですが、昨年度から大学の先生の協力を得まして、村の子どもたちの英語教育に対する意識や、それからその様子をちょっと今見てもらっているところです。その一端のレポートの中には、村の子どもたちは諦めるよりもチャレンジする気持ちが育っているということがありました。大変、私としては嬉しい結果だなというふうに思ったところです。

こういう成果がある程度数値にも出たというところに、非常にこれまでやってきたことの積み重ねの効果があつたのかなというふうな感じもしました。こういうことを今村ではやっているということを、外にもアピールすることもひとつ大切ではないかなというふうに感じます。

さらには先ほど黒瀬議員がいろいろな提案もしてくれました。言葉を選ばずに言えば尖ったような特徴を出すと、これについてはこのあと子どもの現状を見ながら、保護者の理解も得られながらそういうことが何かできて、村としての特色をさらに磨き上げられればいいというのは思います。これは今現在こうしたいというのはまだありませんが、考えていく余地はあるなということで、大変勉強になりました。その辺についてはいろいろこれから議論していければなというふうに思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

ありがとうございました。もちろん今までやられてきたことが間違っているとかではなくて、それはすごい素晴らしいことだと思いますので、その成果をしっかりと表に出していただ

くという部分と、あともう 1 点はやはり、先ほどから言わせていただいているとおり、やはりその尖った部分というか、今の教育を続けていくためにはそれが必要ではないかというところを考えておりますので、ぜひその点で考えていただければと思います。

最後にですけれども、こういったやり方があるか検討していきたいということですので、やはりこれがまた、大潟村が出生者数がゼロになるということはなかなか、まだすぐ目の前の話ではないかもしれないですけれども、そういった意味では徐々に減って行って、新聞報道にもありましたけれども、最終的に決めるのは自治体であるという話にはなっているのですけれども、一方でいくと、財務省がその自治体の学校の整備計画のときに統合の方針を盛り込むように求めるというような話も出てきていまして、そうなってくるとこの先、例えば大規模な改築ですとか建て替えですとか改修ですとかという話になってきたときに、この規模感で全てを自主財源だけでというのはなかなか難しくなってきますので、やはりそういったところの圧力も高まってくるのかと思います。そういったところが目の前に見えてきてからですね、何とか特色を表にアピールして理解していただくというのではやはり遅いと思うので、ぜひ今の段階から、先ほどの研究の成果をアピールしていくとかですね、そういったことを続けていただくとともに、どうすれば特色が出て、それを理解されて、この学校なら地域の人全員残してもいいよねと思う、そして地域外の人もあるそこは面白そうだからやはりそれはそれで残っていくべきなのではないかと思うという環境を作っていただきたいと思いますので、そのためには早急にそういった方向に向けて検討いただく必要があるのではないかなと思うのですけれども、そこ辺りすぐにでもというか、ぜひやっていただきたいと思うのですが、その点を改めて伺いできればと思います。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

黒瀬議員の再々質問にお答えします。

話し合い等を早急に、早めにとということで、それについてはそのとおりと思います。

先ほど答弁の中にもありました、学校運営協議会等にこういうふうな話題を出しながら、村民の方々にそういう意識も持っていただき、さらにそれを広げていくというようなこともできるかと思います。

また、現在ですね、大潟村総合村づくり計画ができましたので、それを受けまして大潟の教育の、教育大綱の方も今見直しをかけているところです。それについて教育委員の皆さん、それから村長部局ともまた話し合いながら、その点でどのようなことができるのかをも考えていきたいと思います。

以上です。

【4 番：黒瀬友基議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、5 番、松橋拓郎さん。

【5 番：松橋拓郎議員】

5 番、松橋拓郎です。

まず冒頭でお話させていただきたいのですが、この度、大潟中学校 3 年生が参加する模擬議会の開催が決まりました。この経緯について少しお話したいのですが、議会特別委員会というものを我々議会で立ち上げまして、議員定数や報酬に加えて、議会あるいは議員自体そのものの魅力化について議論してきました。

その中で、模擬議会を開催するのはどうかというアイデアが出まして、対象者についても検討しておりましたが、初回については子どもたちが良いのではないかということになり、大潟中学校へ足を運んで情報提供してきました。この情報提供というのはですね、学校現場が非常に忙しいというのをよく我々も理解しておりますので、そういったことに配慮しながら提案とか、強めに言うのではなくて、我々はこういうことを考えていますと、もし模擬議会やるとしたらこんなサポートができますというようなことをお伝えしてまいりました。

その結果、中学校 3 年生の社会の授業の一環として模擬議会を開催してほしいという連絡がありました。そして、中学校側と当局との日程調整の結果、開催は 11 月 13 日の午後に決まりました。そのことに向けて、先日 6 月 1 日ですね、中学 3 年生向けの総合的な学習の時間、大中キラキラ塾というのがありますけれども、そちらにお招きいただきまして、模擬議会へ繋がる話として、大変恐縮ではございますが、議会の役割ですとか、私が議員になった理由、議員として大切にしていること、そして私が参加した前回 25 年前の模擬議会のこともお話してきました。その際ですね、学校側の要望で 11 月に模擬議会を開催することを、その場でサプライズで発表してほしいということがありまして、私が模擬議会に実際参加してこうだったという話をした後に、実は今年の 11 月にやりますということを発表したのですが、拍手が起きておりました。その後に、「いや、やるのは皆さんですよ」というふうに付け加えたのですけれども、それでも拍手が起きておまして、今の中学 3 年生、短い時間でしたけども、24 人中、質問の時間に 8 人も質問をするというとても活発な学年でして、今から開催が楽しみです。

今回、学校の授業でやるということで、学校主体にはなったのですけれども、元々我々議会として発案したことですし、今回、教育委員会の方々はじめ開催に応じてください、またご協力、ご相談に乗っていただき、当局の皆さんに深く感謝申し上げます。

ということで、本日通告に従いまして 2 点質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず 1 点目です。地域でともに子どもたちを育てるためにというテーマで質問したいと思います。

これまでの一般質問の中で、大潟村での休日保育の可能性について質問してきました。休

日保育というのは、週 7 日、毎日子どもを預けるということではありませんので、これは男鹿市で実際に休日保育を行っている船越こども園でも確認したのですが、休日に子どもたちが登園した場合は、平日に休んでもらってバランスを取るというような運用が必要になると思います。これはなかなか今の大潟村の規模感では容易ではないのかなというふうに思っております。

そしてまた、自治体間連携により、自治体それぞれ単独でやるのではなく、先ほどの答弁にもありましたけれども、大潟村の特色を出す部分と、そこまで特色を出さなくてもいい部分ということがもしあるとしたら、休日の預かりという部分に関しては単独でやらなくても自治体間で連携して拠点を設けてやれないかというような、提案ではないですけれども、そういったことをする場合にはどのような課題があるのかということも質問してまいりました。その後ですね、正式な打診ではないものの、他の自治体への事前の問い合わせをしていただいたそうで、その段階では課題が多そうだと、要するに休日だけ預かるのもちょっと難しいのではないかなというような話があったと、ここまでのことがこれまでの答弁で明らかになりました。

休日保育への需要というのは一定数あると思うのですけれども、以上のような課題については私も理解しているつもりです。できない理由を上げていくということもよくないのかもしれないですけれども、小規模自治体であるがゆえに資源も限られているとは思いますが、その辺は十分理解しているつもりです。

ただ限られた資源をどこに集中的に投資していくのかということは今後も考えていきたいとは思っています。

そういったこともあってですね、これらに加えて祝日のみの保育ですとか、ファミリーサポートセンター事業、これ以降「ファミサポ」というふうに言わせていただきますが、これらについても質問してきました。

先ほども、休日保育は毎日子どもを預けるということを意味するわけではないということもあったのですけれども、子どもにも休みが必要であるということもこれまでの答弁でありました。ここについては私も保護者の立場として実感しております。どんなに忙しくても週 1 日ぐらいは仕事の方を工夫して、やはり子どもたちとともに過ごす時間をたくさん作るように工夫するというのが望ましいのかなと個人的には考えています。

ただ祝日が平日に重なった場合、あるいはそれが連休になった場合というのがどうしてもやはり課題になっているのかなと、そのようにも感じています。このことについて、既存の大潟こども園の土曜保育に加えて、祝日の保育を通年で行うにはどうしたらいいかという部分で、これに関しては新たに 1 人保育士の方を増やす必要があるとの試算結果が過去の答弁で明らかになっております。

また、完全な休日保育、他の自治体との連携をした形での休日保育の実施、祝日のみの保育、ファミサポ事業、この 4 つの中ではどれが一番実現性が高いのでしょうかという質問も

しました。その際、実現については触れていませんでしたが、祝日保育において、考えていける余地が一番あるのではないかなというような答弁がありました。

ここからは私事で大変恐縮なのですが、今年の農繁期にあたる4月から5月の大型連休ですね。祝日のみ、知り合いの元保育士の方に子どもたちを預かってもらって、その謝礼ですとか交通費などを利用者で分担するというのを共同でやってみました。初めての試みでしたので、特に告知などはしなくてですね、普段から、農繁期の祝日に子どもを預けることを希望している保護者の方々とともに試験的に行ってみました。その際、教育委員会の方々にも事前に相談に乗っていただきまして、そのおかげもあり実現することができました。実際にやってみて感じたことは、整理して教育委員会の方にお伝えしております。

今回、こども園の年中の学年から小学校2年生まで5人の子ども、3軒の農家の家庭で共同で行いました。村内を散歩したり、公園などで遊んだり、みんなでお昼ご飯を作って食べたりといった内容でした。

印象的だったことがいくつかあります。まず今回は大型連休の祝日を候補日としました。それは土曜日は既存のこども園ですとか、あるいは、小学生もいましたけれども、放課後児童クラブの受入れがあるということもありますし、日曜日ぐらいは仕事の方を工夫してというような考えがあるということは既にお伝えしたとおりですけれども、なので祝日のみでやろうということでやってみました。実際に子どもをどの日に預かってもらうかということをし合う際に、天気予報を見て決めたいというような申し出もありまして、天気が悪くて仕事が少ない日なんかもあると思うのですけれども、そういった日はなるべく子どもたちと過ごす時間を多くしたいとか、そういった気持ちが伺えるようなことがありました。

あと今回、保護者の自己責任で預かってもらったということもありましたので、運営ですとか費用の面では思っていたよりもハードルは高くなかったような印象を受けています。また公園などで今回の様子を見ていた複数の保護者の方々、オーデンパークへ行ったときに、たくさんの方が親子で来ていて、我々の預かりの様子を見ていた方々がいたのですけれども、自分たちも農繁期の祝日に預かってもらいたいですとか、あれは誰ですかとか、大潟村でファミサポが始まったのですか、というような声が多数寄せられました。教育委員会が昨年実施した保護者向けのアンケートでも、休日保育の要望を調査していますけれども、農繁期に集中しているという結果が得られていましたので、このことは想像に難くないのかなというふうには思います。

それで私自身、ファミサポ事業に対する理解がそこまで深くなかったということもあってですね、これまであまりイメージが湧いていなかったのですけれども、今回実際やってみたことによって、まずファミサポ事業で保護者の方々の要望を満たすという方法もあるのではないかなというふうに考えるようになりました。

一方で、今後、今回のように保護者の方々あるいは村民の方々が自分たちで自主的に保育ですとか児童の預かりの仕組みを立ち上げて運営するということがもしあるとすれば、言葉

を選ばずに言いますけれども、「行政がやってくれないからもう自分たちでやっちゃおう」というようなネガティブなことだけではなくて、行政と村民の共同意識の醸成ですとか、地域でともに子どもたちを育てる仕組みづくりに繋がる可能性もあるのではないかなというふうに考えるようになりました。実際、総務福祉教育委員会の視察研修で訪れた岡山県奈義町ですね、子育て支援の先進的な自治体ですけれども、町民同士の自主保育の仕組みが確立されておりました。

それで現在、保護者の負担が増えるのか、現場の職員の方々をはじめとする行政の負担が増えるのかということが、ある意味トレードオフのような関係になっているような気もして、そういった意味でも行政と村民が一体となってこの課題を解決していこうとする姿は望ましいのではないかなというふうにも考えております。

以上のようなことを踏まえて質問いたします。

まず1つめです。ファミサポ事業といえば、子どもたちの送迎や短時間のものというイメージがありますが、内容については各自治体の裁量が大きいようです。ファミサポ事業を利用して、通年でなくとも、今要望が多いとわかっている農繁期の祝日の保育・預かりについて、村の公共施設を拠点にするなどしてファミサポ事業で行うというのは、制度としては可能なのでしょうか。

2つめです。もしそれが可能な場合、今回保護者の自己責任という形でやったのですけれども、行政として正式にファミサポ事業を立ち上げて行くとすればそうはいかないだろうなというふうに考えているのですが、どのような課題が想定されるのでしょうか。

3つめです。以上は行政としてファミサポ事業を立ち上げる想定ですが、最後のところで触れたとおりですが、保護者や村民の方々が今後、自主的に保育や預かりの仕組みを立ち上げて運営していくというようなことがあった場合、それに対して行政として支援することとはあり得るのでしょうか。

この3点、

お伺いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

松橋議員のご質問にお答えします。

はじめに、農繁期における祝日の預かりについて、実際に取り組まれた経験や利用者の声を教育委員会に共有していただきましたことに感謝申し上げます。現場での実践を通して得られたご意見やご感想は、今後の子育て支援を考えるうえで参考になるものと受け止めております。

それでは質問の1つめと2つめにつきまして、まとめてお答えいたします。ファミサポ事業において、会員同士の合意により祝日の預かりを実施することは制度上可能と考えられま

す。

一方で、松橋議員のご提案のように複数の子どもを一定時間預かる場合には、安全面や衛生面への配慮が必要となります。村内の公共施設においては、一般利用を目的とした施設が中心であり、乳幼児が長時間過ごすことを前提とした設備や環境が十分整っている施設は限られているため、公共施設の利用については検討が必要だと考えます。

また、行政としてファミサポ事業を実施する場合には、国や県の補助制度の活用も視野に入れつつ検討することとなります。一方、ファミサポ事業は本来、会員間のマッチングをサポートすることを基本とする制度であることから、松橋議員ご提案のような農繁期の祝日における預かりについては、本村の実情に合わせながら制度との整合性や安全管理のあり方について整理していく必要があります。

そして課題としては、提供会員の確保、安全管理体制の整備、会員研修の実施、事務局機能の確保などが考えられます。これらの課題を踏まえ、本村における利用ニーズや利用時期の特徴なども考慮しながら、実情に合った事業規模や運営方法について検討する必要があるものと考えております。

3 つめにつきましては、地域住民の皆様による自主的な子育て支援活動は、地域全体で子どもを育てるという観点から大変意義のある取り組みであると考えております。行政として直接運営することは難しい場合であっても、制度に関する情報提供や活動に必要な助言、公共施設利用に関する相談対応など、活動に対して協力できる可能性はあるものと考えております。

地域の支え合いによる子育ては、行政による支援を補完する重要な役割を担うものと認識しております。これからも、行政による支援と地域住民による支え合いの双方を大切にしながら、こどもの最善の利益を第一に考え、本村に適した子育て支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5 番：松橋拓郎議員】

はい、承知いたしました。

先ほどファミサポ事業を立ち上げる場合の課題というのもお伺いしました。制度としては、主な業務はマッチングということですが、その事務局を置いてその体制をつくるというのがやはり人的な面でも大変なのだろうなということを推察いたします。

これまで答弁でも、ファミサポ事業というのは優先的に取り組むべきものという感じではなかったですが、今実際に課題を伺ってみて、我々としてはちょっと、簡単に考えてはいけないのでしょうか、やはり年に数日、農繁期だけというような感覚もやはりあったのですが、それが通年であろうが農繁期の短期間であろうが、やはりちゃんと行政で

やるとすれば、事務局体制を整えて、利用者がいようがいまいが、提供者の確保という話もありましたけれども、利用者がどのぐらい来るのかということも当然あると思うのですが、利用者がいようがいまいがちゃんと事務局を置いて、やはり構えてやっていかなければいけないというようなことがやはり一番の課題なのかなというふうに、私は今聞いていて感じたのですけれども、まずそこに対して一番その課題になっていることというのを、今私はその事務局体制が一番課題になっているのではないかと感じたのですけれど、その部分、仮に、短時間あるいは利用者がいてもいなくてもちゃんと事務局を置かなければいけないとか、そこら辺の事務局を置くということに対する課題感をもう一度ちょっとお伺いしたいのですけれども、そこについてお願いできますでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

松橋議員の再質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、行政でもしそのような体制をつくるといったときに事務局体制をつくることを考えた場合には、やはりそのときだけということにはならないと思います。一年間を通してきちっとその体制がいつでもできるような体制をつくっておく。村の場合はスポット的な需要が多くなるということがあると思いますが、行政的にはやはり通年を通したきちっとした事務局体制を整えなければいけない、そこが一番大きな課題になるのかなというふうに思います。

また、もう1つ、提供会員の方を募集した際に、例えば、農作業の一番忙しいときには本当に村全体がまず忙しくなるというふうに私も理解しています。そのような時期に、その提供会員の方が充足するのかということところが心配なところでもあります。その辺の問題もあるのかなというふうに考えます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

はい、承知いたしました。

それでは最後、再々質問ですが、先ほどの答弁の中で、自主保育という言葉自体はちょっと曖昧な部分もありましたけれども、住民、村民が主体的になってそういったことを取り組んでいく、行政とともに課題に立ち向かっていくということ自体は望ましいというような答弁をいただいたかと思っています。そのためのサポート、どんなことがあり得るのかということをお話していただいたわけですが、これはやはりそういうことが望ましいというお考えがあっても、教育委員会の方からこういうこともできますという情報提供をするというのは

難しく、あくまでもこういうことをやりたいというものが来たことに対して、やはり相談乗っていくということしか現状はできないというのか、考えられないのか。それとも、先ほど副村長の答弁にもありましたけれども、本当に皆さん、人数が少ない中で様々な業務を抱えていらっしゃるという中で、やはりできないこともあるけれども、村民の皆さん、保護者の皆さん、こういうやり方もあるのではないのかという情報提供を、教育委員会の側からするということはあるのか。ちょっとその辺のことをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

松橋議員の再々質問にお答えします。

教育委員会が積極的な情報発信ができないのかというご質問だったかと思います。既にある程度民間とかでそういうサービスがある場合に、こういうのがありますよと紹介するのは可能かと思います。ただ、今回、松橋議員が実際にやられたようなサービスができますというのは、こちらに根拠もないし、やってくださいということをお願いするのもおかしいと思いますので、こういう情報発信はできないのかなというふうに感じました。

こちらから情報発信する場合は、ある程度の確立したものをしっかり村民の方にお伝えする義務があるかと思いますので、その辺はご理解いただければと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

松橋拓郎さん。

【5 番：松橋拓郎議員】

ありがとうございます。

それでは2つめの質問にまいります。

ボート合宿実証実験(モニターツアー)について、令和8年度の政策事業調書に掲載されておりましたが、ボート合宿実証実験、当初の表記はモニターツアーというふうな表記でしたが、これが実際に実施されたというふうに伺いました。そのことについてお伺いいたします。

まず1つめです。開催概要、いつどんな方が参加して、どんなことをしたのかについて教えていただけませんかでしょうか。

2つめです。参加者からの評価、フィードバックがあったかと思いますがどのような評価だったでしょうか。

3つめですが、今回開催したことにより、それらのフィードバックを踏まえて、どのようなことを課題に感じたのでしょうか。

そして4つめ、それらのことを踏まえて、今後の合宿誘致活動に向けてどのような行動を

していく予定でしょうか。

以上4点、お願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

松橋議員のご質問にお答えします。

1点目の開催概要についてですが、日程は5月11日から12日にかけての2日間で実施しました。参加者は、日本ローイング協会ヘッドコーチのマックス・ローワン氏のほか、NTT 東日本や戸田中央総合病院、明治安田といった国内トップチームの監督など5名にご参加いただきました。

当初は今年11月の開催を計画しておりましたが、日本ローイング協会から、9月に開催されるアジア大会の直前合宿の候補地として視察したいとの要請もあり、前倒しで実施したものであります。

ツアーの内容と目的については、漕艇場やボートセンター、そして宿泊施設であるホテルサンルーラル大潟の施設とサービス内容を視察していただき、大潟村での合宿実施を検討していただくこと、今後の村の取組みについてアドバイスを頂くことであります。

次に、2点目の参加者からの評価ですが、漕艇場については、直線距離が長くとれることと、風の影響を受けにくい静水性の良さが高い評価を受けておりました。一方、水深の確保と栈橋の老朽化については改善を望む声がありました。また、宿泊施設については、漕艇場までの距離が近いことと、合宿の日程に合わせた食事対応が可能であることが評価されておりました。

次に、3点目の課題と感じた点については、水深が浅いという点です。これは今回に限らず以前から指摘されていることですが、上流にいくほど艇の損傷リスクが高まることに不安を感じるとの声がありました。また、コースブイや距離表示の増設、栈橋など老朽化している施設の更新、また熱中症対策をお願いする声もありました。

競技環境の整備に対する考え方については、ボート合宿の誘致を始めた当初は、村のセールスポイントである直線距離が2000mとれることと、宿泊施設の充実と近さを前面に出して、余計なコストはかけず、現状の環境のままでいいというチームを誘致するというスタンスで進めてまいりました。しかし、村の漕艇場は平成19年以降、全く環境整備をしておりません。約20年が経過した施設の老朽化は明らかで、艇や用具に関しては現在の一般的な仕様と比べるとかなり劣るものとなっています。2020年に東京オリンピックの事前合宿を誘致した際は、一時的に栈橋整備などを行いましたが、後に撤去しております。

ボート競技などのスポーツに限らず、日常生活でも農業やビジネスにおいても、用具や設備の進化はめざましく、それに伴って漕艇場に求められる基準も常に高度化し続けております。現状の村の施設環境は、求められる最低基準よりも見劣りしている状況です。そのため、

当初考えていた、現状の環境で構わないとする団体を呼び込んで、コストをかけずに受け入れるという方針は、実態に合ったものではなかったと感じております。むしろ、ある程度の改修を行い、施設を資産として維持し、今後、合宿誘致が事業として継続するためには、必要最低限の環境整備は必要であると考えを改めたところであります。

そこで、今議会においてもコースブイの設置に係る補正予算をお願いするなど、チームの要望に応えたいと考えております。

次に、4点目の今後の合宿誘致に向けてどのような行動をしていくかについてですが、今年度は合宿が5チームの予定となっており、想定を上回るスピードで成果が出ております。今後は、村づくり計画に基づき、これまでの実績を踏まえ安定した対応ができるよう誘致に努めてまいります。これにより、ホテルサンルーラル大潟の宿泊収益への寄与、さらには新装となる村民体育館の稼働率向上に結びつけてまいります。単に選手を呼ぶだけでなく、トップアスリートと小中学生との交流を通じた教育的価値の創出や、村民の健康意識の向上などに結びつけることで村民に還元できるよう施策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

はい、承知いたしました。

先ほどの答弁の中で熱中症対策とあったのですが、これは冷房設備、エアコンのことですかね。それが1点と、あと現状のままでも良いというところに来てもらうことを想定していたが、やっていく中でどうやらそうでもないのではないかというふうに今ちょっと考えを改めたというようなお話があったと思います。今回、日本代表の事前合宿が決まりまして、補正予算という形でブイの設置をするわけですが、そうすると今後は、設備の更新ですとか改修も必要ではないかという考えのもとで、そういったものを当初予算に入れていったりですとか、あるいはその必要な改修、一時的なものではなくて恒常的な、ある意味もしかしたら大規模になるかもしれないですが、そういった設備の改修・投資というのをしていくと考えを改めなければいけないというところまでは来たと思うのですが、そういったその投資をしていくという予定というのは、今後どのように考えているのでしょうか。その点をお伺いしたいです。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

松橋議員の再質問にお答えします。

熱中症対策ということですが、これについては冷房設備を入れるということではありませ

ん。練習後にクールダウンというか、身体を冷やすことができるような設備ということですが、実際のところは水風呂的な簡易的プールを準備する、安価にそういうふうな形で対応しようと考えております。

また今後の漕艇場への投資ということですが、現段階ではまず考えておりません。今回補正予算で、コースブイの設置についてお願いしているわけなのですが、それによってまず距離表示がしっかり今回ある程度できるということと、それからコース内にブイを張ることによって距離がわかるということですので、それは来年度以降も活用できる部分がありますので、それらを今年度まず充実させて、その上でまたどのような設備投資が必要なのかということを考えていきたいと思います。これも先ほどの答弁の中に、まず必要最低限の環境ということで整えていきたいというスタンスでいますので、ご理解ください。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

はい、承知いたしました。

上がった課題の中で、水深、これはボートコースである以前に排水路ですので、なかなかいい解決策がすぐに見つかるかどうかちょっとわかりませんが、栈橋ですとかそういったものはやはり設備ですよ。熱中症対策の話もありましたけれども、やはり合宿誘致事業、東京オリンピックのタイミングから始めて、地域おこし協力隊として専門家の方も来ていただいて、年々合宿をしてくださるチームが増えて、ついに日本代表シニア代表まで来てくれると、ものすごいスピードで成果を上げているのではないかなと思います。

それで、以前の答弁の中で、今回単発でのシニア代表の合宿が決まったわけですが、日本ボート協会の強化拠点に立候補したいのだというような話もあったかと思います。そうなってくるとやはり、今の答弁の中でもあったとおり、設備がやはり不足しているのかなというのはもう明らかなことだと思うのです。なので、もちろんやれることからやっていく、最低限のことから成果を上げていく、そしてこれから考えていくということも大事なのですが、やはりもうこれだけのスピードで着実に成果を上げている中で、どこかでやはり最低限のことをやっていくではなくて、もうしっかりとお金をかけて、強化拠点として、この村はもうボートの村としてあるいはこのコースの特徴・良さを生かしてやっていくんだということを決断しなければいけない、判断しなければいけないタイミングがどこかでくるのではないかなというふうに思っています。それは教育委員会だけで決められることではないかもしれませんが、そういったこと、今後も今のまま、やれる範囲でやっていくだけでいいのか、どこかでやはりしっかりやっていかなければいけないのかということについて、どのようにお考えかということをお伺いしたいです。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

松橋議員の再々質問にお答えします。

非常に、今回、地域おこし協力隊の方で人脈を使いながら、またこれまでの経験からいろいろな活動をしていただき、村への合宿誘致はかなり進んでいるものと私も認識しています。

当初、村の漕艇場をオリンピック強化拠点に何とかしてもらおうという動きもありましたし、私もしました。これに承認されるには、4年に一度のオリンピックの、前年かはちょっとわかりませんが、4年1回のオリンピックに合わせての選定であるというようなことがわかりまして、それよりでしたらば、まず普段の練習会場としてうちの漕艇場が一番適しているのではないかなということではいろいろなチームに声をかけ、合宿をしてもらっているところでもあります。

いつか大規模な設備投資をしながら、そういうふうなところを目指してという判断が、というような質問内容があったと思いますが、一方で村のやはりローイングに対する盛り上がりというの必要なのかなと、そこで村民レガッタが7月に行われますが、それについても今、村民に呼びかけたり、職員の中でも参加を呼びかけたりして、ローイング大会を楽しむというような機運も盛り上げているところです。そういう村民の思いも含めながら判断する必要があるのではないかなというふうに考えています。

以上です。

【5番：松橋拓郎議員】

これで終わります。ありがとうございました。

【議長：丹野敏彦】

ここで、暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分からといたします。

(午前11時29分)

(午後1時30分)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を進めてまいります。

日程第2、議案第29号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」から、日程第6、議案第33号「令和8年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

次に、日程第7、総括質疑を行います。

昨日の村政報告並びに提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番、菅原史夫さん。

【6 番：菅原史夫議員】

6 番、菅原史夫です。

私から 3 点お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず 1 ページ、2 ページにこども家庭センターの設置についての説明がございました。これは子育て支援体制の一本化といいますか、そういう形でやるということで、これについては別に異議はございません。

ちょっとお尋ねしたいのですが、以前もお聞きしたことはあると思うのですが、このこども家庭センター設置によって、現在の子育て支援センターとの関係はどうなるのかということが 1 点と、子育て支援についてはまずこのこども家庭センターが中心となってやるというように理解しているのですが、以前説明を受けたときに、ちょっと私の記憶違いだったら申し訳ないのですが、今現在、福祉保健課で担っている児童手当とか補助金関係については今までどおりで、こども家庭センターとは別だというような理解だったのですが、そこについてそれは私の理解のままでいいのかどうかを教えてください。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、近藤課長。

【福祉保健課長：近藤比成】

菅原議員のご質問にお答えいたします。

まず 1 点目ですが、子育て支援センターの方がどうなるかということですが、こちらについては子どもの遊び場としての機能が中心ということで、引き続き同様の場所で行うというふうに考えております。

それから児童手当等の事務ということですが、こちらは役場の事務室の方で行うということになります。児童福祉の担当者が保健センターの方と役場の方を兼務で行き来しながら行うような体制を考えております。

名称が少し紛らわしいものがありまして、先ほど子育て支援センターということでお答えしましたけれども、子育て世代包括支援センターというものもございます。こちらはネウボラと言われているものでして、こちらが保健センターでやっているものとして、保健センターの中で児童福祉の部分と統合して行うものとなります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6 番：菅原史夫議員】

すみません、私の理解があれなのですが、子育て世代包括支援センター（おおがたネウボラ）という組織と、こども園にある子育て支援センターは違うのですか。違うとしたら、今回、子育て世代包括支援センターと福祉保健課が、児童福祉機能を統合し一体的な運営を

行っていくというふうな話なのですけれど、ということは、先ほどの説明では、従来どおり福祉保健課で児童手当等の手続き等はそこで行うという話だったのですけれど、いわゆる利用者の立場としてみれば、基本的にはワンストップがいいと思うのですよ。今回こういうようなこども家庭センターという 1 つの大きなものを設置したとして、前もお話したと思うのですけれど、やはりこの少子化対策、子育て支援対策というのは、やはり組織横断的なものがやはりだんだん必要になってきているというふうに感じていますので、この機能をこのこども家庭センターの方に集約して一括でやっていくと、そこに行けば、児童手当もそうだし、それこそ子育て支援センターの仕事の中の季節保育の件もそうだし、在宅子育て支援の件もそうだし、そういうものが全部ここに集約されるということのワンストップサービス、それが本来求められている姿ではないかなと思うのですけれど、それについてはどういうふうに思っていますか。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、近藤課長。

【福祉保健課長：近藤比成】

菅原議員の再質問にお答えいたします。

子育て支援も含めて統一したらいいのではないかとありますが、機能としてはやや違ったものになります。

以前ご説明したとおり、子育て支援センターに関しては、子どもの遊び場、あとは親子のふれあいの場が主でして、こども園の方に今あるわけですが、そのままこども園にあった方が勝手がいいというふうなものになります。

新たに設置するこども家庭センターに関しては、相談支援ということが中心になります。ですので、ちょっと内容が違っております。子育て支援の方でも簡単な相談は受けるのですが、園での生活ですとか、保育士の方に相談するような内容であればいいのですが、それよりもまたちょっと重い内容になりますと保健センターの方につないで今までもやってきております。ですので、そのあたりの違いがあるということでご理解いただければと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6 番：菅原史夫議員】

内容が違うというお話は理解できます。ただ、それはあくまでもこちらの方の、サービスを提供する方の都合であって、サービスを受ける方の都合の利便性ということを考えたら、やはりそこは 1 つのワンストップとして、どういうことができるのかなという検討は当然必要だと思いますので、要は利用者が利用しやすいような環境づくり、それについて今後検討していただきたいと思いますが、これは村長の方から、その辺についての考えをお聞かせく

ださい。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

今回こども家庭センターの設置は、議員がおっしゃるように今まで別々だった子育て世代包括支援、いわゆる大潟ネウボラ事業でやっていた、出産前からそして生まれて間もないところまでの一連の部分と、福祉保健課で担当していた児童福祉機能の部分、いろいろな申請手続き、それを一体化して、まずこども家庭センターに行けば全部手続きできるということにしております。ですので、そこを利用していただく。

ただ先ほど来、子育て支援センターの方は、こども園に行って体験したり、こども園へ行って子どもの遊びであったり、親の悩みを聞いたりというようなところで、少し機能が分かれています。まずはこのこども家庭センターを設置して、今までのネウボラ事業の部分と福祉保健機能を統合させて、まずその部分だけはワンストップでできるように進めていきたいと思います。

その上で、議員おっしゃるようなことを更なるサービスとしてどういったことが求められるのか、そういったことも含め検討していきますが、今回の事業では、子どもを連れて行って子どもがそこで多少遊べたりするように、トイレであったりそういったものも改修することにしていきますので、まずは家庭センターを設置しながら状況を見て、今後についてはまた一緒に検討していければと思いますから、どうかよろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

菅原史夫さん。

【6 番：菅原史夫議員】

次の質問に移ります。

6 ページの、今騒がれているクマの件なのですが、連日連夜、新聞報道等でクマの出没、これが非常にだんだん身近になってきて、村内に限らず、秋田県内、今ではもう全国的に大変な状況になっているということです。

特に農業が基幹産業である村にとってみれば、どうしても外で仕事をしなければいけないということで、役場から「十分注意してください」というふうな形で来るのですが、注意のしようがないといえますか、言っても周りをキョロキョロ見るぐらいであと特に何か手立てがあるのかというのはちょっとできない問題です。そういうふうな中で非常に不安の声が上がっているのは確かです。何とかしてくれということでいろいろと相談は受けますが、そういう中で、今県も動いていますけれど、まず、村が今できることって何だろうというこ

とで、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいのですけれど、今村ができること、手当できること。例えば箱わな設置の増設なんかはどうなのだろうかとか、その辺についてこのクマ対策についての喫緊の対策というものを考えていらっしゃるのかどうか。ちょっとそこを聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

菅原議員のご質問にお答えいたします。

今菅原議員もおっしゃいましたように、全国的にクマのことで新聞報道でもいろいろ目にする事が多くなってきております。

村でもこの度のクリーンアップも、クマの関係もありまして中止はさせていただいたのですけれども、先週、議会が始まる1週間前ですね。特にクマの目撃情報が、しかも圃場での確認が数件寄せられている状況でございます。それにつきまして、村としてやっている対策ということですが、先日の村長報告でもお話していますとおり、まずは通報者の方からの情報をまず住民の方にお伝えするという事で、防災無線なり、LINE なりなどで周知をします。ただその一歩手前の方で、まずに猟友会の方々に連絡をしまして、猟友会の方々のLINEでの繋がり、それぞれ近くの巡回をしていただく。また、警察の方にも連絡しますので、警察の方々からも来ていただくということで、今そういう対策をしているところでございます。

併せて箱わななどについてですけれども、猟友会の方々との相談の上で必要であればするという事で話はしていますが、今現在はまだ箱わなの設置はしておりません。箱わな自体はまず5基はあるので、設置しようと思えばすぐできるのですけれども、一応それは猟友会の方々の指示といいますか、そちらの方でことになりますので、行政としてはそこまではまだ動いておりませんが、必要があればそういうものも設置しようとしております。

あと巡回にあたりましては一応クマスプレーなども持参しながら行きますし、職員も当然巡回はしているということで、これといって今までと対策が大きく変わったわけではないのですけれども、今までと同じような形での巡回なり、それから注意喚起を促しながら行っているということが現状でございます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

現状はわかりました。

私も専門家ではないので、箱わながどういうふうな形でどこに置けばどういうふうになるのかというのは正直言って詳しいことはわからないので、本当にこの期間、猟友会の方々に

は大変ご難儀をかけて申し訳ないのですが、今現状はわかったのですが、これが例えば総中内の近くにと話になってくれば今度、子どもたちの学校の問題だとかその辺も全部絡んでくると思うのですよ。そういうふうなことになった場合も含めて、村としてはまずどういうことができるのか。今やっていることはわかるのですが、今後、この被害というかそれが大きくなった場合にはどういうことができるのかというのも、ちょっと 1 回整理してお話しいただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

菅原議員の再質問にお答えいたします。

確かにこれまでは圃場での確認が主でしたので、総中内という話はないのですが、そうは言っても、クマの逃げた方向が総中内に向かってきた場合というときには、教育委員会の方にも連絡はしております。また、教育委員会の方には警察の方からも、目撃情報があつた場合に教頭先生を通じて連絡が行ったりしますので、逆にそちらの方から情報をもらうときもあります。

今ちょうどこれから草刈りをするのですが、総中内においてもそうですし、幹線道路の脇の草刈りもこれから行いますので、そういう形ではクマの移動する範囲がある程度制限されてくるのかなと思うのですが、今現在まだそこまで草が刈られている状態ではないですので、そういうことも今後も引き続き行いながら、対策をとっていききたいなというふうに考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【6 番：菅原史夫議員】

いえ、ありません。まず、村から「特段のご注意を」というようにいつも来ますけれど、特段の注意がなかなかできないと、具体的に、という村民の不安もちょっと考えていただいて、対策の方をお願いします。

最後に、委員会が違うので、16 ページの学校給食費の食器洗浄機が故障ということで、今回修繕工事として補正がかかっているのですが、これはこれで別に私は否定しません、もちろん。

ちなみに参考までになのですが、食洗機が故障してどのように対応なさっているのか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田雅人】

菅原史夫議員の質問にお答えいたします。

食洗機の故障なのですけれども、現在、故障して全く動かないという状態ではなくて、何とかだましだまし使える状態なので、水漏れが発生している、簡単に言えば、そういう故障ですので、その辺をだましだまし使っている状態ですので、水漏れの場合、漏電だとかあと不完全燃焼だとか、そういったところまではまだいってないのですが、そういう危惧があるため交換したいということでして、現在は何とか使えている状態ではあります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6 番：菅原史夫議員】

ということは、今回のこの計上した金額というのは、これを丸々交換するというふうなことの金額ではなくて、修繕だけの金額というふうな理解でよろしいのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田雅人】

菅原史夫議員の再質問にお答えいたします。

お見込みのとおりでして、修繕する費用として 132 万円です。

一応丸々交換するという見積もりも徴収しておりますけれども、額面的には 800 万くらいの見積もりが提出されております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【6 番：菅原史夫議員】

ありません。以上、終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

3 番、川渕文雄さん。

【3 番：川渕文雄議員】

3 番、川渕文雄です。

私の方から 1 点お願いいたします。

ページ数でいうと 2 ページの終わりから 3 ページのはじめです。ここにありますように東洋ライスと大潟村が連携協定を結んで、大潟村産のお米のいわゆる高付加価値を設けるというふうに謳ってありますが、現在、加工米はほとんどが玄米で出荷されているわけなのです。これをいわゆる白米で、やはりそれを加工してやっている現地の方の業者のことも

ありますのでね、せめて半分でいいからいわゆる産白にして送るといいますか。そうすることによって運賃で10%の削減ができますし、それからやはり加工して売らないと、ずっと昔ながらの玄米販売では何の発展もないといえますか、そういうあれがありますので1つの提案ですけど、もう少しあの馬力数の大きいもう1ライン作って、そして1日、精米機をフル稼働じゃなくてもですね、午後の2時か3時には仕事が終わって、職員の方が次の出荷の手伝いをするといえますか、そういうふうに付加価値化を上げて販売をすることによって、カントリーも潤うといえますか、そういうあれがありますので、村長としてはどんなふうな考えを持っていられっしゃいますでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

川渕議員のご質問にお答えします。

今回のカントリーエレベーターと東洋ライス、そして大潟村との協定ということでは白米は白米なのですが、金芽米という、ちょっと胚芽が残った白米を作るということで、より高付加価値で栄養価も高く、非常に健康にもいいというようなことでありまして、それを具体的には学校給食に提供することになって、今実際に進んでいます。

また村の中で道の駅とかでも販売したり、ホテルでも販売したりというようなことになっていますし、今議員おっしゃったように、県内の他の給食でも使うということで、カントリーは委託精米も始めています。こうした特徴ある金芽米という白米がさらに伸びるようになるということは非常に大事ですし、また併せて、それに限らず大潟村で白米にしてそれを首都圏に出荷したり、または今パックスライスもあるのでそれに使ったりと、そうしたことはぜひそうした事業者とともに、今後さらに広めるというか取り組みを進めていければなど自分も考えているところですので、引き続き村内の事業者とも連携しながら、大潟村産米の付加価値を高めたり、村での白米の加工がさらに増えるようなことに一緒に取り組んでいければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

【3番：川渕文雄議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

松本正明さん。

【1番：松本正明議員】

1番、松本正明です。

私から3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、4 ページ、5 ページ、スポーツ合宿等についてですね。村長とは個人的にはちょっといろいろお話したことあるのですが、この場でちょっと質問したいと思います。

今回、ボート、ローイング協会、大潟村においてもこういったスポーツの合宿、日本のトップのチーム、関係機関からこういったところで大潟村を選択していただいたというのは非常に光栄なことだと思いますし、また相撲合宿もありますけれども、各種いろいろな合宿ということがこれから大潟村としても可能性はあるのではないかと、大潟村にはスポーツの施設、多少古いかもしれませんが、これから利用者が減ってくるというところにおいては、気候の面においてもまだこれから日本においてもちょっと優位性はあるのではないかなという可能性を持っております。

というのも、今、特にラグビーとかで合宿地といえば菅平ということがもうこれは聖地として言われておりまして、調べてみると菅平、ラグビーの合宿でかなり有名ですが、1930 年代ぐらいから当初スキー場がオープンした中で夏場に何かをできないかということでラグビーの合宿を誘致したのが始まりだと。有名な 6 大学のチーム等が合宿を行っているというのは、これがもうかなり古い、戦前の頃からやっているという歴史があるみたいですし、現在においても、上田市なのですけど、ラグビーだけじゃなく、特に大学の駅伝とか陸上とかですね、800 チームぐらいが合宿に訪れているというぐらいの本当のスポーツの聖地ですね。気候条件としては、標高が 1300m ですから、標高が高くてちょっと酸素が薄いということで心肺機能が鍛えられる、プラス比較的気温が涼しいという地の利を生かしたところで、100 年近くの歴史があるものですからグラウンドも合わせれば 100 面ぐらい、スキー場の近くですから、ホテルとか宿泊施設も非常に整っていると。また関西・関東からも今でしたら交通の便も比較的いい。さらにそういった強豪チームが集まることによってそこで練習試合も組めるという、100 年の歴史ですからそういったこともできるということで、やはり合宿地としては非常に有名になっているのですが、たまたま某大学の知り合いの方がラグビーで合宿に行っているときに、もう菅平は夏場 40 度超え超えてくると、かなり暑くなっていると。比較的高冷地ですから涼しいというイメージですが、最近の温暖化も含めてもう 40℃を超えて非常に暑いと。朝夕は涼しいと言われていますが、結構かなり暑さにやられてきているところもあるのかなと。その点において東北の日本海側、秋田、海沿い、この辺ですよ、そこまで 40 度ということはあまりないですし、標高は高くないので、そういった低酸素で心肺機能を高めるという機能はないかもしれませんが、そういったスポーツ施設がある中で、大潟村には他にはないボート場、水上スキー場、あとは野球場、陸上もできる、テニスコートもちょっとでもありますし、サッカーもできる場所もあると。ましてや宿泊施設もあるというところにおいては、今ボートで地域おこし協力隊の方が頑張っていられっしやいますけれども、いろいろなスポーツに向けての合宿ということ、スポーツだけでなく、これは以前には東京農大の応援団の方が合宿したりとか、そういったことの合宿という意味で注目してこれから目指していくというのも 1 つの手かなと思っております。

これから夏合宿、大学生の夏休みとか高校の夏休みというところにおいては、これは大潟村だけに限らず、周辺に出たら男鹿市、三種町とかもスポーツ施設がありますから、そういったところも含めて連携をしたりしてですね、宿泊施設も近くにありますし、三種町のところでしたら、琴丘ですと中央大学ですかね、野球部の合宿、県南で行ったら日体大の野球も確か横手のあたりで合宿したりと、秋田県でしたりしていますし、にかほ市はＪリーグのチームが夏合宿するということもこの前ニュースにも出ていました。秋田県においてはそういった気候の面で、これからの夏においては、完全な避暑地とは言いませんけれども、他に比べて比較的気温が低く乾燥しているという、こういった夏場の気候を利用した合宿誘致という可能性があるのではないかと思いますけれども、その点ちょっと提案なのですから、そういった私の考えなのですから、それについてお答えいただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

松本議員の質問、提案と質問についてお答えしたいと思います。

先ほど現状のスポーツ合宿についてのお話、前にも少しお話を聞いたことがありました。村ではそのスポーツ的な施設、球場それからラグビー場、それからボート場を含めて、そういう施設はかなり充実していると、また宿泊施設もあると。ただその大規模な合宿となると、先ほど質問の中にありましたように、周辺との連携もということだと思います。

ボートに関しては先ほどの一般質問の際にも答えさせていただきましたが、適切に対応できるようなことで応じていきたいと。それに加えてラグビーそれから他の競技については、村の施設を活用しながら村の宿泊施設、または周辺と同時にとこのようなことは今後視野に入れて検討する余地はあると思います。

それによって大潟村の関係人口を増やす、または村が認知されていく。そして長い目で見れば、周辺と協力しながらこの辺一帯がというような流れに結び付けられれば、それは村にとってかなり有益なのかなというふうに考えます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【1 番：松本正明議員】

今回ボートで、こういったことで日本のトップチームが来ていただけたというぐらいの実績がありますので、これは地域おこし協力隊の方が頑張っていたというところもあると思いますし、これから村の魅力の１つとして掲げていく。午前中、黒瀬議員から、教育の面で尖った部分が必要じゃないかというところもありましたけれども、こういった大潟村の地の利、施設を生かした、秋田県におけるそういった合宿地として、大潟村が一番適してい

ますよというぐらいのそういったことで、専門の職員を置いて営業をかけて大潟村に合宿に来ませんかということもできるのではないかなと思います。

これからやはり人口が減ってくる、周辺も減ってくる。そういった時期においても全国から来ていただける。それによって改修しなければいけない部分は当然出てくるかもしれませんが、そういった課題も見つけられると思いますし、ましてやこれから体育館も新設、いろいろなインフラも施設も村民だけで使うということだけでもなく、全国から来ていただいて有効に使っていただく。ルーラルもありますのでそういった稼働率を上げていくという面も含めれば、全県の他の市町村に比べてもそういった積極的に誘致というところはあまり声を聞かないので、そういった面で大潟村が積極的に発信をして全国から人を集めていくということ、これも必要じゃないかなと思います。

最近、本当に暑いので、なかなか涼しくないというところにおいては、全国的には本当に秋田県の内陸に行けばやはりここよりもかなり気温が高い。この沿岸部というのは非常にいいところではないかなと思います。その可能性を持って1つ私の提案ですけれども、そういったことで大潟がまた発展していった知名度が上がってくればいいかなと思いますので、ぜひちょっと検討していただければかなと思いますので。

次の質問に移ります。

次に6ページですね、クマの出没状況についてお聞きします。

今年はちょっとクマが出る時期も早く、例年秋ぐらいからと思ったらもう春から目撃情報、田植え期間中に映像が出回りました非常にびっくりして、私の田んぼに近いところでしたし、聞くところでは村長の、今年から請け負った田んぼの従業員の方が撮ったというのもつい最近知ったのですが、撮った方の映像でははっきり伝わりませんが、かなり大きかったと、もうとてもじゃないけれど人間は敵わないと、間近にちょっと恐怖を感じたということもやはり思っていました。

今回、県でもガバメントハンターということで5名を雇用して、今秋田市3人、鹿角市2人ということで派遣されていますけれども、大潟の現状においてはですね、猟友会にお願いしてパトロールしていただくということがあるのですが、このガバメントハンター、県が採用したりとか、各自治体でも検討はしていると思いますけれども、猟友会の方というのはあくまでボランティア的なところでありまして、この秋田県のガバメントハンターではないですけど、猟師の方がネットでちょっとコメントしていたのにちょっとどきとした部分があって、ちょっと紹介しますけれども、今回5名、秋田県で採用されたというときに、この有害鳥獣対策を専門とする公務員ということで、非常に私はちょっと文面見てショッキングなところなのですけども、ボランティアに近い志を持った猟友会の方が今回活動する、全国的にですけども、いわゆる今まで丸投げされてきたところを、正式な公務員として身分を持って活動するというこの意義はまるっきり違うところでありまして、小さいところでありますけれどもかなり意義があることだということを述べております。

やはり猟友会の方だと、普段仕事されている方でもクマが出たということであれば、その仕事を投げ出して慌ただしく現場へ急行、パトロール。本当に私たちもそうですが、安全な場所にいる人たちはもう早く駆除してくれとか、何とかしてくれという思いがあります。ただし、この方が言ってくれたのは、やはり現場の方々はいろいろな法的なものとかリスクとか、そして命を奪うというこの重い精神的負担を抱えながらこういうことをやられていると、これはやはりそのハンター、猟友会の方に負担を全てかけるのではなく、やはり地域、社会全体、ここで責任を負うという意識がないと、ちょっと任せっきりになってしまうのではないかと。これは難しいところなのですが、そこに行って対応して下さる方の精神的なものとか、ましてや安全面的なことをやはりもっとサポートしてあげるべきではないかなと思っています。

3月の予算委員会で私もちょっとお話しましたが、赤外線カメラを使ったドローンの活用、ちょっとネットで調べてみましたけれど、産業用のドローンで赤外線カメラを搭載しているやつがあります。値段としたら100万から200万、300万とあるのですが、防水対策をしたドローンとか100万ちょっとぐらいでホームページを見ると売っています。これは全国的にもやはりクマが出たということになると、見通しがいいところだと目視でできるのですが、藪の中に入ってしまうとやはり見えないと。今回もLINEとかで広報で回ってきたときは、こちらにいますということはわかりましたけれども、今現在、防風林の草刈りも全て終わっているわけではないので現状を見てもらえばわかりますが、藪の中入ってしまうともう確認できないです。上空から赤外線搭載のカメラでいくとかなりの精度で追跡もできると、ましてやそこにスピーカーが付いて、犬の鳴き声を発したりとかサイレン鳴らしたりということでクマを追いかけることもできると。しかもいろいろな業者がそういった最新のドローン等をですね、リースで貸し出しているところもあります。初期費用的なものでいけば、農水省の鳥獣被害防止総合対策交付金、こちらの方も使えるのではないかといいところもあります。

ハンターの方がそこで銃を持ったとしても実際目視できなければ駆除もできませんし、どこにいるのかということもわからないということになると、赤外線のスコープ等もあるみたいですが、そういったことも含めた補助なり安全確保という観点からも、そういったことをもうちょっと充実させないと猟友会の方々の負担がちょっと大きいのではないかなと。今クマがもう出てきていますけれども、また秋にかけてまたさらに増えてくる可能性もありますので、ガバメントハンターをすぐ派遣してくれということですぐ来るかどうかわかりませんが、各自治体で1人用意するというわけにもいかないかもしれませんが、今後の対策としてもうちょっと充実させなければいけないと思うのですが、その見解をちょっとお聞きしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

松本議員のご質問にお答えいたします。

松本議員より、以前もドローンを使ったクマの搜索という話をお聞きしたことがあります。これについては、来週、県の方でドローンを使った捕獲に関するものの会議がありますので、そちらに行って、そちらでどういうふうな形でできるものなのかも含めてこちらの方で検討していきたいと思っております。

それと、議員がおっしゃったとおり、確かに猟友会の方々はボランティアでして、それぞれ農作業をされている中で、急遽連絡が入り、駆けつけるというのも確かに大変なことでもあります。ですので、我々職員の方も行けるところはまずなるべく手伝うような形で巡回をする形にはしようとは思っておりますし、ドローンとは別としても暗視スコープのカメラも今買うことにして準備を進めております。ただ私たちも、今年の春先にそんなに出るとは正直なところ思っておりませんでしたので、ちょっと予想よりも早くの目撃がありましたので、予算化はしていただいているので、早急にそこら辺は進めていきたいなとは思っております。

また猟友会の方々、ボランティアではありますが、出務された際の手当も昨年度議会から承認をいただきましたので、今までよりも少し手厚くはさせていただいておりますので、そういう形でまた今後も引き続き、猟友会の方々とも連携をしながらクマの駆除に向けて対策をとっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【1 番：松本正明議員】

次に行きますけれども、その前に隣の五城目町ではクマだけではなくて、やはりイノシシとシカが増えてきていますので、今後イノシシ等が大潟村に入ってきたりすると、かなり農作物被害が出ることも予想されますので、そういったことも視野に入れて、今後対策していただければと思います。

3 つめ、最後の質問でありますけれども、7 ページのクリーンアップについて、クマが出たということで、今回中止しましたけれども、6 月の時期、今年はこんなに早く出ると思わなかったもので、例年ですと 6 月ということですが、日程等を新たに設けることなく今回は中止したということで、今年はやらないと思いますけれども、今後、時期も含めて検討しなければ、クリーンアップを行うということであれば時期を早めるとかということも検討しなければいけないと思いますけれども、その点を少しお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

松本議員の八郎湖クリーンアップについて回答いたします。

本年度は、村長報告で申し上げましたように、準備はしておりましたけれどもクマが発見されたということで、中止とさせていただきます。今年度はそのまま中止ということで延期ということでは考えてございません。今後クマの状況等々を見通せない中で、今年度に関してはもう中止という形で進めさせていただきたいと思っております。

こちらの八郎湖クリーンアップですけれども、四十数回続いている、非常に長い間、住民の皆様が参加していただいている環境美化活動という形になっておりますが、これはそもそも八郎湖水質対策連絡協議会といいまして、八郎湖の水質や環境の改善・保全というのを目的に、大潟村だけでなく周辺市町も一緒に取り組んでいこうという流れの中で始まったというふうに伺っております。ですので、今年度はやむなく今申し上げた事情で中止とさせていただきますけれども、来年度につきましては何らかの形で、時期の見直しも含めて検討いたしまして、来年度はまた適切な時期に、住民の安全等々も十分考慮した形で実施したいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上になります。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【1 番：松本正明議員】

そうすると、6月ぐらいになるとやはり周辺も草で茂ってきますので、早くするしかない、かといって秋に、雪が降るとかそういうところではまだクマが出て、となると考えられるのはもう3月4月ぐらいしかないですけれども、その辺りで行うということを入念に入れておけばよろしいでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

松本議員の再質問にお答えいたします。

周辺市町では4月の上旬に開催している市町も結構多くございます。3月下旬から4月上旬というご意見でしたけれども、草も繁茂しなくて非常にごみも、見通しもきいて、クマの目撃情報がなければ非常にクリーンアップに参加しやすい時期ではないのかなというふうに考えております。正確な時期はこれから予算編成、そして事業の準備の進め方も含めて検討していただく形になりますが、実施時期の候補の有力な時期の1つとして検討したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【1 番：松本正明議員】

いえ、終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

5 番、松橋拓郎さん。

【5 番：松橋拓郎議員】

5 番、松橋拓郎です。

何点か伺いたいします。

2 ページなのですが、先ほどボートの質問をしたばかりですけれども、明治安田生命との包括連携協定ということで、これは皆さんご存知のとおり明治安田ボート部がここ数年合宿に来てくれていますけれども、そういったものと何か関係があるのでしょうか。そういったものから生まれたご縁なのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

松橋議員のご質問にお答えします。

明治安田との連携協定につきましては、明治安田は以前から全国の自治体と連携協定を結んで、地域の元気を創造するというようなプロジェクトを進めております。その一環で、大潟村さんもぜひというふうなお声掛けをいただいたわけですが、その協定を結ぶ過程においてですね、実は、従来より明治安田さんのボート部が本地で合宿をさせていただいておりますという中で、本来であればいち早く村が協定を結んでおけばよかったですね、というように話をしながらやったわけですが、ということで、直接ボート合宿があるのでということではなくて、明治安田は全国で 1100 を超える自治体と連携協定を結んでいるということです、大潟村もその 1 つということでもあります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5 番：松橋拓郎議員】

はい、承知しました。

この連携協定については、他の自治体とも行っていることであり、明治安田さんの方から声が掛かったということで承知しました。

それで相手方の方からお声がけがあったということで、こういうふうな感じになっているのかもしれないのですが、具体的に何をやるのかなというのはちょっとわかりづらいなという印象を実は持っていて、村民の健康増進ということで、それで次の部分にも繋がるのですが、カントリーエレベーターと東洋ライス株式会社の 3 社で、包括連携協

定を締結しましたということで、これも先ほど金芽米ということが出てきたわけですが、健康な暮らしですとか、地域社会の発展という言葉がちょっとやはりわかりづらいというのが正直なところでして、それでお伺いしたいのが、今2件の包括連携協定のことを取り上げたわけですが、具体的にどんなことをするのか現段階で決まっているのかということと、あと連携協定、今回に限らずいろいろなところと結んでいると思うのですが、何かちょっと、具体的に何をするのかわからないことがあるなという印象を持っています、これがその協定を結ぶ際に、持続可能な農業ですとか地域社会の発展、村民の健康増進とか、そういった大きな方向性とかテーマを決めた上で連携協定を結んで、その上で何をするか具体的に協議していくというプロセスなのか、どんなことをやるということはある程度イメージを持った上で連携協定を結んでいるのか、協定を結ぶ際の結び方、持っていく方というのがどういう感じなのかということも併せてお伺いしたいです。今回の件に限らずということも含めてですね。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

松橋議員のご質問にお答えします。

松橋議員のご質問の中であったように、特定の目的を持って協定を結ぶ、あるいは大きな方向性、共通認識を持って協定を結ぶ、両者があるかと思います。例えば今回、東洋ライスさんとカントリーさんとの協定につきましては、カントリーさんで金芽米の精米機を導入したということで、栄養価の高い金芽米を村内でも給食に活用したり、それによって大潟村産のお米の価値を高める、またその先には村民の健康増進に役立てるといったような大きな目標を持ちつつ、近々に取り組む内容も含みつつという場合もありますし、明治安田さんのように、あるいはこれまでも結んだ災害協定等もそうなのですが、とりあえず災害があったときにお互い協力しましょうとそういったことで結びますので、お答えとすれば、松橋議員がおっしゃられたように、特定の目的を持ってすぐ取り組むものもあれば、大きなビジョンの中で協定を結んでいくというような両者が存在するということです。

いずれにしても、人口減少や自治体財政が縮小していくという方向の中で、多様なところと連携を組むということは非常に大切なことだということで認識しております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

はい、承知いたしました。

相手方のいることですので、たくさんの方々が大潟村を協定先として選んでくださるとい

うこと自体は望ましいこと、喜ばしいことだなというふうに私も思っております。

それで我々議員としては、その職業柄というのものもあるかもしれませんが、いろいろな情報にアンテナを張っているので、何となくどういうことするのかなというイメージがわくと思うのですが、やはり村政報告の中で、ちょっと具体的なイメージがあまりわからないのではないかなというのはありまして、傍聴に来られる方々、中継で見られている方々もいらっしゃるし、もう少し、連携協定を結ぶ際どんなことをするのか、例えば今回、村のお米の高付加価値化というふうに書いていますけれど、これが金芽米という精米機を入れてそういうものをやって、そのことによってどんな効果があるというのが、もし説明があれば何となく皆さんイメージがわくと思うのですが、例えばそれを学校に提供することによって、とかというもう一言あるともっとわかりやすいのかなというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

松橋議員のご質問にお答えします。

連携協定につきまして、村政報告の中でその概要についてご報告しているわけですが、確かに村民にとっては、それでは何なんだということになることも考えられますので、今回でいくと、例えば明治安田さんであれば、健康診断の中で骨密度を測ったりとか、あるいはベジチェックの機械をこれまで有料で予算をつけてやっていた事業を、連携協定を結ぶことによって明治安田さんの方からご提供いただいてそういったものもやれるとか、いろいろな効果はあるので、こういったことを今後ご報告するときには、村民の方にはイメージをつかみやすいような表現でやるように努めたいと思います。

以上です。

松橋拓郎さん。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

【5 番：松橋拓郎議員】

質問はありませんので、これで終わります。ありがとうございました。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

9 番、三村敏子さん。

【9 番：三村敏子議員】

9 番、三村敏子です。

2 点質問いたします。

10 ページの桜と菜の花まつりのことなのですが、今年の春の菜の花ですが、例年よりもち

よっと寂しい感じというか生育が良くなかったという感じがしていて、秋の段階からちょっと生育が良くないなと思って心配していたのですが、花が咲いたらそれなりに黄色く菜の花畑になったのでほっとしたところですが、この菜の花の生育が一体どうしてそういう状況になったのかと、ひまわりは今年の夏、非常に素晴らしいひまわりだったのですが、その辺の原因というか、調査されているとは思いますが、桜と菜の花まつりとなって、もう本当に長い年数その名称になっているので、菜の花を続けるというところについているかとは思いますが、もしかして温暖化のせいで菜の花の生育が良くなかったのか、菜の花にこだわらなくても、いろいろな景観作物はあると思うので、そういうところも検討されているのか。サルビアもそうですけれど、非常に乾燥と暑さでやられていますので、それはサルビアが村の花になっているということもあるので、やはりその点、その名称にこだわるとかそういうことではなく、もっとこう育てやすいというか、実際に育ててくださっている耕心会の皆さんの努力で今まで続いていると思うのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

三村議員のご質問にお答えいたします。

今年の桜と菜の花まつりの菜の花のことでのご質問だったのですが、確かに春先に背丈があまり伸びていなくて、私達もちょっと今年の生育がよくないというのは感じておりました。ただその原因が、先ほどお話がありました温暖化が原因なのか、連作なのか、もしくは土壌の例えば水分が多くてとか、現場からはっきり私達もまだ聞いておりませんが、いずれ来週、イベント終わった後にそれを踏まえた会議がありまして、そこでちょっといろいろと耕心会の方々と意見交換をしたいと思っております。

いずれ毎年まず菜の花は植えておりますが、昨年、一昨年から途中にひまわりも植える形で、一応作物をいろいろ変えたりはしてはおります。

桜と菜の花まつりというのがまず春先の村の定着したイベントとして知られておりますので、桜は桜として菜の花に代わるものを植えるかということちょっとそこはまた難しいところもあるかもしれませんが、生育状態があまりよくなってくるのであれば、そういうこともひとつ考えながらやっていかなければいけないのかなとは思っておりますけれども、現状ではちょっと今年の生育の悪さがどこにあったのかというところまでは、すみませんが把握してございません。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【9 番：三村敏子議員】

耕心会の皆さんの方でその原因を把握されているのかもしれませんが、もしそういうことでなく原因がわからないようであれば、県立大とか東京農大とかも連携していますので、そういうところに依頼してということも考えられるのではないかと思います、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

三村議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、まだ耕心会の方々からその原因が何なのかというところははっきり聞いておりませんので、確認した上で、耕心会の方々もちょっと今年の生育の悪さが何なのかかわからないという話になるとすれば、議員からの提案があったような、県立大学なり他の先生方にも確認しながら、引き続きこのイベントも続けていけるようにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【9 番：三村敏子議員】

これから耕心会の皆さんのお話を伺ってということになると思うのですが、菜の花にこだわる必要はないと思っているのです、自分は。桜と菜の花まつりということで定着はしていますけれども、もしどうしても菜の花の生育が、うまく育てられるかどうかというようなことがありましたら、これは村としてやはりどうしても菜の花でなければいけないということしていくのか、それとも菜の花でなくても適期にきれいに咲く花があればその花でもいいというふうに行くのか。その辺りはいかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

三村議員の再々質問にお答えいたします。

まず村としては、今までもずっと桜と菜の花まつりということでイベントを開催してきております。それも定着してきておりますので、先ほど来話をされている、菜の花の生育の悪さが単に土壌だけの話であれば改良剤もいろいろあるのでしょうか、気候の変動でどうしても生育が無理なのだという話になれば、県立大学さんだとか、そういう先生方に聞いた上でですね、そうであれば他の作物を検討していかなければいけないのかなと思いますが、そうでない要因だとすれば今のままの形での生育を、この後何らかの形で防除なりできるものであれば、今と同じ桜と菜の花まつりという形で開催していきたいなというふうには考え

ておりますので、それができなくなったとなったときは、いろいろまた検討していきたいな
と思っております。

よろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

三村敏子さん。

【9 番：三村敏子議員】

6 ページのクマの出没の LINE のことなのですが、今回防災無線で流されたときに私も
聞いていたのですが、それが外で聞いていたので、「クマ」というのと「カントリーエレ
ベーター」というのが聞こえたのですよ。クマがカントリーエレベーターって、もしかして
ハウス団地、自分の所は C 地区なのでカントリーに近いから、あそこにクマが出たのかなと
ちょっと心配になったのですが、すぐに LINE で情報が入りまして、地図が出て、カント
リーエレベーターは村のカントリーエレベーターではなくて、旧若美の方へ向かう所のカン
トリーエレベーターということがわかってほっとしたのですが、近所の方も「もしかして私
達のハウスの近くのカントリーに出たの？」ということで家に来られたのですよね。LINE で
はこう言っているので、こちらのカントリーではなく、向こうの男鹿市の方のカントリーで
すよというお話をしたのですが、LINE に登録している人たちの数がどのくらい伸びているの
か。この LINE を活用していただくと非常に、耳だけでなく、目からの情報できちんと確認で
きますので私は本当に LINE での情報ありがたいのですが、この LINE の住民の登録は伸び
ているのか、どのような状況なのでしょう。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

三村議員のご質問にお答えします。

LINE の登録者数ですが、すみません、正確な数字を持ち合わせておりません。

6 月号の広報でも大きく記事を載せさせていただきましたけれども、LINE の機能をだいぶ
拡張して、広報で大きく「登録をお願いします」ということを今進めている最中でありま
すので、ここは希望的意見になりますけれども、おそらくいづらか伸びてくるだろうとい
うふうに思っております。

数については、後ほど正確な数がわかりましたらお伝えしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【9 番：三村敏子議員】

そういえば広報に大きく載せてもらっていたなと思ったのですが、なかなか LINE にどうや

って登録したらいいのかわからない人たちもいると思うので、その辺の何か工夫とか、広報に載せていただいているというところもあると思いますがもう少し何か工夫して、できるものがあったら取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

三村議員のご質問にお答えします。

LINEの登録者数は村としてもぜひ伸ばしていきたいというふうに思っておりますので、今後ですね、いろいろな行政情報がデジタル化されていくと、もちろんそれに一本化するわけではありませんけれども、そういった使い方が増えていくということになりますので、機会を見て高齢者向けにでもですね、そういった教室みたいなことができれば、ぜひやっていきたいというふうに思います。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【9番：三村敏子議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。

私の方から2点ほどお伺いいたします。

1点目、3ページの宅地分譲の進捗状況ですけれども、26区画中21区画が5月末現在で売却済みということで、今新しい建物も建ち始めまして、賑やかになってくるのかなというふうに考えております。

以前も、ここが全部、完売した場合にどうするかというお話をさせていただいて、その中で新しい宅地分譲という話よりは、今の空き地・空き家対策をどうするかという話になっていたかと思うのですが、26区画中21区画ということで、早急にそういった対応していかなければいけないのかなと思っているのですが、そこ辺りの現状の進捗といいますか、検討状況、もしくは対応等をお伺いできればと思います。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

黒瀬議員のご質問にお答えします。

西1丁目3番地の宅地分譲につきましては、村長報告のとおり、売却が思いのほか順調と

いう状況でございます。

購入者のうちですね、村営住宅が10戸ぐらい今後空いてくると、こちらの売却が進んだことが影響してですね、そういったこともあります。村営住宅の新たな入居募集というのも1つあります。また新しい宅地分譲というのは、用地選定から含めて計画は今のところありません。これも以前お答えしたとおり、まずはここ西1-3と、東3-4について、3月議会で村政報告の中で触れさせていただきましたが、一部については分譲をしていきたいということで、今後、できれば年内中にそこは新たな分譲をかけていきたいなというふうに考えております。

よって新たな宅地造成を伴う分譲は、現在のところ計画・予定はしておりません。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。そうでしたね、東3-4もそのような話だったと思います。

ただ、東3-4もそんなに多い数ではないと思いますので、そういった形で今後広げていくタイミングで、それ以外の空き地等の対策というのををしていただければなと思うのですけれども、特に、例えばですけれども、ちょっと一步踏み込んでですけれども、今後、分譲する予定がないと、新たな分譲地の開発予定がないというのであれば、例えばそういった空き地等をですね、村としてもいっそ買い上げてしまって、それを分譲地としていくというような考え方、そこを整備してなのか、そのままなのか、例えばちょっと縦長にはなるかもしれないけれど、2区画に分筆してですとか、そういったことをもう少し考えていってもいいのではないかなと思うのですけれども、そこあたりの検討というのは、何かお考えはあったりするものでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

黒瀬議員のご質問にお答えします。

既存住宅地の空き家対策あるいは空き地対策といったものについては、現在のところ、ご承知のとおり空き家バンクを通じての活用を呼びかけているというところであります。一方では空き家バンクの登録がなかなか進んでこないという課題がありますので、当面は使いやすい空き家バンク、あるいはその所有者がそれに取り組みやすいような環境整備といったものを今後進めていかなければならないのかなと。これまでは空き家バンクの窓口を作って、やってくださいよというような受け口を作っていたということですので、今後は宅地分譲が一段落すれば、やはり住区内の空き家・空き地について、使いやすい制度にしていくといったことを取り組む必要があるのかなというふうに考えております。

空き家・空き地を村が所有してということでございますけれども、現在のところ、村が一旦買い上げてとか、所有した上で何らかの活用ということは考えておりません。

今年度からですね、住まいづくり補助金の中で、空き家の活用について従前より幾分手厚い形で助成をしておりますので、その活用を促しているというところであります。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【4 番：黒瀬友基議員】

質問ではないですけれども、どのタイミングで移住者が出てくるかというのはわかりませんので、引き続き、入りたい方がいたときに入れる環境というのを整備していただければと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、次の質問に入らせていただきます。

5 ページの相撲合宿についてです。

今日、朝、通りかかったら、いっぱい車が停まっているなということで改めて感じたのですけれども、以前から何回かお話もしていたのですけれども、今の新しい分譲地の通り沿い等がこれまで結構駐車スペースになっていましてなかなか通りづらかったのですけれども、そこ辺りも看板を立てていただいたり、人を配置したりしていただいて、徐々に運営の方も慣れてきている部分はあるのかなというふうに考えております。

それですね、この中で「大潟村を代表するイベントの一つとして育てていきたいと考えております」という話があったのですけれども、今年 3 回目になりますかね、元々は 60 周年の事業で、去年は協力隊の事業、どういう位置づけだったかちょっと正確には忘れちゃったけれどもそういった形で、今年度に関しては大潟村応援大使の予算等を活用するという形で、いろいろ事業として変遷してきているというかですね、そういうことがありまして、その中で、こちらとしては正直、3 年前、60 周年の単発の事業かなと言っていたところが、今回の村長報告の中で今後も継続していくようなお話なのですから、ここ辺りの今後のお考えと、今後もし続けていくということであれば、これはどういった形の位置づけで続けられるつもりなのかということをお伺いできればと思います。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

黒瀬議員の、押尾川部屋の大潟村合宿についてお答えいたします。

ご質問にあったとおり、第 1 回目は 60 周年のまさに記念行事ということでの位置づけでスタートしたわけでありまして。初回、非常に観覧者も多く評判も良くてですね、2 回目を迎えて大潟村を訪れていただける方もたくさんいらっしゃるということで、3 回目を今回迎えたわけでありまして。今回においては、応援大使である押尾川親方の関連を踏まえて、応援大使の活動の場というような位置づけの意味合いも含めて事業化しております。

また今年度より、秋田魁新報社の特別協賛もいただき、まさに村だけではなくて地域を応援する、地域に元気を与えるという趣旨での実施ということになっております。

今後ですけれども、これは先月の末でしたか、テレビ記者会見をやったときも、村長もその中でもお答えしておりますけれども、やはり村の名前、あるいは大潟村での実施をいろいろなメディアを通じて内外に広めて、その効果というのはやはりあるだろうということで、今後も可能であれば村を代表するようなイベントに育て上げられればいいのかなというふうに思います。

その際、やはり開催に対する経費といったものも非常に課題になってこようかと思いますので、いろいろなところと連携、協力をいただきながら、そういった方策を考えていきたいなというふうに思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4 番：黒瀬友基議員】

そうすると、予算の話ですと、今回、応援大使の活動の支援という形でということですが、さすがにこれを今後もその枠でというのはなかなか、ちょっと形に無理があるのかなと、それをやっていただけるのはひとついいのですけれども、そうすると他の応援大使の活動をどうしていくかという話にもなって、全てこういった形の、この規模感での事業をやっていくというのはちょっと難しいかと思うので、ちょっとそこ辺りをどう考えているのかという点が1点と、あと今回、特別協賛なんかもありましたし、様々なところに寄附ですとか、協賛を求めているという話は聞いています。

一方で、昨日、それだけの話ではないですけれども、村内の寄附の話なんかも出てきますし、もうひとつ、村外の、県外の方ですね、事業者さんの方で、直接聞いたわけではないですけれども、この事業についての協賛の手紙が実行委員会から来ていまして、ただ、それが何で来たのかわからないとおっしゃっている方がいらっしゃる会社があったりするんですね。それが県内であれば何らかの繋がりがあってとか、村内であればそれはもちろん地元でやるのでという話があるのでしょうか、なかなかそこあたりが、逆にどこから名前が出ているのだろうかという不安感が出ているという方もいらっしゃいますので、村の予算に限らずいろいろな財源を作ってやっていただくというのはひとつ重要かと思うのですけれども、そこ辺りももう少し丁寧にやっていかないと、かえってそういうところであまり皆さんがいい印象を抱かないという形になっても困るのかなと思いますので、ちょっと改めてそこ辺り、この事業の進め方というのを、村の予算使い方も含めて、この実行委員会形式をどのような形で今後考えられているのか、そこ辺り、もう一度改めてお伺いできればと思います。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

黒瀬議員のご質問にお答えします。

これからも大潟村を代表するイベントの 1 つとして育てていきたいということにつきましては、つまりは持続性ということになるわけですが、それはもちろんご指摘の財政的な面も含めてですね、検討をしてまいりたいと思います。

その中で、これまで多くの寄附、ご厚意に支えられて実施できてきている事業でありますけれども、昨日一般質問でもありましたけれども、安易に寄附に頼るということではなくて、その辺も含めてですね、検討はしていきたいと思います。

まずは来年度の事業の実施の姿はどうかというのは、現時点ではまだ検討を深めておりません。予算編成の中でそれは検討を深めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【4 番：黒瀬友基議員】

いえ、ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午後 3 時 05 分)

(午後 3 時 05 分)

再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 29 号から議案第 33 号までを会議規則第 39 条の規定により、各常任委員会へ付託することに、ご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって議案第 29 号から議案第 33 号は、お手元に配付しております「議事日程第 2 号」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、日程第 8、陳情第 3 号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」から、日程第 11、陳情第 6 号「ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として、森林環境譲与税の積極的活用を検討することを求める陳情書」までを、会議規則第 37 条の規定により一括議題とします。

陳情第 3 号から第 6 号については、会議規則第 95 条の規定により、お手元に配布しており

まず「陳情等文書表」のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後 3 時 07 分)

令和 8 年第 3 回（6 月）大潟村議会定例会【第 7 日目】

1. 開議日時 令和 8 年 6 月 16 日（火）午後 3 時 00 分～午後 4 時 01 分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1 番：松本 正明	2 番：菅原アキ子	3 番：川渕 文雄
4 番：黒瀬 友基	5 番：松橋 拓郎	6 番：菅原 史夫
7 番：齋藤 牧人	8 番：松雪 照美	9 番：三村 敏子
10 番：大井 圭吾	11 番：工藤 勝	12 番：丹野 敏彦

計 12 名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略）なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 小澤菜穂子
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤綾子
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 近藤比成
教育次長 宮田雅人	農業委員会事務局長 小林 豊

6. 議会事務局の職員 事務局長 澤井公子 書記 藤村明美

7. 議事日程別紙のとおり〔議事日程第 3 号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第 29 号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第 30 号 工事請負契約の締結について

議案第 31 号 財産の取得について

議案第 32 号 令和 8 年度大潟村一般会計補正予算案

議案第 33 号 令和 8 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案

陳情第 3 号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

陳情第 5 号 mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書

陳情第 6 号 ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として、森林環境譲与税の積極的活用を検討することを求める陳情書

意見書案第 1 号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割

合引き上げを求める意見書案

意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書案

発議第 2 号 地方自治法の改正を求める意見書案

議員派遣の件

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただいまの出席議員数は 12 名であります。

これより本日の会議を開きます。

はじめに、2 日目の総括質疑に関して、総務企画課、石川課長より発言を求められておりますので、これを許します。

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

6 月 11 日、総括質疑の中でありました、三村議員からの村の公式 LINE への登録者数の質疑でありましたけれども、今日現在、6 月 16 日現在 1,023 名でございます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

これより、お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

はじめに、会議規則第 39 条及び第 95 条の規定に基づき、各常任委員会に付託いたしました議案等について、会議規則第 77 条及び第 95 条の規定に基づき各委員長から審査報告書の提出がありました。お手元に配布しておりますので、ご覧ください。

これより、会議規則第 37 条の規定により、日程第 1、議案第 29 号から、日程第 9、陳情第 6 号までを、一括議題といたします。

はじめに、総務福祉教育委員会に付託いたしました、議案第 29 号、議案第 31 号、議案第 32 号の関係部分、議案第 33 号及び陳情第 3 号から陳情第 5 号についての審査の経過と結果について、総務福祉教育委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員会に付託いたしました議案等につきましては、各常任委員長報告の後で採決いたします。

総務福祉教育委員長、8 番、松雪照美さん。

【総務福祉教育委員長：松雪照美】

8 番、松雪照美です。

令和 8 年第 3 回 6 月議会定例会において、当総務福祉教育委員会に付託のあった議案について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに、総務企画課部門について審査に入りました。

議案第 29 号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「子ども子育て支援増額分を医療費で調整・減じているわけだが、他市町村の状況は。」との質問に、「正確な情報はないが、県から示されたモデルに則った形での算出となる。令和 8 年度は、令和 7 年度の所得により試算することから、農家の方々の多数が所得が上がっており、新たに子ども子育て支援分が新設されても、他の区分で増額分を吸収する配分とした。他市町村が必ずしも同じではない。大潟村は特殊だと考える。」とのこと。委員より「医療分の上限額が 66 万円から 67 万円に上がった要因は。」との質問に、「毎年、いずれかの納付金の限度額が上がる状況で、子ども・子育て支援金に加わったことも影響した。」とのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、議案第 29 号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第 32 号「令和 8 年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「物産公社の修繕はどのようなものか。」との質問に、「風が吹いたとき事務所に砂が入ってしまうため、窓のサッシ部分へ張り込みをする工事、倉庫の 3 つの窓から入ってくる砂埃をカバーする工事、排水路周りの臭いを防ぐための工事。」とのこと。委員より「用水路側のことと理解した。用水路は使われなくなった後、どのようにするか決まっていないとのことだったが、再工事の心配はないか。」との質問に、「今回碎石を敷くことに関しては土地改良区とも話し合い、当該工事とは関係のない部分に優先的に碎石を敷くことで調整している。」とのこと。委員より「人事異動に伴う補正について、確定させるタイミングや補正に上げてくるタイミングの理由が知りたい。」との質問に、「当初予算は、予算計上時に在籍している職員と新規採用職員の配属を考慮して予算組みしている。4 月の定期人事異動で配属部署が変わったり部署間の異動も発生するため、6 月補正で 4 月人事異動に伴った補正を行う。増減額が大幅に変わるときは、再度 12 月や 3 月に補正させていただく。」とのこと。委員より「残業について規定はあるのか。」との質問に、「1 か月あたり 45 時間、年間 360 時間を上限としている。時期により業務量が集中するため、月 45 時間を超えた場合、所属長が状況、健康状態を村長に報告する取決めをしている。また、課内あるいは課を超えて組織として対応することとしている。」とのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、福祉保健課の審議に入りました。

議案第 32 号「令和 8 年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「統括支援員の募集が会計年度職員で週 3 勤務だったが、将来的に正職員対応にすることは考えていないのか。」との質問に、「統括支援員の基礎研修を職員で受講し、こども家庭センターの開設までに統括支援員に足る素養を備える者を準備する。初期構想として、指導・相談・助言に類する業務を保健センター内で行い、単純な手続き、届け出業務を役場に置く。1 名の職員で 2 つを担う形のスタートとしている。今回、統括支援員に予

定している方は公認心理士という国家資格のある方で、心理面のケアも手厚くできるようになると考えている。」とのこと。委員より「関連だが、幼児用トイレのサイズはどのようになるのか。」との質問に、「こども園にある 5 歳児程度のものである。子どもが利用するのに最小限必要なものとした。」とのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、議案第 33 号「令和 8 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。

質疑、討論ともになく、議案第 33 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、教育委員会部門の審査、審議に入りました。

議案第 31 号「財産の取得について」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「タブレットは 1 台あたり 6 万円を超える価格となっているが、共同調達の場合、村独自の教育の特徴などを出していけるのか。また、納期は。」との質問に、「村ではミライシードという学習ソフトやスイートツールというソフトを独自インストールして指導にあたっている。納期は 9 月末日でお願いしている。」とのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終結し、討論はなく、議案第 31 号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第 32 号「令和 8 年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「ボートのブイの値段が 500 万とのことだが、金額も高いので、設置後に撤去ではなく、活用の仕方を考えてほしい。」との質問に、「来年度以降、コスト軽減に向け活用方法を考えたい。」とのこと。委員より「食器食缶トレイ洗浄機修繕工事について、洗浄機の耐用年数は。」との質問に、「通常 20 年程度を保つものであるが、今回 14 年目での故障となった。今後は点検の頻度を上げて対応していきたい。」とのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終結しました。

関係各課が入場した後、討論に入り、討論はなく、討論を終結し、採決を行い、議案第 32 号「令和 8 年度大潟村一般会計補正予算案」の当総務福祉教育委員会に関係する部分は、全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、陳情第 3 号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」について意見を求め、委員より「教育というものは大切なことであるし、特段反対する理由も見つからないので、賛成したい。」との意見。

他に意見はなく、採決に入り、陳情第 3 号は全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第 4 号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」について意見を求め、委員より「我々地方自治体にとっても意義のあることだと思うので、賛成。」との意見。

他に意見はなく、採決に入り、陳情第 4 号は挙手多数により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第 5 号「mRNA ワクチン(レプリコンワクチンを含む)接種事業中止の意見書提出を求める陳情書」について意見を求め、委員より「これを選ぶ権利はそれぞれの判断だと思うので反対。」との意見。

他に意見はなく、採決に入り、陳情第 5 号は挙手少数により不採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託のありました議案と陳情案件の、審査経過と結果についてのご報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、生活産業委員会に付託いたしました、議案第 30 号、議案第 32 号の関係部分及び陳情第 6 号についての審査の経過と結果について、生活産業委員長の報告を求めます。

生活産業委員長、11 番、工藤勝さん。

【生活産業委員長：工藤勝】

11 番、工藤勝です。

令和 8 年第 3 回大潟村議会定例会において、当生活産業委員会に付託のありました、議案第 30 号、議案第 32 号、陳情第 6 号について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに、議案第 30 号「工事請負契約の締結について」、当局の説明を受けた後、質疑に入りました。委員より「プロポーザル審査の流れについて、どのようになっているのか。」との質問に、当局より「プロポーザル募集の段階で、村の要求水準書に対し、品質を担保するため最低制限価格を設定するのが望ましいと判断し、設定している。併せて予定価格を公表しており、それぞれの入札参加者に要求水準に基づき積算をしていただき、プロポーザルの際に見積金額を提出していただくという形をとっている。」とのこと。委員より「プロポーザル審査結果で 1 社が一次審査落選となっているが、落選の基準は。」との質問に、当局より「公募段階で二次審査に進めるのは 5 社と定めて募集している。一次審査の評価、加点項目を公表した上で、事業所から書類を提出いただき、結果として 6 社のうち一番低い点数だった事業者が一次審査で落選となった。」とのこと。委員より「要求水準機能および仕様一覧はどのように決めたのか。」との質問に、当局より「設計委託の中で、現在の村防災無線の運用において必要な機能を伝えた上で、仕様書等を作成いただいた。」とのこと。委員より「現在使っている防災行政無線と比べて性能が大きく変わっている点は。」との質問に、当局より「内蔵バッテリーが現在のものよりも長寿命化されている。運用の中で劇的に変わるのは、

現在は消防本部からの情報は音声のみ防災無線から流れるが、LINE やその他の ASP サービスに登録していただければ文字情報で火災が発生していると流れるようになる。」とのこと。委員より「戸別受信機の希望調査の結果は。」との質問に、当局より「申し込みいただいた世帯は 400 世帯で、不要と回答いただいた世帯は 30 世帯であった。おそらく調査票を見ていない世帯も相当数あると想定しており、今回の工事では 700 戸で積算している。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、議案第 30 号「工事請負契約の締結について」、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 32 号「令和 8 年度大潟村一般会計補正予算案」の当生活産業委員会に関する部分について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「備品購入費が 53 万 9,000 円減額となっているのは、元々備品購入費でレースカーテンを購入予定だったものを、レール等も含めて工事請負費に付け替えるということで、それ以外に減額の要因はないとの理解でよろしいか。」との質問に、当局より「そのとおりである。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、議案第 32 号「令和 8 年度大潟村一般会計補正予算案」の当生活産業委員会に関する部分について、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第 6 号「ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として、森林環境譲与税の積極的活用を検討することを求める陳情書」について審査し、委員より「森林環境譲与税は本来の使い方をすべきだと思うし、これをあえてクマ対策にというのはどうかと思うので不採択と考える。」との意見や、委員より「今年だけに限ったことではなくこれからも常にあることだと思うので、しっかりとクマ対策の財源を確保してもらい、県なり国なりでやるべきだと思うので、不採択。」との意見や、委員より「森林環境譲与税に限らず、ツキノワグマ出没対策というのは継続してやっていくべきだと思うので、賛同しかねる。」との意見や、委員より「財源が多ければ多いほど良いかという部分はあるが、現状予算の話ではないと思う。人材確保などトータルの計画があった上で予算確保が望ましいと思う。」との意見や、委員より「森林環境譲与税をあえてクマ対策に使わなければならない理由もないし、もっと他の形で有効活用し、クマ対策は別の財源でできると思う。」などの意見が出されました。

審査を終結し、採決の結果、陳情第 6 号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、当生活産業委員会に付託のありました議案第 30 号、議案第 32 号、陳情第 6 号についての審査の経過と結果について報告いたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

以上で、各常任委員長の報告が終了いたしました。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 29 号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第 30 号「工事請負契約の締結について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 31 号「財産の取得について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長並びに生活産業委員長より報告のありました、議案第 32 号「令和 8 年度大潟村一般会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 33 号「令和 8 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第 3 号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書採択の陳情」について、先ほどの委員長報告は採択でした。

採決いたします。

陳情第 3 号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」について、先ほどの委員長報告は採択でした。

採決いたします。

陳情第4号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第4号は採択することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第5号「mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書」について、先ほどの委員長報告は不採択でした。

採決いたします。

陳情第5号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、陳情第5号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、陳情第6号「ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として、森林環境譲与税の積極的活用を検討することを求める陳情書」について、先ほどの委員長報告は不採択でした。

採決いたします。

陳情第6号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、陳情第6号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第10、意見書案第1号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書案」を議題といたします。

暫時、休憩いたします。

(午後3時30分)

(午後3時32分)

再開いたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

8番、松雪照美さん。

【8番：松雪照美議員】

8番、松雪照美です。

意見書案第1号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第1号

ゆたかな学びの実現、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担割合

引き上げを求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 8 年 6 月 16 日提出

提出者	大潟村議会議員	松雪 照美
賛成者	大潟村議会議員	松橋 拓郎
賛成者	大潟村議会議員	菅原アキ子
賛成者	大潟村議会議員	川渕 文雄
賛成者	大潟村議会議員	三村 敏子

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

ゆたかな学びの実現、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担割合 引き上げを求める意見書案

学校現場では、「貧困」「いじめ」「不登校」「カリキュラム・オーバーロード」「教職員の長時間労働」など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善や自治体による「業務の 3 分類」をはじめとした施策に必要な財源措置が不可欠です。

21 年の法改正により、小学校の学級編制標準は 25 年度までに 35 人に引き下げられました。中学校においては 26 年度から引き下げる方針となっています。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

秋田県においては、厳しい財政状況の中でも、一人ひとりの子どもに教職員がより丁寧に関わることができるよう、独自の少人数学級を実施しているところですが、義務教育費国庫負担割合は 3 分の 1 と少なく、自治体財政を圧迫している状況にあります。

こうした観点から、2027 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき意見書を提出いたします。

記

1. 子どもたちの教育環境改善、教職員の働き方改革及び長時間労働是正のために、加配教員の増員や少数職種の配置増などの教職員定数改善や働き方改革を実行するために必要な予算措置を講ずること。
2. 高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削

減は行わないこと。

4. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかり、地方財政を確保するため、義務教育費国庫負担割合を引き上げること。
5. 教育課程の時数と内容の過多(カリキュラム・オーバーロード)は、子どもや教職員に過大な負担となることから、学習指導要領の内容の精選等を行うこと。
6. 新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、教職員の待遇改善に必要な財源措置を講ずること。
7. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成バランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

令和 8 年 6 月 16 日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 森 英介 様
参議院議長 関口 昌一 様
内閣総理大臣 高市 早苗 様
財務大臣 片山 さつき 様
総務大臣 林 芳正 様
文部科学大臣 松本 洋平 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第 1 号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第 1 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、意見書案第 2 号「地方財政の充実・強化を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

8 番、松雪照美さん。

【8 番：松雪照美議員】

8 番、松雪照美です。

意見書案第 2 号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第 2 号

地方財政の充実・強化を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 8 年 6 月 16 日提出

提出者	大潟村議会議員	松雪 照美
賛成者	大潟村議会議員	松橋 拓郎
賛成者	大潟村議会議員	菅原アキ子
賛成者	大潟村議会議員	三村 敏子

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

地方財政の充実・強化を求める意見書案

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DX の推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。

2026 年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027 年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体 DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災、減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高ま

りつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。加えて、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。
6. 2027 年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。
7. 会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体 DX に伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。
10. 地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。
11. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。
12. 自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 16 日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 森 英介 様

参議院議長 関口 昌一 様

内閣総理大臣 高市 早苗 様

財務大臣 片山 さつき 様

総務大臣 林 芳正 様
厚生労働大臣 上野 賢一郎 様
国土交通大臣 金子 恭之 様
デジタル大臣 松本 尚 様
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）
黄川田 仁志 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、発議第2号「地方自治法の改正を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。

発議第2号について、意見書案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

発議第2号

地方自治法の改正を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年6月16日提出

提出者	大潟村議会議員	黒瀬	友基
賛成者	大潟村議会議員	松本	正明
賛成者	大潟村議会議員	菅原	アキ子
賛成者	大潟村議会議員	川渕	文雄
賛成者	大潟村議会議員	松橋	拓郎

賛成者 大潟村議会議員 菅原 史夫
賛成者 大潟村議会議員 齋藤 牧人
賛成者 大潟村議会議員 松雪 照美
賛成者 大潟村議会議員 三村 敏子
賛成者 大潟村議会議員 大井 圭吾
賛成者 大潟村議会議員 工藤 勝

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

【提案理由】

本案は、地方自治体の長が、病気や事故などにより意思表示できない状況下での辞職に関して、長の尊厳を守り、円滑な行政運営を確保するため、議会の不信任議決や住民の解職請求によらない法令を早急に整備することを強く求めるものである。

以上が、この意見書案を提出する理由である。

地方自治法の改正を求める意見書案

秋田県八郎潟町議会は本年5月8日に、病気で意識不明の状態が続く畠山菊夫町長に対し、不信任決議案を可決した。これにより、同月19日に地方自治法の規定により町長は自動失職した。首長の任期前辞職には地方自治法等の規定で本人の意思表示が必要であり、病気や事故のために意思表示できない場合の規定は存在しない。議会による首長への不信任議決は、議会が首長に対して、重大な行政上の問題があり、その責任を追及する手段として、あるいは、その行政執行能力からみて、行政を任せることができないとの判断に立って、首長を信任することができない旨を議決することである。

この度の八郎潟町議会の不信任議決は、首長が辞職の意思を示すことが出来ないという異例の事態により、現行法で為し得る唯一の手段として議決したものである。八郎潟町議会は苦渋の決断として議決し、畠山町長の功績と名誉、尊厳に配慮して「不信任」の文言の使用を控えたが、地方自治法第178条による「長の不信任議決と長の措置」に相違はない。

よって、大潟村議会は、現行法に首長が意思表示できない場合の規定がないことは法の不備と云わざるを得ず、不測の事態が生じた際に、これを早急に解決して、円滑な行政運営を確保するために地方自治法の改正・法令整備を強く求める。

記

1. 地方自治体の長が、病気や事故などにより意思表示できない状況下での辞職に関して、長の尊厳を守り、円滑な行政運営を確保するため、議会の不信任議決や住民の解散請求によらない法令を早急に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 16 日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

内閣総理大臣 高市 早苗 様
総務大臣 林 芳正 様
衆議院議長 森 英介 様
参議院議長 関口 昌一 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

これより質疑および討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、質疑および討論を省略し、これより採決に入ります。

採決は、挙手により行います。

発議第 2 号「地方自治法の改正を求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。

よって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

(午後 3 時 56 分)

(午後 4 時 00 分)

再開いたします。

次に、日程第 13「議員派遣の件」を議題といたします。

お手元に配付しております「議員派遣の件」については、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 129 条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。

「議員派遣の件」について、配付資料のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、「議員派遣の件」は決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に、今後、変更を要する場合は、取り扱いを議長に一任していただきたいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、よって、議員派遣の内容に、変更を要する場合の取り扱いは、議長に一任されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和 8 年第 3 回大潟村議会定例会を閉会いたします。

(午後 4 時 01 分)